

はじめに

現代社会において、私たちは生活する上で様々な問題に出会います。そのなかには、周りの人の助言により、解決できることがらもあるでしょう。しかし、複雑化しつつある現代社会においては、一つの問題の背景には様々な要因が関わっており、現象として同じような問題に見えても人の成長発達とともに、その問題の意味が違ったり、変化してしまうことがあります。したがって、人々が生涯発達の中で出会う様々な問題の解決に当たっては、まず問題そのものを理解する専門性が必要とされます。また、問題に直面している人のニーズ把握に基づいた正しい理解により、適切な支援を行うという専門性が求められます。そのような現代社会のニーズに応じる形で誕生したのが臨床発達心理士です。

臨床発達心理士を認定し、その知識・技術および資質の向上を目的として設立されたのが一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構です。この機構は、現在、日本発達心理学会、日本感情心理学会、日本教育心理学会、日本コミュニケーション障害学会の4学会の協力により運営されています。「発達の観点に基づき人の健やかな育ちを支援する」という理念に基づき2001年12月に設立された臨床発達心理士認定運営機構は、この14年間に、約4000名に対して臨床発達心理士としての資格認定を行ってきました。また、2009年度からは臨床発達心理士スーパーバイザー認定制度を設け、その専門性の質を高めていくたえまない活動を行っています。このように常に組織や活動の充実を図りつつ、2015年度においては、北海道から九州・沖縄までの20支部において、地域と結びついた臨床活動を展開していきます。

臨床発達心理士資格を社会に送り出して15年目になりますが、この間、東日本大震災など災害で被災した人々への支援、「障害」概念の変化に伴う適応という問題のとらえ直し、子どもの育ちに関わる制度、教育、障害福祉の制度が大きく変わりました。新たなニーズに対応するために、一層高度な専門性が求められるようになってきました。しかし、臨床発達心理士に求められる専門性は、アセスメントを含む専門的な技能だけではありません。むしろ、人とかかわるとはどのようなことか、人を支援するとは何をすることなのか、支援が成功したとは何をもち判断できるのかといった、いわゆる自分自身の「臨床的かかわり」を見つめることを通して、臨床活動を展開するということが重要な専門性です。

また、国家資格公認心理師法の成立により「公認心理師」が誕生することになりました。国家資格である公認心理師においては、教育、医療・保健、福祉、司法・矯正、労働・産業、学術・研究など非常に多岐にわたる活動領域を想定しており、特定の分野に限定されない「汎用性」「領域横断性」を特長とする心理職国家資格を旨とするもの、とされています。このような変革のうねりの中で、臨床発達心理士はこれまで通り、生涯発達という広い視野からの日常の暮らしへの適応支援を今後も続けてまいります。

このような専門性を向上させる取り組みは個人だけではできません。同じ目的をもつ仲間とともに臨床活動を行うことによって、社会・文化の中に位置づけられた専門性の確立が可能になると思います。その点で、皆さんが臨床発達心理士の資格を取得し、私たちと共に新たな社会を創り出す一員として様々な活動に取り組んでいただけることを期待してお待ちしています。

2016年1月
一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構
代表理事 秦野 悦子

2018年度の認定審査より、つぎの点が変更になります。

- ① Eタイプによる申請が2018年度をもって廃止となります。
- ② 公認心理師資格保有者は本資格への申請が可能となります。

早わかり資格認定 2016

臨床発達心理士の資格認定に申請しようとする方は、まずこのページをよくお読みください。

(1) 臨床発達心理士について知りたい：1～6ページをお読みください。

(2) どのタイプで申請可能かを知りたい

下の図1をご覧の上、ご自分が申請可能なタイプをお決めください。(実際の申請に当たっては、タイプごとにいくつかの条件を満たす必要があります。詳細はそれぞれのタイプの説明ページをよくお読みください。)

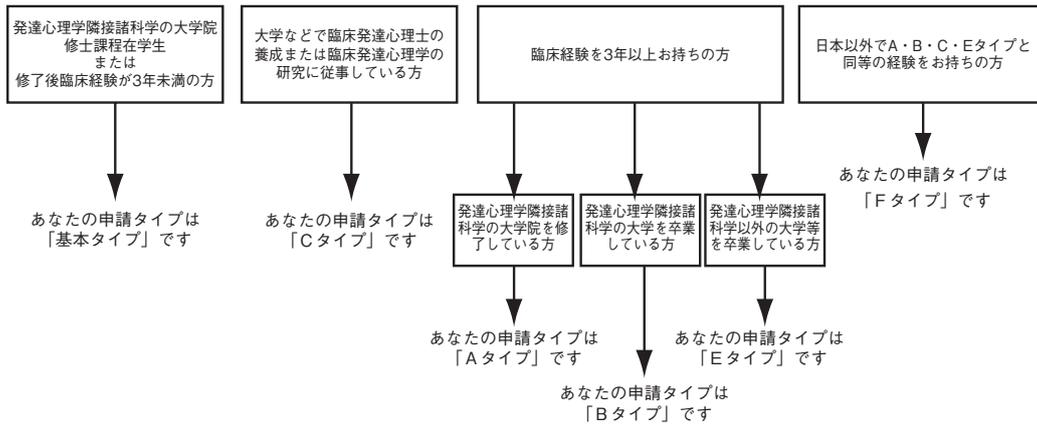


図1 申請タイプの選び方

(3) 申請タイプについて詳しく教えてほしい

《基本タイプ》については…………… 8～11ページをご覧ください。

《Aタイプ》《Bタイプ》《Cタイプ》《Eタイプ》《Fタイプ》については…12～15ページをご覧ください。

(4) 「発達心理学隣接諸科学」の大学院・学部とは何か教えてほしい

下の表1をよくご覧ください。

表1 発達心理学隣接諸科学の範囲

発達心理学、心理学 教育学、障害児教育学、幼児教育学、保育学、児童学、児童文化学 福祉学、社会福祉学 小児科学、老年学、医学、リハビリテーション学、看護学、発達障害学 保育体育学、体育心理学、スポーツ健康科学 人間学、応用人間科学、(心理学的) コミュニケーション学 人間社会学、社会学

- (注)・その他の学問領域については、資格認定委員会で検討して随時追加されます。最新の情報は一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構ウェブページ (<http://www.jocdp.jp/>) を参照してください。
- ・所属学科名が違っていても、専攻内容が上記に該当すれば認められます。履歴書に専攻内容を詳しく書いてください。
 - ・大学院修士課程については、教育職員免許状専修をお持ちの場合、上記にかかわらず、発達心理学隣接諸科学大学院修了と認められます。申請に際しては、それを証明できる書類(免許状のコピー)の提出が必要です。この取り扱いについては、教育学部特別専攻科で専修免許状を取得した場合にも適用されます。また、医学部・薬学部・歯学部等、6年制の大学学部を卒業している場合も大学院修了と認められます。
 - ・学部(4年制)については、公益社団法人日本心理学会が認定する「日本心理学会認定心理士」を取得している場合や、教育職員免許状1種(1級)をお持ちの場合、上記にかかわらず、発達心理学隣接諸科学学部(4年制)卒業と認められます。申請に際しては、それを証明できる書類(認定証・免許状のコピー)の提出が必要です。この取り扱いについては、教育学部特別専攻科で1種(1級)免許状を取得した場合にも適用されます。

(5) 「臨床経験」にはどのようなものが含まれるのか教えてほしい

臨床歴は、臨床発達心理にかかわる経験であることが必要です。臨床発達心理に関わる臨床経験には、下の表2に記載されるものがあります。但し、これらの現場での通常の経験のみでは臨床経験とは認められません。それらの場における特別なニーズをもつ人々に対する、臨床発達心理的な支援であること（p.57「臨床発達心理に関連する臨床経験内容一覧」の説明を参照）が必要です。

表2 臨床発達心理に関連する臨床経験の種類

乳幼児期の発達・生活支援の場や活動 保健所等での健診・発達相談（心理・保健師） 乳児院（保育士、看護師、心理） 幼稚園・保育所等での保育（教諭、保育士、保育カウンセラー） 幼稚園・保育所等での発達相談・子育て・子育て支援関連職 統合保育での巡回相談（心理） 通園施設・児童発達支援センター等での評価・療育（心理、指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士） 周産期および小児の医療（心理、医師） 母子支援施設 大学・研究所のクリニック（心理、指導員） その他資格認定委員会が認めたもの
児童期・青年期の教育・生活支援の場や活動 通常学級での特別なニーズをもつ子どもへの対応（教諭、特別支援教育コーディネーター） 保健室（養護教諭） 特別支援学級（教諭） 特別支援学校（教諭） 病院内学級（教諭） スクールカウンセラー（心理） 教育センター・教育相談所（教育委員会）（心理） 適応指導教室・教育（学習支援）センター（相談員、心理） フリースクール（教員、指導員） 学童保育、社会教育（指導員） 養護施設（指導員、心理） 児童相談所（心理、児童福祉司） 児童自立支援施設（旧教護院）（指導員） 少年院（法務教官、心理） 発達支援・子育て支援関係NPO（心理） 大学・研究所のクリニック（心理、指導員） その他資格認定委員会が認めたもの
成人期・老年期の福祉・生活支援の場や活動 障害者施設（指導員、心理） 老人施設・療養型病床群（老人病院）、老人保健施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、グループホーム（心理、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ケア・マネージャー） 退職前教育 ホスピス（心理） 親業教室（母親教室、父親教室）、祖父母業教室 大学・研究所のクリニック（心理、指導員） その他資格認定委員会が認めたもの

(6) 経験年数はどのように計算するのか教えてほしい

経験年数換算シートの書き方（p.57～p.60）および、**臨床経験の計算方法補足説明**（p.99～p.100）をお読みください。

(7) 2010年度までとの変更点を教えてほしい

A3タイプ、B3タイプ、Dタイプが2011年度より廃止になり、他のタイプに統合されました。また、「1日講習会」がなくなり、指定科目の「臨床発達心理学の基礎に関する科目」が必須となりました。詳しくは《**現職者タイプ**》の**申請条件・申請タイプと審査方法**（p.12～p.13）をお読みください。

(8) 指定科目取得講習会について教えてほしい

講習会を受講するためには講習会ガイドを購入することが必要です。指定科目取得講習会2単位（2日間）の受講料は16,200円（税込）です。講習会ガイド購入方法、および講習会開催予定の最新情報などについては、ウェブページ（<http://www.jocdp.jp/>）をご覧ください。

(9) 申請ガイドを熟読したが、やはりわからないところがある

問い合わせる前に、ウェブページ（<http://www.jocdp.jp/>）掲載のQ&Aをご覧ください。よくある質問への回答が掲載されています。問い合わせへの回答は早くても数日から1週間後になります。問い合わせの方法は巻末をご覧ください。

ご自身の申請タイプはどれにあたるか、臨床経験年数の換算方法等、申請者自身に関する個別の問い合わせは、それら自体が審査の対象となりますので、事前の問い合わせには応じておりません。ガイドを熟読の上、ご自身でご判断され、必要な書類を整えてください。

< 目 次 >

早わかり資格認定2016	i
I 臨床発達心理士とは	1
1. 臨床発達心理士認定運営機構の沿革	1
2. 私たちの問題意識と理念－臨床発達心理士誕生の背景	2
3. 「発達の観点」とは何か－臨床発達心理学の3つのポイント	2
4. 臨床発達心理士に求められる専門的技能	4
5. 臨床発達心理士の職域	4
臨床発達心理士資格を理解するためには是非お読みください。	
II 申請タイプごとの申請条件と審査方法および審査実施要領	6
1. 《基本タイプ》大学院修士課程修了者（修了見込者）	8
1.1 《基本タイプ》の申請条件と審査方法	8
1.2 《基本タイプ》の審査実施要領	10
2. 《現職者タイプ》	12
2.1 《現職者タイプ》の申請条件・申請タイプと審査方法	12
2.2 《現職者タイプ》の審査実施要領	14
まず、ここを熟読して申請タイプを決めてから、ⅢあるいはⅣへお進みください。	
III 《基本タイプ》の申請書類の記入の仕方	18
1. 申請に必要な書類	18
2. 《基本タイプ》の申請書類の説明と記入の仕方	20
臨床発達心理士資格認定申請書（基本タイプ用）様式（基）1-1	20
旧姓使用願 様式（基）1-2	21
履歴書（基本タイプ用）様式（基）2	21
大学院修士課程修了（見込）証明書	22
指定科目履修・指定科目取得講習会受講自己申告書（指定科目別）様式（基）3-1	22
大学院単位修得（見込）証明書（成績証明書でも代替可）	25
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「基礎」用）様式（基）3-2（1）	26
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「認知」用）様式（基）3-2（2）	26
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「社会情動」用）様式（基）3-2（3）	26
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「言語」用）様式（基）3-2（4）	26
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「育児保育」用）様式（基）3-2（5）	26
シラバスのコピー	29
臨床実習修了証明書 様式（基）4（1）	30
臨床実習修了見込証明書 様式（基）4（2）	30
《基本タイプ》スーパーバイザー留意事項 様式（基）5	31
臨床実習報告書	32
臨床実習報告書・表紙 実習A型 様式（基）6（1）	37
臨床実習報告書・表紙 実習B型 様式（基）6（2）	37
スーパーバイズ証明書（基本タイプ用）様式（基）7	38
人物証明書（推薦書）（基本タイプ用）様式（基）8	39
人物証明書（推薦書）用封筒	39
写真票・審査料控	39
受領証（ハガキ）	40
写真（IDカード用）	40
IDカード用写真入れビニール封筒	40
記入例は巻末の資料5参照 臨床実習については、巻末の資料3参照	

IV 《現職者タイプ》の申請書類の記入の仕方 42

1. 申請に必要な書類	42
2. 《現職者タイプ》の申請書類の説明と記入の仕方	44
臨床発達心理士資格認定申請書（現職者タイプ用） 様式（現）1-1	44
旧姓使用願 様式（現）1-2	45
履歴書（現職者タイプ用） 様式（現）2	45
学部等卒業証明書	46
大学院修士課程修了（見込）証明書	46
指定科目履修・指定科目取得講習会受講自己申告書（指定科目別） 様式（現）3-1	46
大学院単位修得（見込）証明書（成績証明書でも代替可）	49
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「基礎」用） 様式（現）3-2（1）	50
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「認知」用） 様式（現）3-2（2）	50
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「社会情動」用） 様式（現）3-2（3）	50
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「言語」用） 様式（現）3-2（4）	50
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「育児保育」用） 様式（現）3-2（5）	50
シラバスのコピー	53
在職証明書（A・B・Eタイプ用） 様式（現）4（1）	54
在職証明書（Cタイプ用） 様式（現）4（2）	55
臨床発達心理に関連する臨床経験内容一覧 様式（現）5	57
経験年数換算シート 様式（現）6	57
臨床発達心理学に関する研究業績一覧（Cタイプ用） 様式（現）7	60
研究業績概要	61
研究業績の別刷り（コピー）	61
《現職者タイプ》スーパーバイザー留意事項 様式（現）8	61
事例報告書	62
事例報告書・表紙 様式（現）9	66
スーパーバイズ証明書（現職者タイプ用） 様式（現）10	67
人物証明書（推薦書）（現職者タイプ用） 様式（現）11	68
人物証明書（推薦書）用封筒	68
写真票・審査料控	68
受領証（ハガキ）	69
写真（IDカード用）	69
IDカード用写真入れビニール封筒	69

記入例は巻末の資料5参照

資料1 指定科目に関する科目内容基準、大学院授業科目の指定科目としての認定条件	72
資料2 心理学と発達心理学の基礎に関する出題基準、指定科目キーワード、2015年度一次審査 （筆記）の結果の概要と問題例	77
資料3 臨床実習ガイドライン	88
資料4 臨床経験の計算方法補足説明	99
資料5 申請書類記入例	101

I 臨床発達心理士とは

1. 臨床発達心理士認定運営機構の沿革

2016.2.1 現在

1996年 5月～1997年 3月	日本発達心理学会理事会は第一次資格問題検討特別委員会（藤永保委員長）において資格の基本方針を検討。
1998年 8月～2000年 3月	第二次資格問題検討委員会（長崎勤委員長）において職能資格の内容を検討。
2000年 4月～2002年 3月	第三次資格問題検討委員会（藤永保委員長）において運営システムと「臨床実習ガイドライン」を検討。
2001年 5月	日本発達心理学会、日本発達障害学会、日本感情心理学会、日本教育心理学会、日本LD学会、日本性格心理学会（現：日本パーソナリティ心理学会）による学会連合資格「臨床発達心理士」認定運営機構設立準備委員会設立。
2001年12月	日本発達心理学会、日本感情心理学会、日本教育心理学会、日本性格心理学会（現：日本パーソナリティ心理学会）による学会連合資格「臨床発達心理士」認定運営機構発足。
2002年 3月	資格認定委員会主催指定科目取得講習会（早稲田大学）開始。
2002年 5月	麻生武氏が初代理事長に就任。
2002年 9月	現職者および大学院修士課程修了者の認定（麻生武機構理事長）開始。
2003年 7月	臨床発達心理士会（本郷一夫幹事長）発足。7支部（北海道・東北・関東・中部東海・関西・中国四国・九州沖縄）発足。
2005年 6月	無藤隆氏が理事長（第2代）に就任。
2005年 8月	第1回全国大会（青山学院大学：庄司順一大会長）実施。
2006年 5月	関東支部を7支部に分割して、東京支部、埼玉支部、千葉支部、神奈川支部、栃木支部、群馬支部、茨城支部が誕生し全13支部となった。
2006年 8月	臨床発達心理学実践研究誌（三宅篤子編集委員長）発刊。
2007年 5月	中部東海支部を2支部に分割して、東海支部、北陸・信越支部が誕生し全14支部となった。
2007年 9月	資格更新者認定（無藤隆機構理事長）開始。
2008年 6月	子安増生氏が理事長（第3代）に就任。
2008年 8月	日本臨床発達心理士会主催第1回国際ワークショップ（Welman,J.博士）実施。
2008年12月	機構に広報委員会、倫理委員会設立。
2009年 4月	一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構として組織変更。
2009年 6月	日本コミュニケーション障害学会（大井学理事長）が連合学会として法人に参加。
2009年 8月	スーパーバイザー資格認定（子安増生機構代表理事）開始。
2010年 6月	機構にスーパーバイザー資格認定委員会設立。
2011年 3月	関西支部を3支部に分割して、兵庫支部、大阪・和歌山支部、京都・滋賀・奈良支部が誕生し全16支部となった。
	東日本大震災支援対策本部を設立し、支援開始。
2011年 6月	本郷一夫氏が代表理事（第4代）に就任。
2011年12月	東日本大震災支援対策本部を新たに、日本臨床発達心理士会内の「災害・危機支援特別委員会」として発足。
2013年 4月	北陸・信越支部を3支部に分割して、長野支部、新潟支部、北陸支部（福井・石川・富山）が誕生し全18支部となった。
2013年11月	テーマ別研究会発足。
2014年 6月	秦野悦子氏が代表理事（第5代）に就任。
2014年 9月	海外研修会実施（Wilmington TEACCH Center in Clinic Training）。
2014年12月	機構に資格試験委員会設立。
2015年 4月	京都・滋賀・奈良支部を3支部に分割して、京都支部、滋賀支部、奈良支部が誕生し全20支部になった。

2. 私たちの問題意識と理念—臨床発達心理士誕生の背景

現在、私たちの生活において、生涯発達の中で起こる様々な問題がクローズアップされてきています。それらは、知的障害、学習障害等、従来から発達臨床、発達障害の分野が問題にしてきた、その要因を明確に個体能力に帰結できる問題だけではなく、「気になる子」のような健常と障害との境界領域の問題、また、子育て支援、幼児・児童虐待、不登校等、家庭、保育、教育、福祉といった社会・文化的な状況と密接に関連して生起する諸問題を多く含むようになってきています。今日までの発達臨床、発達障害に関しての発達心理学の貢献および成果は著しいものがありました。しかし、近年これらの個体能力の側からのアプローチに加え、健常・障害の境界領域の問題、個体能力と環境要因が不分離に関連しているような問題、また、社会・文化が複雑化し、捉え方も多様化し、それ自体が様々な問題を内包し、個体能力の発達に影響をもたらすといった認識にも対応できる、新たな発想によるアプローチが求められています。

このような諸問題を的確に把握し、その問題を解決するための専門性が発達心理学に強く要請されています。その専門性においては、発達の諸領域に関して深い理解が必要であるとともに、適切な評価・支援技術が必要であり、そのためのトレーニングが不可欠です。このような専門性を学会が認定する場合の条件について、日本発達心理学会の資格委員会が5年間にわたり検討を行いました。

認定にあたっては、できる限りオープンで、かつ実質的に評価可能な認定システムが必要です。具体的には、養成における指定科目制度と試験制度です。養成を特定の大学院に限定するのではなく、自己申請によって複数の大学院でも指定した科目が履修されていれば、受験資格が得られるものであり、また大学院での履修が困難な場合、臨床発達心理士資格認定委員会が主催する指定科目取得講習会を履修することによっても認定申請が可能になるようにしたいと考えました。

従来、発達心理学においても、とかく健常と障害、基礎と臨床といった二分法で語られることが多かったといえます。しかし、前述のように現在、その境界線は非常に曖昧になってきています。また、健常児者の研究は障害を含んでこそ、その本態に迫れるのであり、障害だけをみても支援は困難であることは明白です。さらに、生活の現場を考慮しない発達はあり得ません。専門資格の認定を行う場合には、従来の、もはや根拠も有効性もない不毛な二項対立を止揚し、今ここに生きる人間の理解のための発達心理学を再構築する必要があります。そのような学問の創出の基に、人間の機構（個体的側面、社会・文化的側面）を根元的に考えられる力をもつことと、日常生活において様々な困難を抱える人々を「具体的に」支援する力をもつことの両面を備えた専門家を育て、社会に送り出してゆくためのバックアップを担うことが学会の役割といえます。

本資格はあくまで心理学界における統一資格の枠組の中で実現されるよう、最大限努力する必要があることが、審議の経過の中で再三、強調されました。そのため日本発達心理学会、日本感情心理学会、日本教育心理学会、日本コミュニケーション障害学会の関連諸学会による「一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構」として運営されています。

3. 「発達の観点」とは何か—臨床発達心理学の3つのポイント

本資格では、臨床発達心理学を「人の生涯にわたる生物・心理・社会的側面からなる生活文脈の場の中で起こり得る、様々な兆候・問題・障害を包んだ（インクルーシブな視点を持った）時間的・発生的な過程から、人間の心的機構の解明を行い、また、そのことを通して、具体的な発達支援の方法論の検討を行う人間研究の領域」と捉えています。この定義によると、「発達の観点」として主なポイントが3つあります。

1つ目は、「生物・心理・社会的側面からなる生活文脈」であり、2つ目は「時間的・発生的な過程」です。3つ目は、「兆候・問題・障害を包んだ（インクルーシブな視点を持った）」捉え方です。

第1のポイント：「生物・心理・社会的側面からなる生活文脈」

対象児・者の発達を規定する要因として、生物・心理・社会の3側面を不可欠のものと捉え、評価と支援に際しては、3側面から検討する必要があるというものです。発達を規定する要因を総体として捉えようとする姿勢です。発達心理学が生物的側面＝成熟から出発し、現在はより社会・文化的側面（生態学的側面）の役割の重要性が指摘されるようになってきています。しかし、社会・文化的側面の重視といっても、生物学的側面、制約的側面を無視してよいということではない、ということに注意していただきたい。特に、対象児・者の発達の様々な問題を考えるとき、生物学的側面も含めた3側面から評価すべきです。必要に応じ、医師等の他の専門職種と連携することは不可欠です。一方、閉じたクリニック内部での「治療」に限定するのではなく、対象児・者が生き、生活する場、すなわち、家庭やクラス、地域社会それ自体を評価し、変えてゆくことを提案し、実行することが必要な場合もあります。そのためには、家族、保育士・学級担任、地域活動のリーダー、ソーシャルワーカー等との連携が不可欠になります。すなわち、「どれかの1つの側面のみによって対象児・者の全てを説明しようとしなさい」という姿勢を保つことが必要である、ということです。

第2のポイント：「時間的・発生的な過程」

対象児・者の「現在」を、それまでの成長の積み重ねのプロセスである「過去」と、これからの成長の見通しのプロセスである「未来」の狭間にある、生涯発達の中で変化し続ける途上の存在と捉えます。そして、対象児・者の「現在」は、決して「過去」という変数によってのみ規定されるのではなく、自ら「未来」に対して意図を持って働きかけ、企図し、「過去」との連携も含めた「未来」に対する何らかの物語を想定しながら生きてゆく存在であると捉えます。これらのプロセスは個体の生物学的・生得的な内的なメカニズムと、対象児・者を取り巻く大人や仲間、社会・文化的文脈、また物理的環境との相互作用＝活動を通して進行し、その活動自体を自ら認識します。ここでいう、内的メカニズムとは「閉じたメカニズム」ではなく、環境との相互作用（アップロード・ダウンロード）を繰り返しながら自らバージョンアップしてゆく「オンライン型の開放系」のメカニズムと考えます。一方、対象児・者の「現在」は「過去」や「未来」といった時間軸上の変数によって還元しきれない、「今、ここで（now and here）」を生きる存在でもあるとも考えます。

第3のポイント：「インクルーシブな視点を持つこと」

私たちは出生してから人生の最期を迎えるまでの生涯発達の経緯の中で、様々な問題や障害に直面し、あるいは、それらの兆候に出会います。その際、私たちは個人の内的な発達機構による調整や努力だけでなく、他の人々や社会・文化のシステムの支援を受けて、これらの問題に対処したり、解決をしながら自己を変え成長し、また更に、その私たちが他者や社会・文化に影響をもたらす、社会・文化を変えてゆきます。生涯発達の中で問題や障害、兆候に出会わない人はむしろいないといえます。しかし、従来の発達心理学はこれらの問題・障害・兆候を逸脱した「別物」として扱い、ほとんどありえない「健全な生涯発達」をモデル的に構成してきた感があります。しかしながら、別物として扱ってきたのは学問や行政システムの都合であり、現実に生きる「一人の人間」にとってはこれらは別物ではなく、包含された（インクルーシブ）ものです。このように障害や問題を固定的に見るのではなく、生涯発達の中でだれもが直面するという前提に立ち、支援の有無・程度・質によって、変化したり、改善したり、場合によっては悪化したりもすると捉えます。発達支援においても、障害や問題を特殊なものとして捉えず人間の発達メカニズムに内在した発現であると捉えます。

以上の、主な3つのポイントからなる包括的な人間発達の理解に基づいて、「未来」のプロセスに関し妥当な目標設定を行い、そして、人・物・文脈を人為的に操作することが発達支援であり、どの時期の、どのような操作が、どのメカニズムに効果をもたらすかを検証することが発達支援研究です。この目標設定と操作の妥当性こそが臨床発達心理学の専門性が問われるところであるといえます。

4. 臨床発達心理士に求められる専門的スキル

以上のような経緯の中で検討されてきた、「臨床発達心理士」の専門的スキルは、人間の生涯発達への深い理解の基に、以下のように要約されます。

対象者の発達評価・理解、対処の方針の設定

対象児・者を生涯発達の観点から検査・観察・面接によってアセスメントし、発達の現状や問題点を理解します。それによって短期目標・長期目標の対処すべき方針を立てる力を持ちます。

対象者への発達支援

アセスメント・支援目標に基づき、本人への具体的な発達支援を行ったり、親・保育者等への助言を行う力を持ちます。

対象者を取り巻く環境・社会・文化へのアプローチ

上記2つは主に対象者への〈個〉からのアプローチであり、ミクロな視点（個を見つめる視点）といえます。しかし、生涯発達は〈個〉の要因だけでなされるものではありません。対象者の生活する場、すなわち、家庭・園・学校、地域社会等の対人的環境、物理的環境や社会・文化的活動に対するアセスメント、調整は発達支援に不可欠です。また、他の専門職種に対するコンサルテーション、また、職種間のコーディネート能力、行政へのシステム提案能力等も重要な専門性といえます。これは、マクロな視点（関係をみつめる視点）ともいえます。

なお、すでに繰り返し強調してきたように、対象者は、発達障害児・者だけではなく、健常な発達の範囲であっても、発達のニーズを有し、発達支援が必要な人々も含まれます。

5. 臨床発達心理士の職域

では、臨床発達心理士が活動を期待されている具体的な職域としてはどのようなものがあるのでしょうか？ 現在すでに実質的に発達支援の活動が行われている乳幼児期を中心とした職域と、他の心理専門職種との連携によって、より効果的に発達支援が可能になると考えられる職域、それに今後、活動の場として期待されている、生涯発達の観点からの成人・老人に対する職域があります。なお、これら全ての職域において、他の専門職種（医師、看護師、保健師、言語聴覚士、保育士、教諭、社会福祉士等）との連携が不可欠であることは言うまでもありません。

臨床発達心理士の現在の主な職域としては、以下のものがあります。

乳幼児期の発達・生活支援の場や活動

乳幼児期における、保健所での健診や発達相談の担当者。幼稚園・保育所・認定こども園での発達に特別なニーズのある子ども（いわゆる“気になる子”や、被虐待児、発達障害児等）への発達支援担当の教諭・保育士・巡回相談員、子育て支援事業担当者、発達支援センター、通園施設・リハビリテーションセンター等での評価・療育の心理担当者・指導員、周産期および小児の医療の場における心理担当者・医師、大学・研究所・民間のクリニックの心理担当者・指導員等です。

児童期・青年期の教育・発達支援の場や活動

学校教育では、通常学級での特別なニーズをもつ子どもへの発達支援を行う教諭や特別支援教育コーディネーター、保健室で発達支援を行う養護教諭、特別支援学級や通級指導教室の教諭、特別支援学校の教諭、スクールカウンセラー、教育センター・教育相談所（教育委員会）の心理担当者、適応指導教室・教育（学習支援）センターの相談員・心理担当者等があります。社会教育・その他では、フリースクー

ルの指導員、学童保育・社会教育の指導員、児童養護施設の指導員・心理担当者、児童相談所の心理担当者、児童福祉司、児童自立支援施設の指導員・心理担当者、情緒障害児短期治療施設の指導員・心理担当者、少年院の法務教官・心理担当者、また発達支援・子育て支援関係のNPOの心理担当者等が挙げられます。

これらは、臨床心理士や学校心理士等、視点の異なる他の心理専門職種との連携によって、より効果的な発達支援が可能になる職域でもあります。

成人期・老年期の福祉・生活支援の場や活動

社会の高齢化に伴い、今後、生涯発達心理学の観点から成人期・老年期の発達支援に関する専門職域の開発が期待されています。

リハビリテーションセンター・障害者相談支援センター、就労指導や職業リハビリテーションの場、障害者施設、老人施設、療養型病床群(老人病院)、老人保健施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、グループホーム等の相談員、心理担当者等です。また、退職前教育、ホスピス、親業教室(母親教室、父親教室)、祖父母業教室等での貢献も期待されます。

詳しくは、学会連合資格「臨床発達心理士」認定運営機構(編)(2009)『臨床発達心理士 わかりやすい資格案内〔第2版〕』の第1章および第4章を参照してください。

〈関連書籍〉

資格については、以下の書籍も参考にしてください。

学会連合資格「臨床発達心理士」認定運営機構編. 2009.
臨床発達心理士 わかりやすい資格案内〔第2版〕. 金子書房.

シリーズ子どもへの発達支援のエッセンス

第1巻 秦野悦子(編著). 2010.

生きたことばの力とコミュニケーションの回復. 金子書房.

第2巻 須田治(編著). 2009.

情動的な人間関係の問題への対応. 金子書房.

第3巻 本郷一夫(編著). 2012.

認知発達のアンバランスの発見とその支援. 金子書房.

シリーズ臨床発達心理学・理論と実践

第1巻 本郷一夫・金谷京子(編著). 2011.

臨床発達心理学の基礎. ミネルヴァ書房.

第2巻 藤崎真知代・大日向雅美(編著). 2011.

育児のなかでの臨床発達支援. ミネルヴァ書房.

第3巻 秦野悦子・山崎晃(編著). 2011.

保育のなかでの臨床発達支援. ミネルヴァ書房.

第4巻 長崎勤・藤野博(編著). 2011.

学童期の支援:特別支援教育をふまえて. ミネルヴァ書房.

第5巻 三宅篤子・佐竹真次(編著). 2011.

思春期・成人期の社会適応. ミネルヴァ書房.

Ⅱ 申請タイプごとの申請条件と審査方法 および審査実施要領

この資格には、大きく分けて《基本タイプ》と《現職者タイプ》の2つの種類の申請タイプがあります。《基本タイプ》は、発達心理学隣接諸科学大学院修士課程修了者（修了見込者）を対象にしたものです。現職者向けの申請タイプは、「教育歴（学歴）」「指定科目（単位）の取得数」「臨床経験の年数」によって6種類が用意されています。

どの申請タイプに該当するかは『早わかり資格認定2016』（i～iiページ）の図1も参考にしてください。「発達心理学隣接諸科学大学院」については同じく表1（iページ）をご覧ください。

申請タイプは《基本タイプ》と《現職者タイプ》を合わせると7種類ありますが、どのタイプで申請しても得られる資格は同一のものです。ひとりのひとが申請できるタイプが複数ある場合でも、1つのタイプを選んでください。**複数のタイプで申請したり、申請後に申請タイプを変更することはできません。**ただし、臨床発達心理士資格認定委員会が申請タイプの変更が必要と判断した場合には、申請タイプを変更して審査をすることがあります。

《基本タイプ》では、原則として発達心理学隣接諸科学大学院在学中に表3の5つの指定科目を履修し、「臨床実習ガイドライン」（資料3 p.88～p.98）に基づく200時間以上の臨床実習を行います。指定科目については、表4にある臨床発達心理士資格認定委員会主催の講習会を受講することもできます。そして、修了予定年度に資格申請し、一次審査（書類・筆記）と二次審査（口述）に合格すると資格が得られます。（詳細は8～11ページをお読みください。）

なお、現職者が大学院に入学された場合など、一定の条件の下に臨床経験を臨床実習に換算することもできます（8～9ページのc. 臨床経験の臨床実習への換算方法をお読みください）。

《基本タイプ》への申請が可能な方は以下の4通りとなります。

- ・発達心理学隣接諸科学大学院修士課程に在学中であり、修了予定年度の方
- ・発達心理学隣接諸科学大学院修士課程（前期課程）を修了し、現職についておられる方（ただし、修了後臨床経験が3年未満であること）
- ・発達心理学隣接諸科学大学院修士課程（前期課程）を修了し、大学院博士課程（後期課程）に在学している方
- ・発達心理学隣接諸科学大学院に、博士課程（後期課程）から入学し、在学2年目以降の方

《現職者タイプ》では、これまでの臨床発達心理に関連する実務経験を評価して、この資格に十分な実力があると認定された場合に資格が得られます。臨床経験の実務年数によって、表3の指定科目単位の取得が必要になります。臨床発達心理士の育成に関わる教育・研究者を対象としたCタイプも用意されています。（詳細は12～15ページをお読みください。）

表3 指定科目の一覧

臨床発達心理学の基礎に関する科目	4単位
認知発達とその支援に関する科目	4単位
社会・情動の発達とその支援に関する科目	4単位
言語発達とその支援に関する科目	4単位
育児・保育現場での発達とその支援に関する科目	4単位

(注) 内容の詳細は資料1の1.(p.72~p.75)を参照してください。

表4 講習会の種類

指定科目取得講習会		
臨床発達心理学の基礎に関する科目	基礎理論	2単位
	評価と支援	2単位
認知発達とその支援に関する科目	発達の基礎	2単位
	評価と支援	2単位
社会・情動の発達とその支援に関する科目	発達の基礎	2単位
	評価と支援	2単位
言語発達とその支援に関する科目	発達の基礎	2単位
	評価と支援	2単位
育児・保育現場での発達とその支援に関する科目	育児総論・育児支援	2単位
	保育総論・保育支援	2単位

注)・講習会を受講するためには別売の当該年度の講習会ガイドを購入する必要があります。購入方法、および講習会開催予定の最新情報などについては、ウェブページ (<http://www.jocdp.jp/>) をご覧ください。
 ・再申請をする場合には、受講済の講習会受講証のコピーを添付してください(繰り返し利用可)。なお、講習会受講証の再発行はできませんので、注意してください。

1. 《基本タイプ》大学院修士課程修了者（修了見込者）

1.1 《基本タイプ》の申請条件と審査方法

a. 申請条件

《基本タイプ》で資格申請する場合には、次の3つ(①②③)の申請条件を全て満たす必要があります。なお、この満たすべき3つの条件は別々に審査されます。

- ① 発達心理学隣接諸科学大学院修士課程に在学している、または修了後臨床経験が3年未満である。
- ② 5つの指定科目(1科目4単位)全ての単位を、大学院の授業または臨床発達心理士認定運営機構が開催する「指定科目取得講習会」で取得している。
- ③ 200時間以上の実習経験を有し、それに基づいた実習報告書が提出可能である。

なお、③に関しては、現職者が大学院に入学された場合など、一定の条件の下に臨床経験を臨床実習に換算することもできます(**c. 臨床経験の臨床実習への換算方法**をお読みください)。

b. 審査方法

《基本タイプ》の審査は、次の2段階で実施されます。

- ① 一次審査(書類・筆記・実習報告書)：申請者全員が受けます。
- ② 二次審査(口述)：臨床発達心理士としての資質に関する20分程度の口述審査。

一次審査(筆記)の試験科目は表5のとおりです。

なお、一般的社会通念に違反した行為が認められた場合には、申請を受け付けません。また、審査経過で上記の行為が明らかになった際には、不合格となります。

表5 筆記試験の科目

試験Ⅰ(多枝選択問題)
心理学と発達心理学の基礎に関する科目 認知発達とその支援に関する科目 社会・情動の発達とその支援に関する科目 言語発達とその支援に関する科目 育児・保育現場での発達とその支援に関する科目 臨床発達心理学の基礎に関する科目
試験Ⅱ(論述問題)
臨床発達心理学の基礎に関する論述

(注) 試験は、資料2「心理学と発達心理学の基礎に関する出題基準、指定科目キーワード」(p.77~p.84)に準拠して出題されます。

c. 臨床経験の臨床実習への換算方法

現職者で大学院在学中の方の在学期間中および在学期間以前の職場での臨床経験(常勤・非常勤を問いません)は、スーパーバイザーの指導を受けた上でなされた臨床経験に限り、それぞれ《基本タイプ》の3条件の1つである「臨床実習」に含めることができます。

臨床実習に換算する在学期間中の臨床経験は、申請の前年度までのもの(2016年度申請の場合2016年3月までのもの)に限り、したがって、見込での申請はできません。

また、臨床実習に換算できる在学期間以前の臨床経験は、申請の前年度から10年前までのもの(2016年度申請の場合2006年度以降のもの)に限り、

在学期間中および在学期間以前の臨床経験ともに、臨床実習時間に換算してそれぞれ100時間分に限

ります。これ以外は臨床経験の多寡にかかわらず換算できません。

臨床経験の臨床実習への換算に関する具体的な措置は次の通りです。

① 臨床経験の臨床実習への換算方法について

スーパーバイザーの指導を受けた臨床経験は次のとおり、臨床実習に換算します。

臨床経験の年数	換算される臨床実習の時間数
1/2年分	100時間

1/2年分以外の換算はできません。例えば、3/4年分の臨床経験があっても100時間にしかありません。また、1/2年分に満たない臨床経験は臨床実習に換算することはできません。臨床経験年数の計算は「在職証明書（A・B・Eタイプ用）」（p.54～p.55）の説明部分を参照してください。

② 提出書類

①で述べた換算をする場合には次の書類を提出し、申請書類への加筆が必要になります。

- a) 在職証明書：これは、臨床実習に換算する臨床経験を証明するものです。様式は、現職者用の様式（現）4（1）「在職証明書」を使用します。書き方は、様式の説明に従います（p.54～p.57参照）。
- b) スーパーバイズ証明書（基本タイプ用）：スーパーバイザーの指導を受けたことを証明するためのものです。様式は、大学院で正規に実習を行った際のケースや活動についての実習報告の場合には、様式（基）7「スーパーバイズ証明書（基本タイプ用）」を使用します。事例報告が臨床経験期間中のケースについての報告である場合には、様式（現）10を使用します。書き方はそれぞれの様式の説明に従います（p.38～p.39およびp.67～p.68）
- c) 臨床実習修了証明書での内訳の明示：様式（基）4（1）「臨床実習修了証明書」に、臨床経験を換算した臨床実習の時間数の内訳（％）を示してください（p.30参照）。具体的には以下の例のように記載します。また、「臨床実習における指導の経過」で、換算された臨床経験全てがスーパーバイザーの指導を受けていることを示す必要があります。様式（基）4（2）「臨床実習修了見込証明書」も同様に記入してください。

（例1）換算時間が100時間の場合

（正規の臨床実習の時間）		臨床経験からの換算分	
実習オリエンテーション	（ 3 ）時間	（ 0 ）%	
観察実習	（ 3 ）時間	（ 3 ）%	
発達アセスメント	（ 50 ）時間	（ 50 ）%	
（中略）			
実習時間合計		（100）時間	— 加筆する

（例2）換算時間が合計200時間の場合

（正規の臨床実習の時間）		臨床経験からの換算分	
実習オリエンテーション	（ 0 ）時間	（ 3 ）%	
観察実習	（ 0 ）時間	（ 10 ）%	
発達アセスメント	（ 0 ）時間	（ 30 ）%	
（中略）			
実習時間合計		（200）時間	— 加筆する

1.2 《基本タイプ》の審査実施要領

a. 審査概要

資格認定申請および審査は、年1回行われます。審査は、「臨床発達心理士資格認定細則」「臨床発達心理士資格申請手続き細則」「臨床発達心理士資格審査方法・審査基準細則」に従って行われます。内容はウェブページ (<http://www.jocdp.jp/kiko/org/03.html>) をご確認ください。

申請者に対する一次審査（書類審査・実習報告書審査・筆記試験）結果は「不合格」、または「二次審査お知らせ」のどちらかが通知されます。

二次審査（口述審査）は指定された日時に個別面接を行います。二次審査結果は「合格」、または「不合格」のどちらかが通知されます。「合格」通知が届いた方は、登録に必要な手続きを行った後に臨床発達心理士認定証が発行され、5年間の資格が認定されます。

b. 書類申請

申請期間：2016年8月22日（月）～2016年9月2日（金）

簡易書留、宅配便など申請者の手元に送付控えを保管できる方法で送付してください。最終日消印有効です。また、身体の障害または病気その他の理由で、筆記試験および口述審査に際して特別な配慮を希望する人は、申請時に法人事務局（shikaku@jocdp.jp）へご相談ください。

c. 一次審査

筆記試験日：2016年10月2日（日）

結果通知：2016年11月中旬

筆記試験で基準に満たなかった方、書類審査で基準に満たなかった方、実習報告書が著しく基準を満たさなかった方には、不合格通知を送付します。

二次審査の通知で、日時と会場が指定されます。会場は書類申請時に申請者が指定した会場となり、以後の変更願いには応じられません。また、申請者からの審査結果および審査内容に関する問い合わせには応じられません。

d. 二次審査

日程：2016年11月27日（日）

複数の委員による口述審査が実施されます。試験会場には申請者本人以外の上場はできません。また、審査日時の希望には応じられません。

結果通知：2016年12月中旬

不合格、合格または合格（見込）通知を発送します。申請者からの審査結果および審査内容に関する問い合わせには応じられません。

e. 資格認定

日程：2017年2月下旬

登録料を送金し、所定の手続きを行った合格者に資格認定証、その他、必要な書類や案内を発送します。合格（見込）者の資格認定は4月中旬になります。

f. 認定審査料

32,400円

認定審査料は、同封の所定の払込取扱票を使用し、申請タイプを○で囲み、必要事項を記入の上、2016年8月1日（月）から2016年9月2日（金）までに32,400円を送金してください。

振込先（郵便振替）

加入者名：一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構

口座番号：00170-0-93086

指定口座へ振り込んだ際の「郵便振替払込請求書兼受領証」または「ご利用明細票」のコピーを、申請書類の「写真票・審査料控」の所定欄に貼付してください。

なお、一度入金された審査料は、理由の如何を問わず返金いたしません。

g. 申請書類

申請書類は返却いたしません。書類の内容について問い合わせをすることがありますので、必ず書類一式をコピーして、保管してください。

h. 個人情報の取り扱いについて

本法人では、個人情報保護方針に基づき個人情報取り扱いを行っております。詳細はウェブページ「個人情報の取り扱いについて」（<http://www.jocdp.jp/kiko/privacy.html>）をご確認ください。

i. その他

資格認定委員会は、審査にあたり必要に応じて申請者へ個別に文書連絡をする場合がありますのでご留意ください。

2. 《現職者タイプ》

2.1 《現職者タイプ》の申請条件・申請タイプと審査方法

a. 申請条件

《現職者タイプ》の場合、「教育歴（学歴）」「指定科目（単位）の取得数」「臨床経験の年数」の組み合わせによって表6のような6つの申請タイプがあります。

表6 申請タイプ別条件

タイプ		教育歴	臨床経験	指定科目の履修
Aタイプ		発達心理学隣接諸科学 大学院修了（見込みも含む）	3年以上	3科目以上（「臨床発達心理学の基礎に関する科目」を含む）
Bタイプ	B1タイプ	発達心理学隣接諸科学 学部卒業	3年以上	5科目（「臨床発達心理学の基礎に関する科目」を含む）
	B2タイプ		5年以上	3科目以上（「臨床発達心理学の基礎に関する科目」を含む）
Cタイプ		大学・研究所等の専門機関での5年以上の研究勤務歴を有すること （教員としての勤務には非常勤講師の勤務も含む） 臨床発達心理学に関する研究業績を5点以上有すること		
Eタイプ		発達心理学隣接諸科学学部 に該当しない学部、その他 （短大・専門学校）を卒業	8年以上	4科目以上（「臨床発達心理学の基礎に関する科目」を含む）
Fタイプ		海外の大学・専門機関等でA・B・C・Eと同等以上の教育歴、臨床歴、研究勤務経歴のいずれかを有し、対応するタイプの条件を満たすこと		

申請タイプごとに13ページに示すように、3つの申請条件（①②③）が決められています。申請をされる場合には、それぞれの申請タイプごとに決められた3つの条件を全て満たす必要があります。ただし、Fタイプの場合には、該当するタイプの条件に従います。なお、各タイプが満たすべき3つの条件は別々に審査されます。

教育歴については、教員職員免許状専修をお持ちの方や、医学部・薬学部・歯学部等、6年制の大学学部を卒業された方はAタイプに、教育職員免許状1種（1級）をお持ちの方はBタイプに申請することができます。教育学部特別専攻科でそれぞれの免許を取得された場合も同じ取り扱いといたします。また、公益社団法人日本心理学会が認定する「日本心理学会認定心理士」を取得している方もBタイプで申請することができます。

「発達心理学隣接諸科学大学・大学院」については『早わかり資格認定2016』（i～iiページ）の表1をご覧ください。

臨床経験については経験年数換算シートの書き方（p.57～p.60）および、臨床経験の計算方法補足説明（p.99～p.100）をお読みください。

b. 審査方法

《現職者タイプ》の審査は、次の2段階で実施されます。

1. 一次審査（書類・事例報告書）：申請者の提出書類および事例報告書の審査
2. 二次審査（口述）：臨床発達心理士としての資質に関する20分程度の口述審査

なお、一般的社会通念に違反した行為が認められた場合には、申請を受け付けません。また、審査経過で上記の行為が明らかになった際には、不合格となります。

c. 申請タイプごとの詳細

Aタイプ

- ①発達心理学隣接諸科学大学院修士課程を修了している。
- ②3年以上の臨床発達心理に関連する臨床経験を有する。
- ③5つの指定科目（1科目4単位）のうち3科目以上を大学院、大学院の科目等履修生制度、あるいは臨床発達心理士認定運営機構が開催する「指定科目取得講習会」において履修している（必ず「臨床発達心理学の基礎に関する科目」を含むこと）。

B1タイプ

- ①発達心理学隣接諸科学学部（4年制）を卒業している。
- ②3年以上の臨床発達心理に関連する臨床経験を有する。
- ③5つの指定科目（1科目4単位）全てを大学院の科目等履修生制度、あるいは臨床発達心理士認定運営機構が開催する「指定科目取得講習会」において履修している（必ず「臨床発達心理学の基礎に関する科目」を含むこと）。

B2タイプ

- ①発達心理学隣接諸科学学部（4年制）を卒業している。
- ②5年以上の臨床発達心理に関連する臨床経験を有する。
- ③5つの指定科目（1科目4単位）のうち3科目以上を大学院の科目等履修生制度、あるいは臨床発達心理士認定運営機構が開催する「指定科目取得講習会」において履修している（必ず「臨床発達心理学の基礎に関する科目」を含むこと）。

Cタイプ

- ①大学・研究所等での研究勤務経歴がある。
- ②大学・研究所等の専門機関での5年以上の研究勤務歴を有する。ただし、教員としての勤務の場合には非常勤講師としての勤務も研究勤務経歴と認められる。
大学・研究所等の機関の範囲、研究業績の条件等については、「IV《現職者タイプ》の申請書類の書き方」の該当部分（p.55～p.57, p.60～p.61）を参照してください。
- ③臨床発達心理学に関する研究業績が5点以上ある。

Eタイプ

- ①発達心理学隣接諸科学学部に該当しない学部、その他（短大・専門学校）を卒業している。
- ②卒業後8年以上の臨床発達心理に関する臨床経験を有する。
- ③5つの指定科目（1科目4単位）のうち4科目以上を大学院の科目等履修生制度、あるいは臨床発達心理士認定運営機構が開催する「指定科目取得講習会」において履修している（必ず「臨床発達心理学の基礎に関する科目」を含むこと）。

Fタイプ

海外の大学・専門機関等でA・B・C・Eと同等以上の教育歴、臨床歴、研究勤務経歴のいずれかを有する。Fタイプの場合は、対応するタイプの①②③の条件を満たす必要があります。

2010年度までとの変更点

- (1) A3タイプ、B3タイプ、Dタイプが2011年度より廃止になり、他のタイプに統合されました。
- (2) 「1日講習会」がなくなり、指定科目の「臨床発達心理学の基礎に関する科目」が必須となりました。
- (3) 2010年度までの「1日講習会」受講証は2011年度から使用できません。

2.2 《現職者タイプ》の審査実施要領

a. 審査概要

資格認定申請および審査は、年1回行われます。審査は、「臨床発達心理士資格認定細則」「臨床発達心理士資格申請手続き細則」「臨床発達心理士資格審査方法・審査基準細則」に従って行われます。内容はウェブページ (<http://www.jocdp.jp/kiko/org/03.html>) でご確認ください。

申請者に対する一次審査（書類審査・事例報告書審査）結果は「不合格」、または「二次審査お知らせ」のどちらかが通知されます。

二次審査（口述審査）は指定された日時に個別面接を行います。二次審査結果は「合格」、または「不合格」のどちらかが通知されます。「合格」通知が届いた方は、登録に必要な手続きを行った後に臨床発達心理士認定証が発行され、5年間の資格が認定されます。

b. 書類審査

申請期間：2016年8月22日（月）～2016年9月2日（金）

簡易書留、宅配便など申請者の手元に送付控えを保管できる方法で送付してください。最終日消印有効です。また、身体の障害または病気その他の理由で、口述審査に際して特別な配慮を希望する人は、申請時に法人事務局（shikaku@jocdp.jp）へご相談ください。

c. 一次審査

結果通知：2016年11月中旬

書類審査で基準に満たなかった方、事例報告書で著しく基準を満たさなかった方には、不合格通知を送付します。

二次審査の通知で、日時と会場が指定されます。会場は書類申請時に申請者が指定した会場となり、以後の変更願いには応じられません。また、申請者からの審査結果および審査内容に関する問い合わせには応じられません。

d. 二次審査

日程：2016年11月27日（日）

複数の委員による口述審査が実施されます。試験会場には申請者本人以外の入場はできません。また、審査日時希望には応じられません。

結果通知：2016年12月中旬

不合格、合格または合格（見込）通知を送付します。申請者からの審査結果および審査内容に関する問い合わせには応じられません。

e. 資格認定

日程：2017年2月下旬

登録料を送金し、所定の手続きを行った合格者に資格認定証、その他、必要な書類や案内を送付します。合格（見込）者の資格認定は4月中旬になります。

f. 認定審査料

32,400円

認定審査料は、同封の所定の払込取扱票を使用し、申請タイプを○で囲み、必要事項を記入の上、2016年8月1日（月）から2016年9月2日（金）までに32,400円を振り込んでください。

振込先（郵便振替）

加入者名：一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構
口座番号：00170-0-93086

指定口座へ振り込んだ際の「郵便振替払込請求書兼受領証」または「ご利用明細票」のコピーを、申請書類の「写真票・審査料控」の所定欄に貼付してください。

なお、一度入金された審査料は、理由の如何を問わず返金いたしません。

g. 申請書類

申請書類は返却いたしません。書類の内容について問い合わせをすることがありますので、必ず書類一式をコピーして、保管してください。

h. 個人情報の取り扱いについて

本法人では、個人情報保護方針に基づき個人情報取り扱いを行っております。詳細はウェブページ「個人情報の取り扱いについて」(<http://www.jocdp.jp/kiko/privacy.html>)をご確認ください。

i. その他

資格認定委員会は、審査にあたり必要に応じて申請者へ個別に文書連絡をする場合がありますのでご注意ください。

申請書類の記入の仕方

Ⅲ 《基本タイプ》の申請書類の記入の仕方

1. 申請に必要な書類

申請関係書類在中 と書かれた封筒には次のものが入っています。

- ・《基本タイプ》用申請書類（申請に必要な様式がのり付けされています。）
- ・《現職者タイプ》用申請書類（申請に必要な様式がのり付けされています。《基本タイプ》の場合には、これは使いません。）
- ・「人物証明書（推薦書）」用封筒
- ・写真票・審査料控
- ・受領証（ハガキ）
- ・認定審査料振込用紙
- ・IDカード用写真入れビニール封筒
- ・提出書類確認表 兼 提出書類送付用封筒

《基本タイプ》で必要な書類は次のページの「表7 提出すべき申請書類一覧表（基本タイプ用）」のとおりです。様式が決まっているものと決まっていないものがあります。様式が決まっているものは「《基本タイプ》用申請書類」の中に入っていますので、それを使用して書類を作成してください。

書類には3部（原本1部とそのコピー2部）必要なものと、1部（原本1部）だけでよいものがあります。どの書類が3部必要で、どの書類が1部だけでよいかは、表7で確認してください。

なお、写真は、履歴書原本貼付用、写真票貼付用と、IDカード用の合計3枚（同一写真）が必要です。

申請書類は原則として返却いたしません。書類の内容について問い合わせをすることがありますので、必ず書類一式をコピーして、保管してください。

日本語以外の言語による書類には、申請者の責任において、日本語訳を添付してください。

申請書類を提出する前に「表7 提出すべき申請書類一覧表（基本タイプ用）」を確認の上、不足書類がないように準備してください。不足書類があると審査に遅れが生じたり、書類を受け付けない場合がありますので、ご注意ください。

表7 提出すべき申請書類一覧表（基本タイプ用）

○ 必ず提出 △ 必要に応じて提出

※書類には3部（原本1部とそのコピー2部）必要なものと、1部（原本1部）だけでよいものがあります。

書式	申請書類	様式	提出部数	基本タイプ	解説ページ
あり	臨床発達心理士資格認定申請書（基本タイプ用）	(基)1-1	1部	○	20
あり	旧姓使用願	(基)1-2	1部	△	21
あり	履歴書（基本タイプ用）	(基)2	1部	○	21
なし	大学院修士課程修了（見込）証明書		1部	○	22
あり	指定科目履修・指定科目取得講習会受講自己申告書（指定科目別）	(基)3-1	1部	○	22
なし	指定科目取得講習会受講証明書のコピー		1部	△	25
なし	大学院単位修得（見込）証明書（成績証明書でも代替可）		1部	○	25
あり	科目内容基準とシラバス内容の対応表（「基礎」用）および対応するシラバスのコピー	(基)3-2(1)	1部	△	26
あり	科目内容基準とシラバス内容の対応表（「認知」用）および対応するシラバスのコピー	(基)3-2(2)	1部	△	26
あり	科目内容基準とシラバス内容の対応表（「社会情動」用）および対応するシラバスのコピー	(基)3-2(3)	1部	△	26
あり	科目内容基準とシラバス内容の対応表（「言語」用）および対応するシラバスのコピー	(基)3-2(4)	1部	△	26
あり	科目内容基準とシラバス内容の対応表（「育児保育」用）および対応するシラバスのコピー	(基)3-2(5)	1部	△	26
なし	「指定科目単位認定一覧」該当部分のコピー	ウェブページよりダウンロード	1部	△	23
あり	臨床実習修了証明書	(基)4(1)	1部	○	30
あり	臨床実習修了見込証明書	(基)4(2)	1部	△	30
なし	臨床実習報告書*		3部	○	32
あり	臨床実習報告書・表紙 実習A型*	(基)6(1)	3部	△	37
あり	臨床実習報告書・表紙 実習B型*	(基)6(2)	3部	△	37
あり	スーパーバイズ証明書（基本タイプ用）*	(基)7	3部	○	38
あり	人物証明書（推薦書）（基本タイプ用）	(基)8	1部	○	39
あり	人物証明書（推薦書）用封筒		1部	○	39
あり	写真票・審査料控		1部	○	39
あり	受領証	ハガキ	1部	○	40
なし	写真（IDカード用）		1部	○	40
あり	IDカード用写真入れビニール封筒		1部	○	40

*各1部ずつをクリップ留めをして3セットを提出

2. 《基本タイプ》の申請書類の説明と記入の仕方

それでは、申請書類の説明と具体的な書き方について解説します。

「表7 提出すべき申請書類一覧表（基本タイプ用）」を参照し、必要な書類をご用意ください。資料5（p.101～p.110）に一部《現職者タイプ》用ですが、記入例があります。

申請書類は手書きでも、直接印字したものでも受けつけます。筆記用具は黒のボールペンを使用し、同じ筆記具で各書類に記入してください。記載の訂正は、二重線を引いて押印してください。修正テープや修正インクを使用した訂正は認めていません。

申請するには、申請者本人の名前で『臨床発達心理士』認定申請ガイド-2016年度版-を購入していることが必要です。また、申請書類は、申請する年度のものを使用してください。なお、提出された申請書類は返却いたしません。

臨床発達心理士資格認定申請書（基本タイプ用）様式（基）1-1

説明

この書類は、《基本タイプ》の申請者が氏名や連絡先等、基本的な内容を記入するものです。記入もれのないようにしてください。申請後、連絡先住所等記入内容に変更が生じた場合は、事務局へ速やかに届け出てください。

書き方

日付 記入日を西暦で書きます。

申請者氏名と印 原則として申請者が姓名を自筆署名し、「印」欄に捺印します。氏名欄には戸籍名を記入してください。資格審査時の申請名や、合格後に発行される臨床発達心理士認定証記載氏名は戸籍名での記載が必須です。

パソコン等で書類を作成した場合も、申請者氏名欄は原則として申請者が自筆で書きます。何らかの理由で申請者が自署できない場合には、氏名の後に「(代筆 資格太郎)」のように代筆者を明記します。

氏名・生年月日 氏名、ふりがなを書きます。生年月日を西暦で書きます。

ローマ字 姓、名の順にヘボン式で書きます。姓は全て大文字で書きます。(例：SHIKAKU Hanako)。

所属大学院 所属した(している)大学院・研究科・専攻名(発達心理学隣接諸科学の専攻であることが必要)を記入します。申請時の状況について、大学院修了証明書、指定科目単位、臨床実習のそれぞれに該当する項目を選んで✓をつけてください。

連絡先住所・電話・FAX 審査結果などの連絡に使います。自宅と勤務先(すでに修了された方で勤務先のある方)のどちらかを選んで、郵便番号と連絡先住所を書きます。海外在住の方は日本国内で送付物を受けとれる住所を書きます。電話番号は確実に連絡可能なものを書きます。携帯電話の番号を書く場合、できれば連絡可能な固定電話番号も、()を付して並記してください。FAXが使用可能な場合には番号を書きます。

E-mailアドレス 連絡先となるメールアドレスを記入します。パソコン、携帯電話、どちらのアドレスでも構いませんが、shikaku@jocdp.jpからのメールが受信できるように設定してください。

一次審査(筆記)・二次審査(口述)の希望会場 「東京会場」「関西会場」のいずれかを選んでください。日程や時間の希望はできません。

旧姓使用願 様式 (基) 1-2

説明

この書類を提出することで、資格取得後の日本臨床発達心理士会の活動において、旧姓を用いることが可能となります。旧姓使用の適用範囲は、資格更新審査時の申請氏名および審査後に発行する認定証の記載氏名を除く、その他すべてとなります。

書き方

日付 記入日を書きます。

氏名(自署)・印 資格認定申請書と同じ氏名を書き、捺印します。

氏名 ローマ字 姓、名の順にヘボン式で書きます。姓は全て大文字で書きます。(例：SHIKAKU Hanako)。

旧姓・ふりがな 使用を希望する旧姓、ふりがなを書きます。

ローマ字 使用を希望する旧姓を、全て大文字で書きます。ヘボン式で書きます。

旧姓使用申請理由 旧姓使用を申請する理由を書きます。(例：職場で旧姓を用いているため)

履歴書 (基本タイプ用) 様式 (基) 2

書き方

日付 記入日を西暦で書きます。

氏名・印 資格認定申請書と同じ氏名を書き、捺印します。

ローマ字 姓、名の順にヘボン式で書きます。姓は全て大文字で書きます。(例：SHIKAKU Hanako)。

旧姓名 証明書類等に記載された姓名が旧姓名の場合に記入してください。

生年月日・年齢 生年月日を西暦で書きます。記入日の満年齢を書きます。

写真 3 cm× 3 cmの大きさの写真 (3ヶ月以内に撮影・無帽・背景なし) を貼付します。カラーでも白黒でも構いません。

現住所・電話 自宅の住所と電話番号を書きます。

現所属機関名と所在地・電話 所属している大学院名または職場等を記入します。

大学入学からの教育歴(学歴) 大学入学からの教育歴を記入します。学部・学科・専攻(専修・分野・コース)など原則として全て詳しく記入してください。「発達心理学隣接諸科学」に関連する大学院・研究科・専攻(専修・分野・コース)であることがわかるように記入してください。ただし、研究生・科目等履修生の場合には、その期間を記してください。(例：2005年4月～2006年3月資格大学大学院研究生)

学位・学位論文題目 学位の種類(例：心理学)・学位取得大学名・学位取得年を書きます。学位論文題目(学位取得見込者は仮題でも可)を書きます。「取得」「見込」のどちらかを○で囲みます。

主な職歴 常勤または非常勤で、臨床発達心理士の業務に関わるものだけを記入します。その業務が常勤または非常勤のどちらかがわかるように、該当するものを○で囲みます。臨床発達心理士の業務との関わりがわかるような職名や分掌名(例：指導員・保健所健診業務等)を、職場名の後に記入します。職歴がない場合には、最初の行に「なし」と書いてください。

主な所属学会 申請時に所属しているものだけを記入します。ない場合には「なし」と書いてください。

関連する主な資格・免許名 学校心理士、臨床心理士、言語聴覚士、精神保健福祉士、日本心理学会認定心理士、教育職員免許等、臨床発達心理士に関連するものを記入します。

賞罰 賞罰のある方は具体的に記入してください。該当する内容がない場合は「なし」と記載してください。

大学院修士課程修了（見込）証明書

説明

各大学院で定めた様式を使ってください。

複数の大学院を修了した場合でも、発達心理学隣接諸科学大学院 1 校の修了証明書があればそれで十分です。正式なものであれば、過去に発行されたものでも構いません。

修了見込で申請する場合には、各大学院で定めた修了見込証明書を提出してください。この場合 2017年 3月31日（金）までに修了を証明する書類を提出します。提出されなかった場合（例えば、修了できなかった場合）には、審査に合格していても無効となり、提出された申請書類もすべて無効となります。次年度以降資格認定を希望する場合には、再度申請しなおす必要があります。

なお、教育職員免許状専修をお持ちの方、また教育学部特別専攻科を修了された方で、《基本タイプ》に申請される場合は、大学院の修了証明書のかわりにそれを証明できる書類（免許状のコピー）を提出することも可能です。

指定科目履修・指定科目取得講習会受講自己申告書（指定科目別）様式（基）3-1

説明

基本タイプは大学院の授業または臨床発達心理士認定運営機構が開催する「指定科目取得講習会」で 5つの指定科目（1科目 4単位）を取得しなければなりません。大学院の単位と指定科目取得講習会の単位を加算することも可能です。本機構が臨床発達心理士のために定める以下の 5つの指定科目に該当するものの自己申告をします。

〈概論科目〉臨床発達心理学の基礎に関する科目

〈領域科目〉認知発達とその支援に関する科目

〈領域科目〉社会・情動の発達とその支援に関する科目

〈領域科目〉言語発達とその支援に関する科目

〈フィールド・領域横断科目〉育児・保育現場での発達とその支援に関する科目

1. 大学院授業の場合

指定科目を大学院授業で申告する場合、大学院の単位修得（見込）証明書（または成績証明書）に記載された授業科目から選んで申告してください。指定科目の 4 単位は、単年度の通年科目でなくても、異なる年度の 2 つ以上の通年の授業や半期の授業を合わせて、1 つの指定科目の履修とすることも可能です。各指定科目で最大 4 科目まで申告できます。

a. 大学院別シラバスの指定科目単位認定済の場合

大学院開講科目のシラバス審査により、指定科目単位認定をおこなっています。詳細はウェブページ (<http://www.jocdp.jp/kiko/index.html>) をご覧ください。シラバスの指定科目単位認定を受けている大学院は以下のとおりです。

指定科目単位認定 大学院別一覧（2015.6.21現在）

愛知県立大学大学院

大阪総合保育大学大学院

京都教育大学大学院

共立女子大学大学院

淑徳大学大学院

桜花学園大学大学院

金沢大学大学院

京都ノートルダム女子大学大学院

慶応義塾大学大学院

首都大学東京大学院

追手門学院大学大学院

鎌倉女子大学大学院

京都光華女子大学大学院

神戸大学大学院

尚絅学院大学大学院

昭和女子大学大学院
 聖徳大学大学院
 東京学芸大学大学院
 東北福祉大学大学院
 奈良女子大学大学院
 福山大学大学院
 北海道医療大学大学院
 目白大学大学院
 早稲田大学大学院

白梅学園大学大学院
 千葉大学大学院
 東京家政学院大学大学院
 富山大学大学院
 兵庫教育大学大学院
 文京学院大学大学院
 宮城学院女子大学大学院
 立命館大学大学院

白百合女子大学大学院
 筑波大学大学院
 東京女子大学大学院
 名古屋芸術大学大学院
 福井大学大学院
 北星学園大学大学院
 明治学院大学大学院
 和光大学大学院

単位認定済科目を申告する場合の書き方と必要書類は以下のとおりです。なお、単位認定済科目は認定を受けた領域以外の指定科目として申告することはできません。また、シラバス認定は年度ごとにおこなっていますので、同じ科目名でも認定されていない年度の履修であれば、b.に該当します。

書き方（記入例）

20XX様式（基）3-1

指定科目履修・指定科目取得講習会受講自己申告書（指定科目別）

氏名 臨 発 心 子

資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

指定科目名	履修科目名一副題(単位数)*1	見込	認定番号/担当者名(年度)/受講年月日 ※記入方法はガイドをよくご覧ください
〈概論科目〉 ①臨床発達心理学の基礎に関する科目	臨床心理学特論Ⅰ—発達臨床（4単位）	○	○○-△△△
支援に関する科目			

大学院で履修した授業科目名と副題、単位数を記入します。授業科目名はローマ数字やアルファベットの大文字・小文字の表記を含め、正確に記入します。

修得見込の科目には、○を記入します。

この欄には「認定番号」を記入します。認定番号はウェブページに掲載されています。

必要書類

ウェブページにある「指定科目単位認定 大学院別一覧」から該当する大学院の一覧を印刷し、申告する科目にラインマーカーを引いて提出してください。一覧はウェブページ（<http://www.jocdp.jp/kiko/license/05.html#syllabuslist>）をご覧ください。

科目内容基準とシラバス内容の対応表（様式（基）3-2）および対応するシラバスのコピーを提出する必要はありません。

b. 単位認定済みではない場合

指定科目として単位認定済みではない科目を申告する場合の書き方と必要書類は以下のとおりです。

書き方（記入例）

20XX様式（基）3-1
指定科目履修・指定科目取得講習会受講自己申告書（指定科目別）

氏名 臨 発 心 子

資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

指定科目名	履修科目名一副題(単位数)*1	見込	認定番号/担当者名(年度)/受講年月日 ※記入方法はガイドをよくご覧ください
			〇〇-△△△
			この欄には「担当者名」と「開講年度」を記入します。
〈領域科目〉 ②認知発達とその支援に関する科目	発達心理学特論Ⅰ-認知発達（2単位）		A 田 A 子 (1999)
	評価と支援（2単位）		2007年7月××日・△△日
			修得見込の科目には、○を記入します。

大学院で履修した授業科目名と副題、単位数を記入します。授業科目名はローマ数字やアルファベットの大文字・小文字の表記を含め、正確に記入します。

必要書類

科目内容基準とシラバス内容の対応表（様式(基)3-2(1)~(5)）および、シラバスのコピーを提出してください。対応表については26~29ページ、シラバスのコピーについては29ページをご覧ください。シラバスのコピーは開講年度が分かるものを提出してください。

2. 講習会受講の場合

指定科目を指定科目取得講習会の受講で申告する場合の書き方と必要書類は以下のとおりです。

書き方（記入例）

20XX様式（基）3-1

指定科目履修・指定科目取得講習会受講自己申告書（指定科目別）

氏名 臨 発 心 子

資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

指定科目名	履修科目名一副題(単位数)*1	見込	認定番号/担当者名(年度)/受講年月日 ※記入方法はガイドをよくご覧ください
〈概論科目〉	臨床心理学特論Ⅰ－発達臨床（4単位）	○	○○－△△△
	科目内容と単位数を記入します。	この欄には「受講年月日」を記入します。	
〈領域科目〉 ②認知発達とその支援に関する科目	発達心理学特論Ⅰ－認知発達（2単位）		A 田 A 子 (1999)
	評価と支援（2単位）		2007年7月××日・△△日

必要書類

指定科目取得講習会を受講した際に発行された「指定科目取得講習会受講証明書」のコピーを、様式（基）3-1の裏面に貼り付けます。受講証明書は繰り返し利用可能です。再発行、提出後の返却はできませんので、必ずコピーを提出してください。

大学院単位修得（見込）証明書（成績証明書でも代替可）

説明

各大学院で定めた様式を使ってください。

複数の大学院で単位を修得した場合は、それぞれの大学院から単位修得（見込）証明書（成績証明書）を発行してもらい、提出します。正式なものであれば、過去に発行されたものでも構いません。

単位修得見込証明書が発行されない場合には、その書類の代わりに、事情説明と修得見込の授業科目（単位、担当者）を記入した文書（書式自由、A4用紙）を申請者が作成し、署名・捺印して提出してください。

修得見込で申請する場合には、2017年3月31日（金）までに単位修得を証明する書類を提出します。提出されない場合には、審査に合格していても無効となり、提出された申請書類もすべて無効となります。次年度以降資格認定を希望する場合には、再度申請し直す必要があります。

科目内容基準とシラバス内容の対応表（「基礎」用）	様式（基）3-2（1）	_____
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「認知」用）	様式（基）3-2（2）	_____
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「社会情動」用）	様式（基）3-2（3）	_____
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「言語」用）	様式（基）3-2（4）	_____
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「育児保育」用）	様式（基）3-2（5）	_____

説明

大学院で履修した授業科目のシラバス（授業概要）に指定科目の科目内容基準が含まれていることを具体的に示す書類です。指定科目取得講習会で履修した指定科目については、提出する必要はありません。

指定科目単位として認定を受けるには、以下のように〈概要科目〉〈領域科目〉〈フィールド・領域横断科目〉それぞれにおいて条件が定められています。

指定科目の単位数の認定は、基本的に、授業科目のシラバスに各指定科目の科目内容基準に記載された中項目（大項目はその下にある中項目の数に換算します）に相当する内容が何%以上含まれているか（これを内容充足率と呼びます）によって決まりますが、科目ごとに若干異なりますので、十分注意してください。

なお、1つの指定科目の単位数は、1つの授業科目で満たすのでも、最大4つまでの授業科目の単位を合算して満たすのでも構いません。

1つの指定科目の単位を複数の授業科目で満たす場合、それぞれの指定科目ごとに対応表を作成してください。また1つの授業科目の単位を複数の指定科目に分割する場合は、それぞれの指定科目について1枚ずつ対応表を書かなくてはなりません。

例えば、指定科目「認知発達とその支援」の4単位を、大学院で履修した授業科目A（4単位）のうちの2単位と授業科目B（2単位）で満たす場合、様式（基）3-2（2）を使って授業科目Aについて1枚、授業科目Bについて1枚の対応表が必要です。さらに授業科目Aの残り2単位を指定科目「臨床発達心理学の基礎」の4単位のうちの2単位として認定を受ける場合には、様式（基）3-2（1）を使って授業科目Aについても1枚対応表を書くこととなります。

1つの授業科目の単位を超えて指定科目の単位数に数えることはできません。

例えば上記の例で、授業科目Aの4単位は、すでに指定科目「認知発達とその支援」2単位と「臨床発達心理学の基礎」2単位として申請しますので、これ以上別の指定科目の単位として申請することはできません。

〈概論科目〉「臨床発達心理学の基礎に関する科目」の認定条件

以下の2つの条件を満たす必要があります。

- ① 全体で4単位
- ② 全体で内容充足率50%以上

① まず指定科目単位の認定を受けようとする授業科目のシラバスの内容充足率を確認します。

この指定科目の中項目数は20ですので、10項目以上に相当する内容が含まれていれば（内容充足率50%以上）1～4単位の認定が受けられる可能性があります。

授業科目のシラバスに中項目5項目以上に相当する内容が含まれていれば（内容充足率25%以上）、1～2単位の認定が受けられます。

いずれの場合も、授業科目の単位数を超えることはできません。

② 次に、1つの授業科目で4単位を満たす場合、それが内容充足率50%以上であれば問題ありません。複数の授業科目の合算で4単位を満たす場合、全体でも内容充足率50%以上を満たすのが条件ですので、中項目に相当する内容の重複を除いて、10項目以上に相当する内容が含まれているか確認し

てください。

例えば1つの授業科目C(2単位)に中項目6項目に相当する内容が含まれ、もう1つの授業科目D(2単位)に中項目7項目に相当する内容が含まれていたとします。そのうち4つの中項目が重複していたとすると、全体では9の中項目に相当する内容となり、全体で内容充足率が50%を下回ることであり、この指定科目の4単位は認定されません。2単位分のみが認定されます。

〈領域科目〉「認知発達とその支援に関する科目」
「社会・情動の発達とその支援に関する科目」 } の認定条件
「言語発達とその支援に関する科目」

以下の2つの条件を満たす必要があります。

①「発達の基礎」2単位、「評価と支援」2単位、合わせて4単位

②「発達の基礎」「評価と支援」のそれぞれにおいて、合わせて内容充足率50%以上

どの中項目が「発達の基礎」「評価と支援」に該当するかは資料1の1.(p.72~p.73)を参照してください。

① まず指定科目単位の認定を受けようとする授業科目のシラバスの内容充足率を確認します。

指定科目「認知発達とその支援に関する項目」の場合、「発達の基礎」は中項目8項目ですので4項目以上、「評価と支援」は中項目12項目ですので6項目以上に相当する内容が含まれていれば(内容充足率50%以上)、「発達の基礎」「評価と支援」それぞれについて1~2単位の認定が受けられます。また同じく「発達の基礎」2項目以上、「評価と支援」3項目以上に相当する内容が含まれていれば(内容充足率25%以上)、「発達の基礎」「評価と支援」それぞれについて1単位の認定が受けられます。

いずれの場合も、合計して授業科目の単位数を超えることはできません。

例えば1つの授業科目E(3単位)に「発達の基礎」4項目と「評価と支援」5項目が含まれていた場合、「発達の基礎」2単位と「評価と支援」1単位に振り分けることができます。もう1つの授業科目F(2単位)に「評価と支援」4項目が含まれていた場合、これは「評価と支援」1単位とすることができ、先の3単位の授業科目Eと合わせて、全体として指定科目の「発達の基礎」「評価と支援」の4単位を満たすことができます(ただし、必ず②を参照してください)。

② 次に、1つの授業科目で「発達の基礎」または「評価と支援」の2単位を満たす場合、それが内容充足率50%以上であれば問題ありません。

複数の授業科目の合算でそれぞれの2単位を満たす場合、全体でも内容充足率50%以上を満たすことが条件ですので、中項目に相当する内容の重複を除いて、「発達の基礎」4項目以上、「評価と支援」6項目以上に相当する内容が含まれているか確認してください。

例えば授業科目Gの「評価と支援」5項目と授業科目Hの「評価と支援」4項目のうち、2項目が重複していた場合、2つの授業科目を合わせて「評価と支援」の7項目が含まれていたこととなりますので、2単位が認定されます。

指定科目「社会・情動の発達とその支援に関する科目」の場合、「発達の基礎」は7項目、「評価と支援」も7項目です。また指定科目「言語発達とその支援に関する科目」の場合、「発達の基礎」は7項目「評価と支援」は5項目です。いずれも考え方は「認知発達とその支援に関する科目」と同様です。

〈フィールド・領域横断科目〉「育児・保育現場での発達とその支援に関する科目」の認定条件

以下の2つの条件を満たす必要があります。

①「育児領域」2単位、「保育領域」2単位、合わせて4単位

②「総論」の中項目2項目以上と「育児領域」「保育領域」の中項目各1項目以上を含み、全体で内容充足率50%以上

どの中項目が「総論」「育児領域」「保育領域」に該当するかは資料1の1.(p.75)を参照してください。

① まず指定科目単位の認定を受けようとする授業科目のシラバスの内容充足率を確認します。

この指定科目は、「総論」中項目14項目(1-1~5-5)、「育児領域」中項目6項目(6-1~6-6)、「保育領域」中項目7項目(7-1~7-7)を含み、全体で中項目27項目から成っています。

授業科目のシラバスに「育児領域」の中項目に相当する内容が1項目以上含まれ、全体で14項目以上の中項目に相当する内容が含まれていれば(内容充足率50%以上)、「育児領域」で1~2単位の認定が受けられます。「育児領域」の中項目に相当する内容が1項目以上含まれ、全体で7項目以上の中項目に相当する内容が含まれていれば(内容充足率25%以上)、「育児領域」で1単位の認定が受けられます。

同様に、授業科目のシラバスに「保育領域」の中項目に相当する内容が1項目以上含まれ、全体で14項目以上の中項目に相当する内容が含まれていれば(内容充足率50%以上)、「保育領域」で1~2単位の認定が受けられます。「保育領域」の中項目に相当する内容が1項目以上含まれ、全体で7項目以上の中項目に相当する内容が含まれていれば(内容充足率25%以上)、「保育領域」で1単位の認定が受けられます。

いずれの場合も、合計して授業科目の単位数を超えることはできません。

例えば、1つの授業科目J(2単位)が「育児領域」2項目を含む9項目(内容充足率25%以上)に相当する内容を含んでおり、もう1つの授業科目K(2単位)が「育児領域」1項目を含む7項目(内容充足率25%以上)に相当する内容を含んでいたとします。授業科目JとKを合わせて「育児領域」の2単位を満たそうとする場合、中項目のうち、「育児領域」1項目、その他で1項目重複していたとすると、2つの授業科目合わせて14項目の中項目が含まれているので、「育児領域」2単位が認定されます。

② 次に、1つの授業項目でこの指定科目の4単位を満たす場合、それが「総論」2項目以上および「育児領域」と「保育領域」の中項目各1項目以上を含み、全体で中項目14項目以上(内容充足率50%以上)含むのであれば問題ありません。

複数の授業科目の合算でこの指定科目の4単位を満たそうとする場合、全体でも内容充足率50%以上を満たすことが条件ですので、中項目に相当する内容の重複を除いて、「総論」2項目以上および「育児領域」と「保育領域」各1項目以上を含み、全体で14項目以上に相当する内容が含まれているか確認してください。

例えば上記の例において「育児領域」2単位分の2科目に加えて、別の授業科目L(2単位)が「保育領域」の3項目を含む15項目の内容に相当する内容を含んでいたとします。授業科目J、K、Lで重複を除いて、「総論」2項目、「育児領域」2項目、「保育領域」3項目を含み、全体で15項目含まれていたとすると、これら3科目でこの指定科目の4単位を満たすこととなります。

シラバスと指定科目との適合性や、シラバス内容と指定科目の科目内容基準との対応についての個別の問い合わせには応じられません。

書き方

指定科目の選択 指定科目ごとに様式が違います。必要な指定科目に対応する様式を選びます。複数の履修科目で1つの指定科目の単位を満たす場合は、当該指定科目の対応表をコピーして履修科目1科目ごとに対応表を作成してください。

氏名 資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

履修した科目名(担当者名、単位数) 履修した(履修予定の)授業科目名を記入します。必ず大学院単位修得(見込)証明書(成績証明書)に記載されたものを記入してください。

シラバスの文言 科目内容基準の内容(中項目)ごとに、それに該当するシラバスの文言をそのまま転記します。該当するものがない箇所は、「なし」と記入します(資料5「申請書類記入例」を参照)。

授業内容 科目内容基準の内容(中項目)ごとに、授業の内容を記入しますが、①、②のいずれに該当するかで書き方が変わります。

① シラバスに科目内容基準の内容(中項目)が明記されている場合(資料5「申請書類記入例」を参照)

シラバスの文言欄同様、該当するシラバスの文言をそのまま転記します(「同左」でも可)。

② ①以外の場合(シラバスに科目内容基準の内容(中項目)ごとの違いが明記されていない場合やその対応が不明瞭な場合等)(資料5「申請書類記入例」を参照)

科目内容基準の内容(中項目)との対応が明瞭になるよう授業内容を短くまとめて記入します。

授業担当教員署名 上記、授業内容のうち、②に相当する場合は、できるだけ授業担当教員の署名・捺印をもらってください。②に相当し、かつ授業担当教員の署名・捺印がない場合は、申請者自らが講義ノートを参考にして作成した授業説明(1科目につきA4用紙1枚程度、書式なし)もあわせて提出してください。授業説明は、科目内容基準とシラバス内容の対応がつくように記述してください。

科目内容基準が含まれる割合 シラバスに含まれる科目内容基準の中項目数を書きます。

申請単位数 この授業科目によって指定科目の何単位分をカバーするか記入します。科目によって、また科目内容基準の中項目の含まれるパーセンテージによって、単位数は異なりますので、前項の説明をよく読んで記入してください。

シラバスの添付 下記の項目に従ってシラバスのコピー(あるいはそれに代わるもの)が必要です。年度が明記されたシラバスをA4用紙にコピーして、対応表の後に重ね、ホチキスで綴じます。該当するシラバスだけを切り抜いてコピーするのでも、全体をコピーするのでも構いません。ただし、全体をコピーする場合には、該当するシラバスがわかるように、赤鉛筆(あるいは赤ボールペン)でその部分に囲み線を入れてください。対応表のシラバスの文言に記載した箇所を、添付したシラバス上に明示してください(マーカーで記すなど。また、マーカーなどで記したシラバスの文言のそれぞれが、資料1「指定科目に関する科目内容基準」の項目番号のいずれに該当しているかを、1-2、2-5のように明示してください。

シラバスのコピー

説明

指定科目として認定を希望する授業科目の授業内容を示すものです。受講した年度の印刷されたシラバスが原則ですが、それがなくても、様式(基)3-2に授業担当教員署名欄に署名・捺印があり、かつ、その余白にその理由が記載されている場合は認定されます。大学院においてシラバスが発行されておらず、また担当教員の逝去等、真にやむをえない事情により担当教員の署名・捺印のある書類が提出できない場合には、それらの事情を証明する書類を提出してください(書式なし)。あわせて、上記、授業内容のうち、②に相当し、かつ授業担当教員の署名・捺印がない場合と同様に、申請者自らが講義ノートを参考にして作成した授業説明(1科目につきA4用紙1枚程度、書式なし)も提出してください。

臨床実習修了証明書 様式 (基) 4 (1)

説明

この書類は指導教員に記入を依頼してください。臨床実習の修了を証明し、その概要を説明するための書類です。指導教員以外がスーパーバイザーになった場合でも、臨床実習の最終的責任は指導教員にあるとみなされますので、指導教員は臨床実習の概要を把握し、修了を証明してください。実習時間合計は200時間を超えている必要があります。ここでいう時間は、大学等の授業時間数ではなく、実時間（1時間=60分）です。

なお臨床実習については資料3「臨床実習ガイドライン」（p.88～p.98）を熟読してください。

また現職者で大学院在学中の方が臨床経験を臨床実習時間に換算して申請する場合は、次のとおりにしてください。証明書（様式（基）4（1）および（2））は換算した臨床経験の分も含めて、指導教員にまとめて記入してもらってください。その際には「臨床実習における指導の経過」欄に換算した実習時間数（100時間または200時間）を記載し、実習時間の内訳には大学院修士課程で正規に行った臨床実習の時間の内訳を記入してもらってください。換算時間が200時間の場合は内訳の各項目はすべて0時間となります。さらに各項目の時間数の右横に、換算した臨床経験において各項目がどれくらいの割合であったかを%で加筆するように依頼してください。（p.8～p.9参照）。

書き方

日付 記入した日を西暦で書きます。

氏名 資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

臨床実習実施期間 臨床実習を実施した期間を書きます。

大学院修士課程在籍（見込）期間 大学院修士課程に在籍（見込）した期間を書きます。

各実習内容の時間・実習時間合計 実習内容ごとの時間数を書きます。それらを合計した実習時間合計を書きます。

臨床実習における指導の経過 指導教員が実習中の指導経過についてコメントを書きます。指導教員がスーパーバイザーを兼ねていない場合は、依頼したスーパーバイザーから情報を得て実習の様子を書いてください。

指導教員とスーパーバイザーとの関係、依頼した実習内容 この欄は、指導教員がスーパーバイザーを兼ねていない場合にだけ記入してください。指導教員とスーパーバイザーがどのような関係にあるか（例：同僚の教員、提携している幼稚園の教員など）、また、指導教員がスーパーバイザーにどのような内容の実習を依頼したかを、具体的に書いてください。

大学院開講科目として履修した場合 科目名（単位数）・担当者名を書きます。大学院開講科目でない場合には、記入しません。

大学院研究科名・職名・氏名・印 指導教員かそれに相当する方が、大学院研究科名・職名を記入し、自筆で署名し、捺印します。

臨床実習修了見込証明書 様式 (基) 4 (2)

説明

資格申請時（申請期間2016年8月22日（月）～9月2日（金））には、それまで実習した臨床実習報告書（A型またはB型）を提出します。申請時点で実習時間の合計が200時間に満たない場合には臨床実習修了見込証明書を提出します。指導教員に記入を依頼してください。指導教員以外がスーパーバイザーになった場合でも、臨床実習の最終的責任は指導教員にあるとみなされますので、指導教員は臨床実習の概要を把握し、経過を報告してください。ここでいう時間は、大学等の授業時間数ではなく、実時間（1時間=60分）です。所定の申請時に、十分な臨床実習報告書を作成するためには、それまでに発達支援

の実践を十分行ってください（申請時点で実習総時間120時間以上の実習を終えていることを勧めます）。

臨床実習を終えてから2017年3月31日（金）までに、様式（基）4（1）「臨床実習修了証明書」を提出してください。

書き方

日付 記入した日を西暦で書きます。

氏名 資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

臨床実習実施見込期間 臨床実習を実施する見込の期間を書きます。

大学院修士課程在籍（見込）期間 大学院修士課程に在籍（見込）した期間を書きます。

各実習内容の時間・実習時間合計 実習内容ごとに、これまで実習した時間数も書きます。それらを合計した実習時間合計も書きます。

臨床実習における指導の経過 指導教員が実習中の指導経過についてコメントを書きます。指導教員がスーパーバイザーを兼ねていない場合は、依頼したスーパーバイザーから情報を得て実習のようすを書いてください。

指導教員とスーパーバイザーとの関係、依頼した実習内容 この欄は、指導教員がスーパーバイザーを兼ねていない場合にだけ記入してください。指導教員とスーパーバイザーがどのような関係にあるか（例：同僚の教員、提携している幼稚園の教員など）、また、指導教員がスーパーバイザーにどのような内容の実習を依頼したかを、具体的に書いてください。

大学院開講科目として履修した（している）場合 科目名（単位数）・担当者名を書きます。大学院開講科目でない場合には、記入しません。

大学院研究科名・職名・氏名・印 指導教員かそれに相当する方が、大学院研究科名・職名を記入し、自筆で署名し、捺印します。

《基本タイプ》スーパーバイザー留意事項 様式（基）5

スーパーバイザーの依頼に当たっては、「《基本タイプ》スーパーバイザー留意事項」を渡し、熟読していただけてください。今年度の申請ガイドに基づいた指導・助言を求めてください。なお、スーパーバイザー名の記入に際しては、自署をお願いしてください。

《基本タイプ》スーパーバイザーを依頼するにあたっての留意事項

1) スーパーバイザーの依頼について

大学院の指導教員が臨床実習のスーパーバイザーを兼ねない場合は、臨床発達心理士スーパーバイザー有資格者、臨床発達心理学に関して十分な経験と実績を有する臨床発達心理士有資格者、あるいは本資格についての理解のある5年以上の臨床発達心理に関連する臨床経験を有する方に依頼してください。ただし、夫婦・親子など、親族でスーパーバイザーとなることはできません。

なお、依頼する場合は、指導に関する日程・回数・謝礼の有無、謝礼の金額等に関して事前に確認してください。

2) スーパーバイザーに求められる役割

スーパーバイザーは、支援活動の過程から報告書の作成に至るまで総合的な助言・指導を行います。具体的には、次の2点の役割が求められます。

臨床実習におけるスーパーバイザーの第1の役割は、臨床実習活動の助言・指導です。実習者は支援実践の場において周助的な参加や、場合によっては間接的な支援の担当であったとしても、支援対象者や問題状況に関するアセスメントを行い、それに基づいた支援仮説を立て、長期的・短期的目標を設定し、具体的な支援計画を策定する活動に参加します。支援の経過においては、対象者や問題状況の変化について発達の視点に立って考察し、支援方法や目標設定等が適切であったかについて評価し、次の支援実践の改善に生かします。最後に支援全体の効果についての検討を行います。スーパーバイザーはその一連の臨床実習活動において、実習生からの報告や相談を受け、ディスカッションをしながら、支援内容を吟味し、助言・指導を行います。また、その過程において、実習生が臨床発達心理士として必要な倫理を身につけることにも配慮しながら指導します。

スーパーバイザーの第2の役割は、臨床実習報告書の書き方や内容に関する助言と指導です。申請に必要なA型またはB型の内容に沿ったものであるか、枚数や字数等の書式に関する形式が守られているか、報告書の構成と記載の仕方が規定に沿ったものであるか、日本語の文章として誰もが理解できる論理的で明快なものであるか、専門用語を正しく理解し使用しているか、誤字・脱字・語彙の誤りがないか、引用文献が正しく記載されているか、臨床発達心理学に基づく報告となり得ているか、倫理的な問題に対して慎重な配慮がなされているかどうか、等に関する助言・指導を行います。

※スーパーバイザーの問い合わせについては、事務局にご連絡ください。

臨床実習報告書

1. 臨床実習報告書のねらい

臨床実習報告書には、どのような実習がなされたか、その実習のなかで発達の支援がなされたか、それを実習した本人の視点からまとめることが求められています。そのねらいは、実習生の経験が一定水準のものであることを「資格」として確認できるかどうか、審査することにあります。ですから、単に観察をただけ、検査を行っただけ、あるいは他者が行った支援を表面的になぞって記録しただけでは不適切です。「4. 臨床実習報告書の構成と記述スタイル」(p.33～p.36)にあるような内容が書かれていることが必要になります。

臨床実習の発達支援の対象は以下のいずれでも構いません。

- ・年齢は乳児から高齢者まで
- ・個人を対象にしたもの、集団を対象にしたもの
集団を対象とした場合は、個々の対象者のアセスメント結果と支援等の経過（結果）についても記述してください。
- ・気になる子・大人を対象にしたもの（例：問題行動…）
- ・障害児・者を対象にしたもの（例：発達支援…）
- ・健常見・者を対象としたもの（例：健常見の…）
「IV方法 4. アセスメント」では、「①発達検査」について記述することが困難な場合には割愛しても構いませんが、その理由を示してください。なお、「②行動観察」「③環境・生態学的調査」については必ず記述してください。また、対象者の変化を評価するための方法（観点）も明記してください。
- ・指導者や保護者、親子等を対象にしたもの（例：保育者への…）
指導者（保護者）を対象とした場合は、「IV方法 1. 発達支援の対象者の概要」等の項目に、指導者（保護者）に関する内容も記述してください。また、「V結果」には、指導者（保護者）の変化についても記述してください。

2. 臨床実習報告書の形式

実習A型：継続的な実習と「臨床実習報告書A型」

1年以上にわたり支援をした、1事例あるいは少数事例について、スーパーバイザーの下に継続的に発達支援した実習内容を、時系列的な変化を追って、事例報告として提出するものです。A4用紙で6ページ以上10ページ以下で、事例を単位とした支援の経過をまとめることになります。事例報告に記述される支援の期間は、1年以上にわたるものであることが必要です（たとえば、200X年4月～200X年+1年3月であれば、1年として認められます）。臨床実習全体の期間とは異なりますので注意してください。

実習B型：集中的な実習と「臨床実習報告書B型」

比較的短期間（例えば2週間程度の内容の繰り返し、組み合わせ。短すぎると発達の観点が不足する場合もあるのでご注意ください）で異なる支援対象と内容の実習を様々な対象にすすめる場合、時系

列的な大きな変化は期待できません。そこで実習A型とは異なり、集中的な実習を繰り返して、様々な対象や、多様な実習技能の習得をめざした場合の報告をまとめるものがこの「臨床実習報告書B型」です。クリニック等での集中した実習等で、評価、支援目標の設定等を報告するものに向いています。実習を行った場所や実習内容ごとに、A4用紙で、3ページ以上5ページ以下でまとめてください。従って、2活動単位で実習した場合、A4用紙で $(3 \sim 5) \times 2 = 6 \sim 10$ ページになります。最大3活動単位までの報告書とし、総計15ページ以下で報告してください。1活動単位3～5ページのみでの報告は認めません。(※活動単位ごとに支援対象者、支援目的、支援方法が異なることが必要条件です。また、短い期間であっても発達の観点に立つ必要があります。)

3. 臨床実習報告書の書式

報告書は、A4用紙（縦置き）に横書きで、横40字×30行の形式で印字してください。なお、印字は片面とし、ページ数もつけてください。

報告書には所定の表紙を付し（様式（基）6（1）（実習A型）または様式（基）6（2）（実習B型））、表紙を除いて、

- ・実習A型では、6ページ以上10ページ以下
- ・実習B型では、1活動単位ごとに3ページ以上5ページ以下、2活動単位以上3活動単位以内で書いてください。

図や表やその他の添付資料は枚数外に付け加えて、本文とは別に添付してください。ただし、3ページ以下とします。

報告書及び添付資料は、各々に表紙を付して必ずコピーを2部とり、計3部提出してください。

4. 臨床実習報告書の構成と記述スタイル

実習A型：表紙は様式（基）6（1）「臨床実習事例報告書A型・表紙」を用いてください。表紙のほかに6ページ以上10ページ以下の本文となりますが、その本文は以下のような構成とし、それぞれに記した要素が含まれていなければなりません。

- I テーマ
- II キーワード
- III 問題と目的
 - 支援の種類・支援における報告者の役割
 - 問題の説明
- IV 方法
 - 対象者の概要・実施場所・期間
 - アセスメント（問題と発達の査定、ならびにその背景にある発達の機序の推測）、支援仮説、支援目標、支援計画
- V 結果
 - 支援の経過、結果の評価
- VI 考察
 - 支援の効果についての解釈
 - 対象者の発達のメカニズム
- VII プライバシーの保護と倫理的配慮
- VIII 引用文献

以下に、それぞれの説明をします。以下の内容に即して記述してください。

I テーマ

- ・ 内容を的確に表現してください。

II キーワード

- ・ 5語以内でキーワードをあげてください。

III 問題と目的

- ・ 報告者名・支援の場所・支援のタイプ・支援における報告者の役割（どのように関わったか）
- ・ 問題の説明：事例を取り上げた問題意識、目的・理由について述べてください。また、その際に参照した先行研究や関連文献も示してください。

IV 方法

1. 発達支援の対象者の概要（年齢、性別、所属、家族構成、支援・教育歴等）
（乳幼児から老年、健常・障害、個別・集団支援を問いません。）
2. 発達支援等を実施した機関・施設・場所（固有の名称は不要）、および実習生の実習の中での役割、立場、関わり方
3. 実施期間（例：20XX年4月～20XX+1年3月）
4. アセスメント（①発達検査、②行動観察、③環境・生態学的調査。③は不可欠）
5. 総合所見（包括的発達アセスメント：評価のまとめ、200～400字程度）
「4.アセスメント」の結果から、
 - (1) 対象者の発達（①生理・医学的側面 ②心理・学習・教育的側面など）に関する個体能力的観点からの現状、問題点
「②心理・学習・教育的側面」では認知、言語コミュニケーション、社会・情動、運動など、発達領域に分けて記述すること
 - (2) 対象者に関わる人々・環境（③環境・社会・文化的側面＝家族や教師・仲間など対人的環境、物理的環境）に関する関係論的観点からの現状、問題点
に分けて検討してください。
6. 「5.総合所見」に基づく支援仮説、長期・短期支援目標の設定、支援計画の策定
 - (1) 対象者への支援について具体的な支援方法や手続きを示してください。
 - (2) 対象者に関わる人々（家族や教師・仲間など）や環境への支援について具体的な支援方法や手続きを示してください。

V 結果

支援等の経過を、(1) 対象者の時系列的変化、(2) 対象者に関わる人々（家族や教師・仲間等）や環境の時系列的変化にできる限り分けて検討してください。また、変化のようすがわかるよう、わかりやすく段階を分けて記述してください。

結果の記述の仕方は、量的記述（頻度データ）、質的記述（エピソード記述）を組み合わせることが望ましいといえますが、質的記述だけでも結果の記述になりえます。質的記述は、Piaget (1947)、麻生 (1990) や無藤他 (2004) 等を参考に、十分に客観的で対象化されたものにしてください。

VI 考察

支援の結果には、支援目標が達成された面と、達成されなかった面があるでしょう。これらから対象者の発達のメカニズムを検討し、最初の評価より一層深い、また新たな観点による対象者理解・評価を行い、今後の支援の課題と方法について考えます。「対象者の時系列的変化のメカニズムに関する検討」「目標設定・支援方法の妥当性、支援の効果に関する検討」「新たな理解・評価と今後の課題」「その他の点」が考えられます。考察の論拠を示す場合、指導教員あるいはスーパーバイザーが述べたことなのか、実習をしてみて筆者が知見として得たことなのか明示してください。次にそれぞれについて詳しく述べます。

1. 対象者の時系列的変化のメカニズムに関する検討

- (1) 対象者の時系列的変化のメカニズム：対象者の生物学的変化・成長、支援の効果、およびそれらの

相互作用等がどのように関連しあったのか。また、どの時期の、どのような操作が、どのメカニズムに効果をもたらしたかについて検討してください。

(2) 関わる人々・環境の時系列的変化のメカニズム：取り巻く環境の変化、支援の効果、およびその相互作用について検討してください。

2.目標設定・支援方法の妥当性、支援の効果に関する検討

上記1.と関連させ、これらが妥当であったかを、支援の効果・限界について自己検証してください。

3.新たな理解・評価と今後の課題

支援をすることによって、対象者について更に深い理解・評価がなされたはずですが。例えば、「支援によって……のような面の伸び、変化は見られたが、……のような面の困難さが認められた。」等です。これらから今後の課題・支援方法が導き出されるでしょう。

4.その他の点

対象者の時系列的変化のメカニズムに関する検討、目標設定・支援方法の妥当性、支援の効果に関する検討、新たな理解・評価と今後の課題等の記述をとおして、人間の発達メカニズムや、類似の事例について、先行研究と対照しながらの支援の一般化についても、できる限り考察できると良いでしょう。「事例報告」としてはここまででは求められませんが、この点がなされている場合には「事例研究」としての意義が高いといえます。

Ⅶ プライバシーの保護と倫理的配慮

1.プライバシー（個人情報）の保護

支援対象者や支援に関わる人々に対して支援内容と事例報告等に関するインフォームドコンセントがなされていることが表紙と本文の双方に明記されているかを確認してください。

2.倫理的配慮

支援は支援対象者の利益を図るものであるか、自らの立場・業務を超えた行為を行っていないかどうか等を、考慮する必要があります。

Ⅷ 引用文献

報告書内で文献を引用した場合には、以下の形式にならってそれらを示してください。

- Bruner, J. S. (1983). Child talk: Learning to use language. London: Oxford University Press. (寺田晃・本郷一夫, 訳. (1988). 乳幼児の話しことば. 新曜社.)
- 外山紀子・無藤隆. (1990). 小学生女の子のごっこ遊びにおけるスクリプトとメタ発話の発達の变化. 発達心理学研究, 1, 10-19.

実習B型：表紙は様式（基）6（2）「臨床実習報告書B型・表紙」を用いてください。表紙のほかに1活動単位ごとに3～5ページの本文となりますが、その本文は以下のような構成とし、それぞれに記した要素が含まれていなければなりません。

- I テーマ
- II 方法
 - 1.対象者の概要
 - 2.アセスメント
 - 3.支援仮説、支援目標、支援計画
- III 支援の実際
- IV 支援の考察・実習の所感
- V プライバシーの保護と倫理的配慮
- VI 引用文献

以下にその説明をします。

I テーマ

・内容を的確に表現してください。

II 方法

1.対象者の概要・実施場所・支援期間・報告者の役割

2.アセスメント

発達検査、行動観察、環境・生態学的調査等

総合所見（200字程度）

3.支援仮説、支援目標、支援計画

「2.アセスメント」の結果から、可能な限り、

(1)対象者の発達の現状、問題点（個体能力的な観点）

(2)対象者に関わる人々（家族や教師・仲間等）や環境（関係論的観点）の現状、問題点に分けて検討してください。

III 支援の実際

実習期間中に実際にどのような支援がなされたかを、簡潔にまとめてください。

可能な限り、

(1) 対象者への支援

(2) 対象者に関わる人々（家族や教師・仲間等）や環境への支援

に分けて示してください。

IV 支援の考察・実習の所感

支援結果の考察および、実習を通して学習できた面、対象者についての感想を述べてください。

V プライバシーの保護と倫理的配慮

1.プライバシー（個人情報）の保護

支援対象者や支援に関わる人々に対して支援内容と事例報告等に関するインフォームドコンセントがなされていることが表紙と本文の双方に明記されているかを確認してください。

2.倫理的配慮

支援は支援対象者の利益を図るものであるか、自らの立場、業務を超えた行為を行っていないかどうか等を、考慮する必要があります。

VI 引用文献

報告書内で文献を引用した場合には、以下の形式にならってそれらを示してください。

Bruner, J. S. (1983). Child talk: Learning to use language. London: Oxford University Press.

(寺田晃・本郷一夫 訳. (1988). 乳幼児の話しことば. 新曜社.)

外山紀子・無藤隆. (1990). 小学生女兒のごっこ遊びにおけるスクリプトとメタ発話の発達的变化.

発達心理学研究, 1, 10-19.

5. 臨床実習報告書におけるプライバシーの保護と倫理的配慮

対象者への倫理的配慮とプライバシー保護に照らして不適切な記載が多く見られます。プライバシー保護を含めた倫理的配慮に関しては、臨床発達心理士のもっとも基幹となるものとして審査の重点項目になっています。人権を侵害する可能性のあるものについては、不合格となります。提出に際し、次の点について繰り返し確認し、慎重に配慮してください。

①診断がなされていない対象者への、主観に基づく安易な見立てによる障害名の記載はないか。

②報告書の申請に際して保護者、支援に密接に関わる関係者、可能であれば本人の了解を得ているか。

コンサルテーションの場合には、コンサルティおよび対象機関の所属長の了解を得ているか。了解を得たことを報告書の表紙および報告書の本文中に明記しているか（明記のない場合には不合格となる。また、対象者が中学生以上の場合には、本人及び保護者あるいは保護者の代理人から了解を

とることを必要とする)。なお、了解を得ることが困難な場合には、その理由を明記する。

- ③職務として関わった事例に関しては、申請および事例報告書に関して所属長の許可を得ているか。
- ④表紙を含めて、報告書の中で対象者が特定できるような情報や、報告書に必要なない、極めてプライベートな情報を載せていないか。

例：個人名や機関名等の固有名詞は避ける（A児、B小学校等と表記）。

時期や年齢の特定できる情報も避ける（20XX年、20XX + 2年、などと表記、生年月日等は書かない）。

家族構成も差しさわりのある場合は避ける。

対象者のノート、日記、作品のコピーや心理検査のローデータのコピー等は出さない。

<臨床実習報告書に関する参考文献>

安藤寿康・安藤典明（編）. (2011). 事例に学ぶ心理学者のための研究倫理（第2版）. ナカニシヤ出版.

麻生武. (1990). “口”概念の獲得課程 — 乳児の食べさせる行動の研究. 発達心理学研究, 1, 20-29.

尾崎康子・前川あさ美. (2011). 臨床発達心理士としての倫理. 本郷一夫・金谷京子（編著）. シリーズ臨床発達心理学：理論と実践 第1巻 臨床発達心理学の基礎. ミネルヴァ書房

古澤頼雄・斉藤こずゑ・都筑学（編著）. (2000). 心理学・倫理ガイドブック. 有斐閣.

無藤隆・やまだようこ・南博文・麻生武・サトウタツヤ（編）. (2004). 質的心理学. 新曜社.

Piaget, J. (1948). La naissance de l'intelligence chez l'enfant (2nd ed.). Paris: Delachaux & Niestlé. (谷村覚・浜田寿美男, 訳. (1978). 知能の誕生. ミネルヴァ書房.)

臨床実習報告書・表紙

実習A型・表紙 様式（基）6（1）

この表紙は、実習A型の内容を報告する書類の表紙です。

報告者氏名 資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

報告者所属 所属した（している）大学院名を記入します。

指導教員氏名・スーパーバイザー氏名・スーパーバイザー所属 該当する方の氏名・所属を書き、捺印してもらいます。

テーマ 臨床実習の内容を具体的にまた的確に示す表題をつけてください。

実習機関・実習期間・支援期間 実際に実習を行った機関、実習期間（授業としての実習期間）、支援期間（実際に対象の支援を行った期間）を記入します。

支援対象者の状態 該当する主なものに○をつけてください。複数でも構いません。

支援の種類 該当する主なものに○をつけてください。複数でも構いません。

報告にあたっての了解 該当する人すべてに☑をつけてください。なお「その他」の欄に記載する必要がある場合は、職名や続柄などを書き、個人名など個人を特定できる情報は書かないでください。

報告者の立場・役割 実習に参加していた（している）際の立場や役割を具体的に書いてください。

実習B型・表紙 様式（基）6（2）

この表紙は、実習B型の内容を報告する書類の表紙です。各活動単位ごとに表紙をつけてください。表紙用紙はコピーして使用してください。

報告者氏名 資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

報告者所属 所属した（している）大学院名を記入します。

指導教員氏名・スーパーバイザー氏名・スーパーバイザー所属 該当する方の氏名・所属を書きます。

テーマ 臨床実習の内容を具体的にまた的確に示す表題をつけてください。

実習機関・実習期間・支援期間 実際に実習を行った機関、実習期間（授業としての実習期間）、支援期間（実際に対象の支援を行った期間）を記入します。

支援対象者の状態 該当する主なものに○をつけてください。複数でも構いません。

支援の種類 該当する主なものに○をつけてください。複数でも構いません。

報告にあたっての了解 該当する人すべてに☑をつけてください。なお「その他」の欄に記載する必要がある場合は、職名や続柄などを書き、個人名など個人を特定できる情報は書かないでください。

報告者の立場・役割 実習に参加していた（している）際の立場や役割を具体的に書いてください。複数あって紙面が足りない場合には、「別紙の通り」と書いて、別紙「実習機関・実習期間」に並記します。

スーパーバイズ証明書（基本タイプ用） 様式（基） 7

説明

臨床実習における指導の経過、実習に関する評価、および臨床発達心理士としての資質に関する所見の記入を実習先のスーパーバイザーに依頼します。指導教員がスーパーバイザーを兼ねる場合は指導教員が記入します。スーパーバイザーは、臨床発達心理士スーパーバイザー有資格者、臨床発達心理学に関して十分な経験と実績を有する臨床発達心理士有資格者、あるいは本資格について理解のある5年以上の臨床発達心理に関連する臨床経験を有する方に依頼してください。ただし、夫婦・親子など、親族でスーパーバイザーとなることはできません。

臨床実習におけるスーパーバイザーの第一の役割は、臨床実習活動の助言・指導です。実習者は支援実践の場において周縁的な参加や、場面によっては間接的な支援の担当であったとしても、支援対象者や問題状況に関するアセスメントを行い、それに基づいた支援仮説を立て、長期的・短期的目標を設定し、具体的な支援計画を策定する活動に参加します。支援の経過においては、対象者や問題状況の変化について発達の視点に立って考察し、支援方法や目標設定等が適切であったかについて評価し、次の支援実践の改善に生かします。最後に支援全体の効果について検討を行います。スーパーバイザーはその一連の臨床実習活動において、実習生からの報告や相談を受け、ディスカッションをしながら、支援内容を吟味し、助言・指導を行います。また、その過程において、実習生が臨床発達心理士として必要な倫理を身につけることにも配慮しながら指導します。

スーパーバイザーの第二の役割は、臨床実習報告書の書き方や内容に関する助言と指導です。申請に必要な実習A型・B型の規定に沿った内容であるか、枚数や字数等の書式に関する規定が守られているか、報告書の構成と記載の仕方が規定に沿ったものであるか、日本語の文章として誰もが理解できる論理的で明快なものであるか、専門用語を正しく理解し使用しているか、誤字・脱字・語彙の誤りがないか、引用文献が正しく記載されているか、臨床発達心理学に基づく報告となり得ているか、倫理的な問題に対して慎重な配慮がなされているかどうか、等に関する助言・指導を行います。

なお、スーパーバイザーに指導を依頼する際には、できるだけ指導に関する日程・回数・謝礼の有無・金額等について事前に確認することをお勧めします。

現職者で大学院在学中の方が臨床経験を臨床実習時間に換算して申請する場合は次のとおりにしてください。提出する事例報告が臨床経験期間中のケースについての報告である場合は、この書類に限りて《現職者タイプ》用の申請書類「様式（現）10」を使用し、その事例のスーパーバイザーに記入を依頼してください。また大学院修士課程で正規に実習を行った際のケースや活動についての報告の場合は、《基本タイプ》用の申請書類「様式（基）7」を使用し、実習のスーパーバイザーに記入を依頼してください。

書き方

この書類は原本1部とコピー2部を提出します。

日付 記入した日を西暦で書きます。

氏名 資格認定申請書と同じ氏名を自筆署名します。

スーパーバイズを受けた期間と回数 該当内容を書きます。なお、スーパーバイズを受けた期間と報告書に記載されている支援期間との間に齟齬がある場合、適切なスーパーバイズを受けたとはみなされない場合がありますので、注意してください。

スーパーバイズ期間における申請者とスーパーバイザーとの関係 該当内容を書きます。

指導内容と指導経過 特に決まりはありません。簡潔に書いてください。

臨床実習の成果に関する所見 特に決まりはありません。自由に所見を書きます。

臨床発達心理士としての資質に関する所見 特に決まりはありません。自由に所見を書きます。

機関名・職名・氏名・印・資格名と登録番号 記載者の該当内容を書きます。臨床発達心理士及びそれに関連する資格を持っている場合には資格名及び登録番号を書きます。
この書類は原本1部とコピー2部を提出します。スーパーバイザーの自署であることが求められます。

人物証明書（推薦書）（基本タイプ用）様式（基）8**説明**

各大学院の指導教員（すでに修了した方で指導教員が不在の場合、それに代わる教員）に記入を依頼してください。

書き方

日付 記入した日を西暦で書きます。

氏名 資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

修士論文題目（仮題） タイトルを正確に書きます。修了見込の場合には、仮題を書きます。

在学中の研究・学修に対する態度 特に決まりはありません。自由に所見を書きます。

臨床発達心理学に関する関心・意欲 特に決まりはありません。自由に所見を書きます。

臨床発達心理学に関する知識・技能 特に決まりはありません。自由に所見を書きます。

総合的所見 特に決まりはありません。自由に所見を書きます。

大学大学院・研究科・職名・氏名・印 記載者の該当内容を書き、捺印します。

厳封等 記載者が「人物証明書（推薦書）」に署名・捺印し、厳封します。

人物証明書（推薦書）用封筒**説明**

人物証明書（推薦書）を記載者が厳封するための封筒です。

写真票・審査料控**説明**

写真を貼るためのカードと、「郵便振替払込請求書兼受領証」のコピーを貼るためのカードです。写真は、履歴書貼付用、写真票貼付用とIDカード用の合計3枚（同一写真）が必要です。

書き方

3 cm×3 cmの大きさの写真（3ヶ月以内に撮影・無帽、背景なし）を貼ります。審査料控には、認定審査料の「郵便振替払込請求書兼受領証」のコピーを貼ります。

受領証（ハガキ）

説明

申請書類を受領したことを証明するハガキです。

書き方

ハガキの表に、郵送を希望する住所と郵便番号、氏名を書き、切手を貼ります。

写真（IDカード用）

説明

3 cm×3 cmの大きさの写真（3ヶ月以内に撮影・無帽、背景なし）を1枚、IDカード用写真入れ封筒に入れて添付します。写真の裏には必ず氏名を書きます。この写真は、認定審査に合格し、登録手続きが完了した後、IDカード用の写真になります。写真はカラーでも白黒でも構いません。

IDカード用写真入れビニール封筒

説明

申請タイプと氏名を記入の上、IDカード用写真1枚を入れ、封をして提出してください。

Ⅳ 《現職者タイプ》の申請書類の記入の仕方

1. 申請に必要な書類

申請関係書類在中 と書かれた封筒には次のものが入っています。

- ・《基本タイプ》用申請書類（申請に必要な様式がのり付けされています。《現職者タイプ》の場合には、これは使いません。）
- ・《現職者タイプ》用申請書類（申請に必要な様式がのり付けされています。）
- ・「人物証明書（推薦書）」用封筒
- ・写真票・審査料控
- ・受領証（ハガキ）
- ・認定審査料払込用紙
- ・IDカード用写真入れビニール封筒
- ・提出書類確認表 兼 提出書類送付用封筒

各申請タイプで必要な書類は次ページの「表8 提出すべき申請書類一覧表（現職者タイプ用）」のとおりです。様式が決まっているものと決まっていないものがあります。様式が決まっているものは「《現職者タイプ》用申請書類」の中に入っていますので、それを使って書類を作成してください。

書類には3部（原本1部とそのコピー2部）必要なものと、1部（原本1部）だけでよいものがあります。どの書類が3部必要で、どの書類が1部だけでよいかは、表8で確認してください。

なお、写真は、履歴書原本貼付用、写真票貼付用と、IDカード用の合計3枚（同一写真）が必要です。

申請書類は原則として返却いたしません。書類の内容について問い合わせをすることがありますので、必ず書類一式をコピーして、保管してください。

日本語以外の言語による書類には、申請者の責任において、日本語訳を添付してください。

申請書類を提出する前に「表8 提出すべき申請書類一覧表（現職者タイプ用）」を確認の上、不足書類がないように準備してください。不足書類があると審査に遅れが生じたり、書類を受け付けられない場合がありますので、ご注意ください。

表8 提出すべき申請書類一覧表（現職者タイプ用）

○ 必ず提出 △ 必要に応じて提出

※書類には3部（原本1部とそのコピー2部）必要なものと、1部（原本1部）だけでよいものがあります。
Fタイプの方は相当するタイプ（A・B・C・E）の欄をご覧ください。

書式	申請書類	様式	提出部数	A	B1	B2	C	E	解説 ページ
あり	臨床発達心理士資格認定申請書（現職者タイプ用）	(現)1-1	1部	○	○	○	○	○	44
あり	旧姓使用願	(現)1-2	1部	△	△	△	△	△	45
あり	履歴書（現職者タイプ用）	(現)2	1部	○	○	○	○	○	45
なし	学部等卒業証明書		1部		○	○		○	46
なし	日本心理学会認定心理士認定証・教育職員 免許状専修または1種（1級）のコピー		1部	△	△	△		△	(46)
なし	大学院修士課程修了（見込）証明書*1		1部	○					46
あり	指定科目履修・指定科目取得講習会受講自己申告書 （指定科目別）	(現)3-1	1部	○	○	○		○	46
なし	指定科目取得講習会受講証明書の <u>コピー</u>		1部	△	△	△		△	49
なし	大学院単位修得（見込）証明書（成績証明書でも代替可）		1部	△	△	△		△	49
あり	科目内容基準とシラバス内容の対応表（「基礎」用） および対応するシラバスのコピー	(現)3-2(1)	1部	△	△	△		△	50
あり	科目内容基準とシラバス内容の対応表（「認知」用） および対応するシラバスのコピー	(現)3-2(2)	1部	△	△	△		△	50
あり	科目内容基準とシラバス内容の対応表（「社会情動」用） および対応するシラバスのコピー	(現)3-2(3)	1部	△	△	△		△	50
あり	科目内容基準とシラバス内容の対応表（「言語」用） および対応するシラバスのコピー	(現)3-2(4)	1部	△	△	△		△	50
あり	科目内容基準とシラバス内容の対応表（「育児保育」用） および対応するシラバスのコピー	(現)3-2(5)	1部	△	△	△		△	50
なし	「指定科目単位認定一覧」該当部分のコピー	ウェブページよりダウンロード	1部	△	△	△		△	47
あり	在職証明書（A・B・Eタイプ用）	(現)4(1)	1部	○	○	○		○	54
あり	在職証明書（Cタイプ用）	(現)4(2)	1部				○		55
あり	臨床発達心理に関連する臨床経験内容一覧	(現)5	1部	○	○	○		○	57
あり	経験年数換算シート	(現)6	1部	○	○	○	○	○	57
あり	臨床発達心理学に関する研究業績一覧（Cタイプ用）	(現)7	1部				○		60
なし	研究業績概要		1部				○		61
なし	研究業績の別刷り（コピー）		1部				○		61
なし	事例報告書*2		3部	○	○	○		○	62
あり	事例報告書・表紙*2	(現)9	3部	○	○	○		○	66
あり	スーパーバイズ証明書（現職者タイプ用）*2	(現)10	3部	○	○	○		○	67
あり	人物証明書（推薦書）（現職者タイプ用）	(現)11	1部	○	○	○		○	68
あり	人物証明書（推薦書）用封筒		1部	○	○	○		○	68
あり	写真票・審査料控		1部	○	○	○	○	○	68
あり	受領証	ハガキ	1部	○	○	○	○	○	69
なし	写真（IDカード用）		1部	○	○	○	○	○	69
あり	IDカード用写真入れビニール封筒		1部	○	○	○	○	○	69

*1 見込証明書を必要とする場合があるのは、Aタイプのみです。

*2 各1部ずつをクリップ留めをして3セットを提出

2. 《現職者タイプ》の申請書類の説明と記入の仕方

それでは、申請書類の説明と具体的な書き方について解説します。

「表8 提出すべき申請書類一覧表（現職者タイプ用）」を参照し、あなたの申請タイプに必要な書類をご用意ください。資料5（p.101～p.110）に記入例があります。

申請書類は手書きでも、直接印字したものでも受けつけます。筆記用具は黒のボールペンを使用し、同じ筆記具で、各書類に記入してください。記載の訂正は、二重線を引いて押印をしてください。修正テープや修正インクを使用した訂正は認めていません。

申請するには、申請者本人の名前で『臨床発達心理士』認定申請ガイド-2016年度版-』を購入していることが必要です。また、申請書類は、申請する年度のものを使用してください。なお、提出された申請書類は原則として返却いたしません。

臨床発達心理士資格認定申請書（現職者タイプ用）様式（現）1-1

説明

この書類は、《現職者タイプ》の申請者が氏名や連絡先等、基本的な内容を記入するものです。記入もれのないようにしてください。申請後、連絡先住所等記入内容に変更が生じた場合は、事務局へ速やかに届け出てください。

書き方

日付 記入日を西暦で書きます。

申請者氏名と印 原則として申請者が姓名を自筆署名し、「印」欄に捺印します。氏名欄には戸籍名を記入してください。資格審査時の申請名や、合格後に発行される臨床発達心理士認定証記載氏名は戸籍名での記載が必須です。

パソコン等で書類を作成した場合も、申請者氏名欄は原則として申請者が自筆で書きます。何らかの理由で申請者が自署できない場合には、氏名の後に「（代筆 資格太郎）」のように代筆者を明記します。

氏名・生年月日 氏名、ふりがなを書きます。生年月日を西暦で書きます。

ローマ字 姓、名の順にへボン式で書きます。姓は全て大文字で書きます。（例：SHIKAKU Taro）。

所属機関 申請時に常勤または非常勤で勤めている勤務先を詳しく（例えば～相談所～課等）書きます。大学院に在学中あるいは研究生の方は、大学院名もあわせて記入します。

職名 臨床発達心理士に関連した職務を書きますが、適当なものがない場合には、欄内に収まる範囲で、職場で通常使っているもの（例えば、心理相談員、教諭等）を書きます。

主な資格・免許名 臨床発達心理士に関連する資格・免許をお持ちの場合に記入します。

連絡先住所・電話・FAX 審査結果などの連絡に使います。自宅と勤務先のどちらかを選んで、郵便番号と連絡先住所を書きます。海外在住の方は日本国内で送付物を受けとれる住所を書きます。電話番号は確実に連絡可能なものを書きます。携帯電話番号を書く場合、できれば連絡可能な固定電話番号も、（ ）を付して並記してください。FAXが使用可能な場合には番号を書きます。

E-mailアドレス 連絡先となるメールアドレスを記入します。パソコン、携帯電話、どちらのアドレスでも構いませんが、shikaku@jocdp.jpからのメールが受信できるように設定してください。

申請タイプ 1つだけ選んでください。Fタイプの場合はA、B、C、Eのどのタイプに相当するか記入してください。これ以後は、相当するタイプに合わせて書類を作成してください。Aタイプの方で見込申請をされる方は、申請書一番下の「大学院修士課程修了見込証明書」「大学院単位取得見込証明書」どちらに該当するか✓を記入してください。

二次審査（口述）の希望会場 「東京会場」「関西会場」のいずれかを選んでください。申請後の変更はできません。日程や時間の希望は受けつけできません。

見込申請（該当者のみ） 見込申請者は該当する□に申請時の状況について✓を記入してください。

旧姓使用願 様式（現） 1-2

説明

この書類を提出することで、資格取得後の日本臨床発達心理士会の活動において、旧姓を用いることが可能となります。旧姓使用の適用範囲は、資格更新審査時の申請氏名および審査後に発行する認定証の記載氏名を除く、その他すべてとなります。

書き方

日付 記入日を西暦で書きます。

氏名（自署）・印 資格認定申請書と同じ氏名を書き、捺印します。

氏名 ローマ字 姓、名の順にヘボン式で書きます。姓は全て大文字で書きます。（例：SHIKAKU Hanako）

旧姓・ふりがな 使用を希望する旧姓、ふりがなを書きます。

ローマ字 使用を希望する旧姓、全て大文字で書きます。ヘボン式で書きます。

旧姓使用申請理由 旧姓使用を申請する理由を書きます。（例：職場で旧姓を用いているため）

履歴書（現職者タイプ用）様式（現） 2

書き方

日付 記入日を西暦で書きます。

氏名・印 資格認定申請書と同じ氏名を書き、捺印します。

ローマ字 姓、名の順にヘボン式で書きます。姓は全て大文字で書きます（例：SHIKAKU Taro）。

旧姓名 証明書類等に記載された姓名が旧姓名の場合に記入してください。

生年月日・年齢 生年月日を西暦で書きます。記入日の満年齢を書きます。

写真 3 cm×3 cmの大きさの写真（3ヶ月以内に撮影・無帽・背景なし）を貼付します。カラーでも白黒でも構いません。

現住所・電話 自宅の住所と電話番号を書きます。

現所属機関名と所在地・電話 現在所属している機関名とその郵便番号・所在地・電話番号を書きます。非常勤の場合には、主なものを書きます。

大学入学からの教育歴（学歴） 大学入学からの教育歴を記入します。学部・学科・専攻（専修・分野・コース）など原則として全て詳しく記入してください。特にAタイプ、Bタイプで申請する方の場合、「発達心理学隣接諸科学」に関連する学部・学科・専攻（専修・分野・コース）、もしくは大学院・研究科・専攻（専修・分野・コース）であることがわかるように記入してください。ただし、研究生・科目等履修生の場合には、その期間を明記してください（例：2001年4月～2002年3月資格大学大学院研究生）。

学位・学位論文題目 修士・博士の学位をお持ちの場合は、学位の種類（例：心理学）・学位取得大学・学位取得年、そして学位論文題目を書きます。「取得」「見込」のどちらかを○で囲みます。

主な職歴 常勤または非常勤で、臨床発達心理士の業務に関わるものだけを記入します。その業務が常勤または非常勤のどちらかがわかるように、該当するものを○で囲みます。臨床発達心理士の業務との関わりがわかるような職名や分掌名（例：指導員、保健所健診業務等）を、職場名の後に記入します。

主な所属学会 申請時に所属しているものだけを記入します。ない場合には「なし」と書いてください。

関連する主な資格・免許名 学校心理士、臨床心理士、言語聴覚士、精神保健福祉士、日本心理学会認定心理士、教育職員免許等、臨床発達心理士に関連するものを記入します。

賞 罰 必要に応じて記入してください。該当する内容がない場合は「なし」と記載してください。

学部等卒業証明書

説明

各大学、短大、専門学校等で定めた様式を使ってください。

Bタイプで申請される方は、複数の大学を卒業した場合でも、発達心理学隣接諸科学大学1校の卒業証明書があればそれで十分です。また、Eタイプで申請される方は、複数の大学、短大、専門学校等を卒業した場合でも、1校の卒業証明書があればそれで十分です。正式なものであれば、過去に発行されたものでも構いません。

なお、公益社団法人日本心理学会が認定する「日本心理学会認定心理士」を取得している方、教育職員免許状1種（1級）をお持ちの方、また教育学部特別専攻科を修了された方で、BあるいはEタイプに申請される場合、卒業証明書のかわりにそれを証明できる書類（認定証、免許状のコピー）を提出することも可能です。

大学院修士課程修了（見込）証明書

説明

各大学院で定めた様式を使ってください。

複数の大学院を修了した場合でも、発達心理学隣接諸科学大学院1校の修了証明書があればそれで十分です。正式なものであれば、過去に発行されたものでも構いません。

修了見込で申請する場合には、各大学院で定めた修了見込証明書を提出してください。この場合、2017年3月31日（金）までに修了を証明する書類を提出してください。提出されない場合（例えば、修了できなかった場合）には、審査に合格していても無効となり、提出された申請書類もすべて無効となります。次年度以降資格認定を希望する場合には、再度申請し直す必要があります。

なお、教育職員免許状専修をお持ちの方、また教育学部特別専攻科を修了された方で、Aタイプに申請される場合は、大学院の修了証明書のかわりにそれを証明できる書類（認定書・免許状のコピー）を提出することも可能です。

指定科目履修・指定科目取得講習会受講自己申告書（指定科目別）様式（現）3-1

説明

大学院の授業または臨床発達心理士認定運営機構が開催する「指定科目取得講習会」で、必要な指定科目（1科目4単位）を取得しなければなりません。申請タイプごとに必要な指定科目数が決まっています。大学院の単位と指定科目取得講習会の単位を加算することも可能です。本機構が臨床発達心理士のために定める以下の5つの指定科目に該当するものの自己申告をします。

- 〈概論科目〉 臨床発達心理学の基礎に関する科目
- 〈領域科目〉 認知発達とその支援に関する科目
- 〈領域科目〉 社会・情動の発達とその支援に関する科目
- 〈領域科目〉 言語発達とその支援に関する科目
- 〈フィールド・領域横断科目〉 育児・保育現場での発達とその支援に関する科目

1. 大学院授業の場合

指定科目を大学院授業で申告する場合、大学院の単位修得（見込）証明書（または成績証明書）に記

載された授業科目から選んで申告してください。指定科目の4単位は、単年度の通年科目でなくても、異なる年度の2つ以上の通年の授業や半期の授業を合わせて、1つの指定科目の履修とすることも可能です。各指定科目で最大4科目まで申告できます。

a. 大学院別シラバスの指定科目単位認定済の場合

大学院開講科目のシラバス審査により、指定科目単位認定をおこなっています。詳細はウェブページ (<http://www.jocdp.jp/kiko/index.html>) をご覧ください。シラバスの指定科目単位認定を受けている大学院は以下のとおりです。

指定科目単位認定 大学院別一覧 (2015.6.21現在)

愛知県立大学大学院 大阪総合保育大学大学院 京都教育大学大学院 共立女子大学大学院 淑徳大学大学院 昭和女子大学大学院 聖徳大学大学院 東京学芸大学大学院 東北福祉大学大学院 奈良女子大学大学院 福山大学大学院 北海道医療大学大学院 目白大学大学院 早稲田大学大学院	桜花学園大学大学院 金沢大学大学院 京都ノートルダム女子大学大学院 慶応義塾大学大学院 首都大学東京大学院 白梅学園大学大学院 千葉大学大学院 東京家政学院大学大学院 富山大学大学院 兵庫教育大学大学院 文京学院大学大学院 宮城学院女子大学大学院 立命館大学大学院	追手門学院大学大学院 鎌倉女子大学大学院 京都光華女子大学大学院 神戸大学大学院 尚綱学院大学大学院 白百合女子大学大学院 筑波大学大学院 東京女子大学大学院 名古屋芸術大学大学院 福井大学大学院 北星学園大学大学院 明治学院大学大学院 和光大学大学院
--	--	--

単位認定済科目を申告する場合の書き方と必要書類は以下のとおりです。なお、単位認定済科目は認定を受けた領域以外の指定科目として申告することはできません。また、シラバス認定は年度ごとにおこなっていますので、同じ科目名でも認定されていない年度の履修であれば、b.に該当します。

書き方 (記入例)

20XX様式 (現) 3-1

指定科目履修・指定科目取得講習会受講自己申告書 (指定科目別)

氏名 臨 発 心 子

申請タイプを○で囲む ((A)・B1・B2・E・F)

指定科目名	履修科目名一副題(単位数)*1	見込	認定番号/担当者名(年度)/受講年月日 ※記入方法はガイドをよくご覧ください
臨床心理学特論Ⅰ—発達臨床 (4単位)		○	○○-△△△
〈概論科目〉 ①臨床発達心理学の基礎に関する科目			
支援に関する科目			

資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

修得見込の科目には、○を記入します。

大学院で履修した授業科目名と副題、単位数を記入します。授業科目名はローマ数字やアルファベットの
大文字・小文字の表記を含め、正確に記入します。

この欄には「認定番号」を記入します。認定番号はウェブページに掲載されています。

必要書類

ウェブページにある「指定科目単位認定 大学院別一覧」から該当する大学院の一覧を印刷し、申告する科目にラインマーカーを引いて提出してください。一覧はウェブページ (<http://www.jocdp.jp/kiko/license/05.html#syllabuslist>) をご覧ください。

科目内容基準とシラバス内容の対応表（様式（現）3-2）および対応するシラバスのコピーを提出する必要はありません。

b. 単位認定済みではない場合

指定科目として単位認定済みではない科目を申告する場合の書き方と必要書類は以下のとおりです。

書き方（記入例）

20XX様式（現）3-1
指定科目履修・指定科目取得講習会受講自己申告書（指定科目別）

氏名 臨 発 心 子

申請タイプを○で囲む（A）・B1・B2・E・F）

指定科目名	履修科目名・副題(単位数)*1	見込	認定番号/担当者名(年度)/受講年月日 ※記入方法はガイドをよくご覧ください
			○○-△△△
〈領域科目〉 ②認知発達とその支援に関する科目	発達心理学特論Ⅰ-認知発達（2単位）		A 田 A 子 (1999)
	評価と支援（2単位）		2007年7月××日・△△日

資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

大学院で履修した授業科目名と副題、単位数を記入します。授業科目名はローマ数字やアルファベットの大文字・小文字の表記を含め、正確に記入します。

この欄には「担当者名」と「開講年度」を記入します。

修得見込の科目には、○を記入します。

必要書類

科目内容基準とシラバス内容の対応表（様式（現）3-2(1)~(5)）および、シラバスのコピーを提出してください。対応表については50~53ページ、シラバスのコピーについては53~54ページをご覧ください。シラバスのコピーは開講年度が分かるものを提出してください。

2. 講習会受講の場合

指定科目を指定科目取得講習会の受講で申告する場合の書き方と必要書類は以下のとおりです。

書き方（記入例）

20XX様式（現）3-1

指定科目履修・指定科目取得講習会受講自己申告書（指定科目別）

氏名 臨 発 心 子

申請タイプを○で囲む（**Ⓐ**・B1・B2・E・F）

指定科目名	履修科目名一副題(単位数)*1	見込	認定番号/担当者名(年度)/受講年月日 ※記入方法はガイドをよくご覧ください
〈概論科目〉	臨床心理学特論Ⅰ－発達臨床（4単位）	○	○○－△△△
	発達心理学特論Ⅰ－認知発達（2単位）		A田A子(1999)
〈領域科目〉 ②認知発達とその支援に関する科目	評価と支援（2単位）		2007年7月××日・△△日

資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

科目内容と単位数を記入します。

この欄には「受講年月日」を記入します。

必要書類

指定科目取得講習会を受講した際に発行された「指定科目取得講習会受講証明書」のコピーを、様式（現）3-1の裏面に貼り付けます。受講証明書は繰り返し利用可能です。再発行、提出後の返却はできませんので、必ずコピーを提出してください。

大学院単位修得（見込）証明書（成績証明書でも代替可）

説明

大学院で指定科目履修を行った場合、提出する必要があります。各大学院で定めた様式を使ってください。

複数の大学院で単位を修得した場合は、それぞれの大学院から単位修得（見込）証明書（成績証明書）を発行してもらい、提出します。正式なものであれば、過去に発行されたものでも構いません。

単位修得見込証明書が発行されない場合には、その書類の代わりに、事情説明と修得見込の授業科目（単位・担当者）を記入した文書（書式自由、A4用紙）を申請者が作成し、署名・捺印して提出してください。

修得見込で申請する場合には、2017年3月31日（金）までに単位修得を証明する書類を提出します。提出されない場合には、審査に合格していても無効となり、提出された申請書類もすべて無効となります。次年度以降資格認定を希望する場合には、再度申請し直す必要があります。

科目内容基準とシラバス内容の対応表（「基礎」用）	様式（現）3-2（1）	_____
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「認知」用）	様式（現）3-2（2）	_____
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「社会情動」用）	様式（現）3-2（3）	_____
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「言語」用）	様式（現）3-2（4）	_____
科目内容基準とシラバス内容の対応表（「育児保育」用）	様式（現）3-2（5）	_____

説明

大学院で履修した授業科目のシラバス（授業概要）に指定科目の科目内容基準が含まれていることを具体的に示す書類です。指定科目取得講習会で履修した指定科目については、提出する必要はありません。

指定科目単位として認定を受けるには、以下のように〈概論科目〉〈領域科目〉〈フィールド・領域横断科目〉それぞれにおいて条件が定められています。

指定科目の単位数の認定は、基本的に、授業科目のシラバスに各指定科目の科目内容基準に記載された中項目（大項目はその下にある中項目の数に換算します）に相当する内容が何%以上含まれているか（これを内容充足率と呼びます）によって決まりますが、科目ごとに若干異なりますので、十分注意してください。

なお、1つの指定科目の単位数は、1つの授業科目で満たすものでも、最大4つまでの授業科目の単位を合算して満たすものでも構いません。

1つの指定科目の単位を複数の授業科目で満たす場合、それぞれの授業科目ごとに対応表を作成してください。また1つの授業科目の単位を複数の指定科目に分割する場合は、それぞれの指定科目について1枚ずつ対応表を書かなくてはなりません。

例えば、指定科目「認知発達とその支援」の4単位を、大学院で履修した授業科目A（4単位）のうちの2単位と授業科目B（2単位）で満たす場合、様式（現）3-2（2）を使って授業科目Aについて1枚、授業科目Bについて1枚の対応表が必要です。さらに授業科目Aの残り2単位を指定科目「臨床発達心理学の基礎」の4単位のうちの2単位として認定を受ける場合には、様式（現）3-2（1）を使って授業科目Aについても1枚対応表を書くこととなります。

1つの授業科目の単位数を超えて指定科目の単位数に数えることはできません。

例えば上記の例で、授業科目Aの4単位は、すでに指定科目「認知発達とその支援」2単位と「臨床発達心理学の基礎」2単位として申請しますので、これ以上別の指定科目の単位として申請することはできません。

〈概論科目〉「臨床発達心理学の基礎に関する科目」の認定条件

以下の2つの条件を満たす必要があります。

- ① 全体で4単位
- ② 全体で内容充足率50%以上

① まず指定科目単位の認定を受けようとする授業科目のシラバスの内容充足率を確認します。

この指定科目の中項目数は20ですので、10項目以上に相当する内容が含まれていれば（内容充足率50%以上）1～4単位の認定が受けられます。

授業科目のシラバスに中項目5項目以上に相当する内容が含まれていれば（内容充足率25%以上）、1～2単位の認定が受けられます。

いずれの場合も、授業科目の単位数を超えることはできません。

② 次に、1つの授業科目で単位を満たす場合、それが内容充足率50%以上であれば問題ありません。

複数の授業科目の合算で4単位を満たす場合、全体でも内容充足率50%以上を満たすのが条件です

ので、中項目に相当する内容の重複を除いて、10項目以上に相当する内容が含まれているか確認してください。

例えば1つの授業科目C（2単位）に中項目6項目に相当する内容が含まれ、もう1つの授業科目D（2単位）に中項目7項目に相当する内容が含まれていたとします。そのうち4つの中項目が重複していたとすると、全体では9の中項目に相当する内容となり、全体で内容充足率が50%を下回ることとなり、この指定科目の4単位は認定されません。2単位分のみが認定されます。

〈領域科目〉「認知発達とその支援に関する科目」
「社会・情動の発達とその支援に関する科目」 } の認定条件
「言語発達とその支援に関する科目」

以下の2つの条件を満たす必要があります。

- ① 「発達の基礎」2単位、「評価と支援」2単位、合わせて4単位
- ② 「発達の基礎」「評価と支援」のそれぞれにおいて、合わせて内容充足率50%以上

どの中項目が「発達の基礎」「評価と支援」に該当するかは資料1の1.（p.73～p.74）を参照してください。

- ① まず指定科目単位の認定を受けようとする授業科目のシラバスの内容充足率を確認します。

指定科目「認知発達とその支援に関する科目」の場合、「発達の基礎」は中項目8項目ですので4項目以上、「評価と支援」は中項目12項目ですので6項目以上に相当する内容が含まれていれば（内容充足率50%以上）、「発達の基礎」「評価と支援」それぞれについて1～2単位の認定が受けられます。また同じく「発達の基礎」2項目以上、「評価と支援」3項目以上に相当する内容が含まれていれば（内容充足率25%以上）、「発達の基礎」「評価と支援」それぞれについて1単位の認定が受けられます。

例えば1つの授業科目E（3単位）に「発達の基礎」4項目と「評価と支援」5項目が含まれていた場合、「発達の基礎」2単位と「評価と支援」1単位に振り分けることができます。もう1つの授業科目F（2単位）に「評価と支援」4項目が含まれていた場合、これは「評価と支援」1単位とすることができ、先の3単位の授業科目Eと合わせて、全体として指定科目の「発達の基礎」「評価と支援」の4単位を満たすことができます（ただし、必ず②を参照してください）。

- ② 次に、1つの授業科目で「発達の基礎」または「評価と支援」の2単位を満たす場合、それが内容充足率50%以上であれば問題ありません。

複数の授業科目の合算でそれぞれの2単位を満たす場合、全体でも内容充足率50%以上を満たすことが条件ですので、中項目に相当する内容の重複を除いて、「発達の基礎」4項目以上、「評価と支援」6項目以上に相当する内容が含まれているか確認してください。

例えば授業科目Gの「評価と支援」5項目と授業科目Hの「評価と支援」4項目のうち、2項目が重複していた場合、2つの授業科目を合わせて「評価と支援」の7項目が含まれていたこととなりますので、2単位が認定されます。

指定科目「社会・情動の発達とその支援に関する科目」の場合、「発達の基礎」は7項目、「評価と支援」も7項目です。また指定科目「言語発達とその支援に関する科目」の場合、「発達の基礎」は7項目、「評価と支援」は5項目です。いずれも考え方は「認知発達とその支援に関する科目」と同様です。

〈フィールド・領域横断科目〉「育児・保育現場での発達とその支援に関する科目」の認定条件
以下の2つの条件を満たす必要があります。

- ① 「育児領域」2単位、「保育領域」2単位、合わせて4単位
- ② 「総論」の中項目2項目以上と「育児領域」「保育領域」の中項目各1項目以上を含み、全体で内容充足率50%以上

どの中項目が「総論」「育児領域」「保育領域」に該当するかは資料1の1.(p.75)を参照してください。

- ① まず指定科目単位の認定を受けようとする授業科目のシラバスの内容充足率を確認します。
この指定科目は、「総論」中項目14項目(1-1~5-5)、「育児領域」中項目6項目(6-1~6-6)、「保育領域」中項目7項目(7-1~7-7)を含み、全体で中項目27項目から成っています。

授業科目のシラバスに「育児領域」の中項目に相当する内容が1項目以上含まれ、全体で14項目以上の中項目に相当する内容が含まれていれば(内容充足率50%以上)、「育児領域」で1~2単位の認定が受けられます。「育児領域」の中項目に相当する内容が1項目以上含まれ、全体で7項目以上の中項目に相当する内容が含まれていれば(内容充足率25%以上)、「育児領域」で1単位の認定が受けられます。

同様に、授業科目のシラバスに「保育領域」の中項目に相当する内容が1項目以上含まれ、全体で14項目以上の中項目に相当する内容が含まれていれば(内容充足率50%以上)、「保育領域」で1~2単位の認定が受けられます。「保育領域」の中項目に相当する内容が1項目以上含まれ、全体で7項目以上の中項目に相当する内容が含まれていれば(内容充足率25%以上)、「保育領域」で1単位の認定が受けられます。

いずれの場合も、合計して授業科目の単位数を超えることはできません。

例えば、1つの授業科目J(2単位)は「育児領域」2項目を含む9項目(内容充足率25%以上)に相当する内容を含んでおり、もう1つの授業科目K(2単位)が「育児領域」1項目を含む7項目(内容充足率25%以上)に相当する内容を含んでいたとします。授業科目JとKを合わせて「育児領域」の2単位を満たそうとする場合、中項目のうち、「育児領域」1項目、その他で1項目重複していたとすると、2つの授業科目合わせて14項目の中項目が含まれているので、「育児領域」2単位が認定されます。

- ② 次に、1つの授業科目でこの指定科目の4単位を満たす場合、それが「総論」2項目以上および「育児領域」と「保育領域」の中項目各1項目以上を含み、全体で中項目14項目以上(内容充足率50%以上)含むのであれば問題ありません。

複数の授業科目の合算でこの指定科目の4単位を満たそうとする場合、全体でも内容充足率50%以上を満たすことが条件ですので、中項目に相当する内容の重複を除いて、「総論」2項目以上および「育児領域」と「保育領域」各1項目以上を含み、全体で14項目以上に相当する内容が含まれているか確認してください。

例えば上記の例において「育児領域」2単位分の2科目に加えて、別の授業科目L(2単位)が「保育領域」の3項目を含む15項目の内容に相当する内容を含んでいたとします。授業科目J、K、Lで重複を除いて、「総論」2項目、「育児領域」2項目、「保育領域」3項目を含み、全体で15項目含まれていたとすると、これら3科目でこの指定科目の4単位を満たすことになります。

シラバスと指定科目との適合性や、シラバス内容と指定科目の科目内容基準との対応についての個別の問い合わせには応じません。

書き方

指定科目の選択 指定科目ごとに様式が違います。必要な指定科目に対応する様式を選びます。複数

の履修科目で1つの指定科目の単位を満たす場合は、当該指定科目の対応表をコピーして履修科目1科目ごとに対応表を作成してください。

氏名 資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

履修した科目名(担当者名、単位数) 履修した(履修予定の)授業科目名を記入します。必ず大学院単位修得(見込)証明書(成績証明書)に記載されたものを記入してください。

シラバスの文言 科目内容基準の内容(中項目)ごとに、それに該当するシラバスの文言をそのまま転記します。該当するものがない箇所は、「なし」と記入します。(資料5「申請書類記入例」を参照)。

授業内容 科目内容基準の内容(中項目)ごとに、授業の内容を記入しますが、①、②のいずれに該当するかで書き方が変わります。

① シラバスに科目内容基準の内容(中項目)が明記されている場合(資料5「申請書類記入例」を参照)

シラバスの文言欄同様、該当するシラバスの文言をそのまま転記します(「同左」でも可)。

② ①以外の場合(シラバスに科目内容基準の内容(中項目)ごとの違いが明記されていない場合やその対応が不明瞭な場合等)(資料5「申請書類記入例」を参照)

科目内容基準の内容(中項目)との対応が明瞭になるよう授業内容を短くまとめて記入します。

授業担当教員署名 上記、授業内容のうち、②に相当する場合は、できるだけ授業担当教員の署名・捺印をもらってください。②に相当し、かつ授業担当教員の署名・捺印がない場合は、申請者自らが講義ノートを参考にして作成した授業説明(1科目につきA4用紙1枚程度、書式なし)もあわせて提出してください。授業説明は、科目内容基準とシラバスの内容の対応がつくように記述してください。

科目内容基準が含まれる割合 シラバスに含まれる科目内容基準の中項目数を書きます。

申請単位数 この授業科目によって指定科目の何単位分をカバーするか記入します。科目によって、また科目内容基準の中項目の含まれるパーセンテージによって、単位数は異なりますので、前項の説明をよく読んで記入してください。

シラバスの添付 下記の項目に従ってシラバスのコピー(あるいはそれに代わるもの)が必要です。年度が明記されたシラバスをA4用紙にコピーして、対応表の後に重ね、ホチキスで綴じます。該当するシラバスだけ切り抜いてコピーするのでも、全体をコピーするのでも構いません。ただし、全体をコピーする場合には、該当するシラバスがわかるように、赤鉛筆(あるいは赤ボールペン)でその部分に囲み線を入れてください。対応表のシラバスの文言に記載した箇所を、添付したシラバス上に明示してください(マーカーで記すなど。また、マーカーなどで記したシラバスの文言のそれぞれが、資料1「指定科目に関する科目内容基準」の項目番号のいずれに該当しているかを、1-2、2-5のように明示してください。

シラバスのコピー

説明

指定科目として認定を希望する授業科目の授業内容を示すものです。受講した年度の印刷されたシラバスが原則ですが、それがなくても、様式(現)3-2に授業担当教員署名欄に署名・捺印があり、かつ、その余白にその理由が記載されている場合は認定されます。大学院においてシラバスが発行されておらず、また担当教員の逝去等、真にやむをえない事情により担当教員の署名・捺印のある書類が提出できない場合には、それらの事情を証明する書類を提出してください(書式なし)。あわせて、上記、授業内容のうち、②に相当し、かつ授業担当教員の署名・捺印がない場合と同様に、申請者自らが講義

ノートを参考にして作成した授業説明（1科目につきA4用紙1枚程度、書式なし）も提出してください。

在職証明書（A・B・Eタイプ用）様式（現）4（1）

この様式に基づいて、様式（現）5「臨床発達心理に関する臨床経験内容一覧」で臨床経験の内容を報告します。また、様式（現）6「経験年数換算シート」（p.58～p.61）を使って申請者自身が臨床経験年数を算出します。したがってこの在職証明書には実際に勤務した期間および日数・時間数を記入してください。

書類は必要な枚数分をコピーして記入し、左上の（ ）に古いものから順番に通し番号をつけてください。この番号を様式（現）5「臨床発達心理に関する臨床経験内容一覧」の「対応する在職証明書の番号」に記入してください。

説明

この書類は、Cタイプ申請者以外の方が、臨床発達心理に関連する臨床経験を証明する書類です。臨床経験の場となった職場の人事担当者に依頼、必ず所属長の公印がある証明書を作成してもらいます。

申請の条件となっている臨床経験は、教育歴（学歴）とは無関係に計算されます。例えば、Aタイプの申請をされる場合、3年以上の臨床経験が必要になりますが、この臨床経験全てを大学院修士課程修了後に持つ必要はありません。2年の臨床経験を持った後に大学院に入学し、その後、1年の臨床経験を持てば、その時点で申請が可能です。

大学等での授業経験や職歴は、臨床経験にはなりません。ただし、大学等の学生相談室で、臨床発達心理学に関連する職務に正式に従事していた場合（勤務日・時間が、辞令で明確になっている場合）には臨床経験になります。育児電話相談等変則的な勤務も臨床経験として認めますが、在職証明に勤務形態が明示される必要があります。また、申請に必要な年数を超える臨床経験がある場合、申請条件以上の在職証明書を揃える必要はありません。ただし、事例報告書に記載された支援が行われた機関の在職証明書は、提出する必要があります。

書き方

通し番号 在職証明の古いものから順に並べて、通し番号を左上の「No.（ ）」の中に書きます。職場が1つだけの場合には「1」と書きます。

日付 記入した日を西暦で書きます。

氏名 資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

勤務期間 勤務した期間について西暦で書きます。現在までの場合、前年度末までの月日を記入してください。

職名 臨床発達心理士に関連した職務を書きますが、適当なものがない場合には、欄内に収まる範囲で、職場で通常使っているもの（例えば、心理相談員、教諭等）を書きます。

勤務の形態 常勤・非常勤の区別を指します。非常勤の勤務は次の3通りとなります。

- ①定期的に毎週勤務の場合、週当たりの勤務日数と1日の勤務時間を記載してください。
- ②月に日数で契約している勤務の場合（ただし1日4時間以上、隔週も含む）、月当たりの勤務日数の総計および1日当たりの勤務時間を記入してください。
- ③月に時間数で契約している勤務の場合、月当たりの勤務時間の総計を記入してください。

同じ組織（国・市・教育委員会等）に属しながら配置替えによって職場の異動がある場合には、人事を担当されている部署（例えば、教育委員会）での一括した証明でも構いません。それが困難な場合には、様式に「現在の勤務以外は人事記録にしたがって記載する」という内容の文章を書いて、現在の勤務先で証明書を発行してもらうのでも構いません。その場合、勤務先・勤務期間・職歴（職名・勤務形態・勤務内容）が明確になるように記載してください。別紙に一覧表をつくってそれを添付し、証明書には「人事記録によれば、

勤務先・勤務期間・職歴は別紙の通り」と記述するのでも結構です。ただし、組織が違う場合には、別の在職証明書を出すことになります。

④不定期の非常勤等で申請書類の書式では記入することができない場合、証明していただく機関と相談して、書式に沿って時間を平均して記入してください。

〔例〕 1年間で36週（週1日8時間勤務）の場合

12ヶ月で36週なので、1ヶ月あたり3週間、1週間につき1日8時間として、
月総計3日（1日につき8時間）または、
月総計24時間

または、年間でどのくらいの時間、臨床活動に従事したかわかるように書いてください。

〔例〕 不定期に月に2回（1回につき5時間）、10ヶ月の場合

年間10ヶ月、月に2回（1回につき5時間）、総計100時間

どうしても書式に合わない場合は、余白に記入するか、書類を適宜修正した上で、署名捺印をもらってください。

機関名・所在地・所属長職名・氏名・公印 機関名、所在地、所属長職名について正確に書いてください。また、所属長の氏名については原則として本人に記入してもらってください。また臨床経験は必ず所属長の公印が押された証明書で証明する必要があります。

しかし、一定の年数を超える書類が廃棄されているため公的な証明書が発行されないことがあるかもしれません。この場合、過去に発行された辞令や給与明細書があるならば、それによって勤務歴を証明することが認められます。ただしこの場合も、勤務状態を証明する記載（例えば、「〇年〇月合計20時間の勤務をした」など）が含まれている必要があります。

勤務先の事情でどうしても公印での証明が不可能な場合には、勤務先の適当な方の署名と捺印（個人）での証明も認めます。ただしこの場合には、①公印での証明を出せない理由を説明した書類（A4用紙、書式自由、在職証明と同じ方の署名・捺印）と②在職を証明する書類（辞令や給与明細書の写しなど、給与額などは伏せても構いません）のコピーを添付してください。

個人で開業していてどうしても公印での証明が不可能な場合には、勤務している組織の適当な方の署名・捺印（個人）での証明も認めます。ただし、この場合には、①公印での証明が出せない理由を説明した書類（A4用紙、書式自由、在職証明と同じ方の署名・捺印）、②在職を証明する書類（辞令や給与明細書、確定申告書の写しなど、給与額などは伏せても構いません）、③当該機関が公的な機関で継続的な活動をしていることを証明する書類（年報や紀要など、所属機関の活動を証明するもの）のコピーを提出していただきます。

在職証明書（Cタイプ用）様式（現） 4 (2)

説明

Cタイプでは「5年以上の研究勤務経歴」が申請条件の1つになっています。この書類は、Cタイプの申請者が、この条件を満たすかどうかを証明するために必要な書類です。勤務先の人事担当者に依頼して、必ず所属長の公印が押された証明書を作成してもらいます。

書き方

通し番号 在職証明の古いものから順に並べて、通し番号を左上の「No. ()」の中に書きます。職場が1つだけの場合には「1」と書きます。

日付 記入日を西暦で書きます。

氏名 資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

勤務期間 勤務した期間を西暦で書きます。現在までの場合、前年度末までの月日を記入してください。

職名 助手・助教・講師・准教授・教授等の区別を書きます。

勤務の形態 常勤・非常勤の区別を指します。

非常勤講師の場合 4の欄に、年度ごとに担当した授業科目名・単位数・期別（前期、後期、通年の別）を記入します。複数年度で同じ授業を担当している場合には、例えば「2004年度～2005年度」と書いて、一括して記入します。年度ごとに担当授業科目が違っている場合には、別紙（A4用紙）にその内容を書き、「別紙の通り」と様式に書くのでも構いません。

常勤研究員の場合 4の欄に、「勤務期間中の成果を公刊された形で研究発表（学会発表を含む）」していることを示す資料を、研究業績一覧表とは別に、文献リストとして書きます。書ききれない場合には、別紙（A4用紙）にその内容を書き、「別紙の通り」と様式に書くのでも構いません。

機関名・所在地・所属長職名・氏名・公印 機関名、所在地、所属長職名について正確に書いてください。また、所属長の氏名については原則として本人に記入してもらってください。また臨床経験は必ず所属長の公印が押された証明書で証明する必要があります。

しかし、一定の年数を超える書類が廃棄されているため公的な証明書が発行されないことがあるかもしれません。この場合、過去に発行された辞令や給与明細があるならば、それによって勤務歴を証明することが認められます。ただしこの場合も、勤務状態を証明する記載（例えば、「〇年〇月合計20時間の勤務をした」など）が含まれている必要があります。

勤務先の事情でどうしても公印での証明が不可能な場合には、勤務先の適当な方の署名と捺印（個人）での証明も認めます。ただしこの場合には①公印での証明を出せない理由を説明した書類（A4用紙、書式自由、在職証明と同じ方の署名・捺印）と②在職を証明する書類（辞令や給与明細書の写しなど、給与額などは伏せても構いません）のコピーを添付してください。

実際の研究勤務年数は、この様式に基づいて、様式（現）6「経験年数換算シート」を使って計算します。

研究勤務経歴は、大学等に教員（常勤・非常勤を問わない）として勤務する場合と研究所に常勤として勤務する場合とに分かれ、それぞれで研究勤務年数の計算方法に違いがありますので、同一年度に両方に勤務している場合には、年度ごとにどちらかを選びます。両方の勤務年数を年度内で加算することはできませんが、年度が違えば、勤務形態が違って構いません。例えば、2000年度に大学教員として勤務し、2001年度に研究所に勤務したとして申請することができます。

経験年数の計算は年度ごとに行い、年度計算は学年暦（4月から翌年の3月まで）によります。申請年度（2016年度）の4月からの勤務経歴は、まだ年度が終わっていないことになり、研究勤務年数に加算することはできませんので、ご注意ください。

a. 教員（常勤・非常勤を問わない）としての勤務の場合

臨床発達心理学隣接諸科学を専門とする教員として、大学院・大学・短大・専門学校（学校教育法ならびに文部科学省令である専修学校設置基準に則った専修学校のうち専門課程を持つ学校）に勤務している必要があります。教員として認定されるには、原則として単位認定責任者として授業を担当している必要があります。ただし、常勤の教育職として勤務していれば、授業を担当していない、また年間単位数が16単位に満たない場合でも、教員として勤務しているとみなされます。この場合の1年の勤務は常勤1年分となります。

非常勤講師として教育職についている場合は次のように計算します。年間16単位分以上の授業を担当している場合常勤1年分、8～15単位の場合常勤1/2年分、4～7単位の場合常勤1/3年分となります。複数の職場の合算でも構いません。

複数で授業を担当している場合には、勤務形態によって単位の計算が違ってきます。複数で担当していても継続して授業に関わっていた場合には、授業単位数を申請単位数として利用できます。例え

ば、同じ授業を2名で担当して、2つのクラスを交代で担当する場合（例えば、AとBのクラスがあって、1人がABの順で授業をし、もう一人がBAの順番で授業をする場合）です。途中で交代して、期間内で一定の時期しか担当しない場合（例えば、4月から7月までの授業で、1人が4～5月を担当し、もう1人が6～7月を担当する場合）には、期間で単位を分配します。この例では、2単位授業の場合、半分の1単位を担当したことになります。

b. 研究所に常勤研究員として勤務している場合

国公立・独立行政法人・私立財団の研究所（科学研究費補助金取扱規定〔昭和40年3月30日文部省告示第110号〕第2条第4号の研究機関、文部科学省・日本学術振興会で実施している「科学研究費補助金制度」に申請可能な研究機関を指します）で常勤研究員（学術振興会特別研究員は常勤研究員に含まれますが、ポスドク〔Postdoctoral Research Fellowships〕、リサーチ・アシスタント、非常勤助手は常勤研究員に含まれません）である必要があります。非常勤研究員や教務補佐は含まれません。また、勤務期間中の成果を公刊された形（研究所紀要、学会発表等）で研究発表をしている必要があります。

年間10ヵ月以上常勤として勤務した場合常勤1年分、6ヵ月～9ヵ月の場合常勤1/2年分、4～5ヵ月の場合常勤1/3年分と計算します。月に満たない日数は切り捨てます（例えば、5ヵ月10日は5ヵ月になります）。

研究勤務経験の認定に関しての個別の問い合わせには応じられません。

なお、必須ではありませんが、可能であれば臨床発達心理学に関連する全ての研究勤務歴について、在職証明書を付して提出することをお勧めします。

臨床発達心理に関連する臨床経験内容一覧 様式（現）5

説明	この書類は、Cタイプ以外の方が臨床発達心理に関する実務を行った期間と内容を示すものです。
書き方	
日付	記入した日を西暦で書きます。
氏名	資格認定申請書と同じ氏名を書きます。
臨床発達心理に関する実務を行った期間・日数・時数・対象者の年齢・人数、実施した機関	在職証明書別に勤務時間・日数・時数と実施機関を書きます。
臨床発達心理に関する実務内容の概要	職務内容の概要を書きます。①（臨床発達）心理査定、②（臨床発達心理的）指導・援助、③（臨床発達心理的）コンサルテーション等の中から、必要な用語を使って、説明してください。できるだけ具体的に記入します。具体的記入がない場合、不合格となることがありますので、ご注意ください。職務内容が途中で異動によって変わった場合等は、記載に遺漏がないようご注意ください。対象の年齢や人数が流動的な場合には、「3～5歳児、平均5人/日」のようにまとめて書きます。
対応する在職証明書の通し番号	対応する様式（現）4（1）「在職証明書（A・B・Eタイプ用）」の通し番号を書きます。臨床経験の審査対象は在職証明書が提出されているものに限りです。
事例報告書に記載された支援が行われたもの	事例報告書に記載された支援が実際に行われた経験に○を記入してください。

経験年数換算シート 様式（現）6

説明	様式（現）4（1）「在職証明書（A・B・Eタイプ）」、様式（現）4（2）「在籍証明書（Cタイプ用）」、様式（現）5「臨床発達心理に関連する臨床経験内容一覧」に基づいて、年度ごとの臨床経験が常勤何年分になるかを計算し、それを通算して臨床経験年数を出すためのものです。
-----------	--

ある年度の職場数が5つを超える場合には、同じ形式の自作の表を作って記入し、様式には「別紙の通り」と書きます。年度が違う場合には、同じ行に違った職場の臨床経験を記入するのでも構いません。その場合には新しい職場番号（例えば、「職場6」）を加筆して、在職証明書との対応がわかるようにしてください。

計算した結果は、申請タイプごとに決められた次の経験年数を満たす必要があります。

A：3年以上 / B1：3年以上 / B2：5年以上
C：5年以上 / E：8年以上

a. 臨床経験年数計算の基本

常勤で1年間働いた場合、臨床経験1年分となります。

非常勤の場合、在職証明書に記された勤務形態に基づき、原則として1日4時間以上かつ1年に10ヶ月以上勤務していることが必要となります。平均して1日4時間以上で1週3日以上勤務している場合は「常勤」1年分の臨床経験と同等とみなします。同様に、平均して1日4時間以上で1週1～2日勤務している場合は1/2年分の臨床経験、月16時間以上勤務している場合は1/3年分の臨床経験と認めます。

これらの臨床経験年数は、次のように計算します。臨床経験年数を算出する場合、年度ごと（4月から翌年の3月までの学年暦）に、それが1年分の臨床経験になるか、1/2年分の臨床経験になるか、1/3年分の臨床経験になるかを判定し、加算することになります。例えば、2010年度が1年分の臨床経験で、2011年度が1/2年分の臨床経験ならば、合計で1年半分の臨床経験になります。また、常勤の勤務が10月から翌年の6月まで続き、その後退職した場合、後述の計算方法により、勤務先がそれ1カ所のみであれば、臨床経験は0年となります。

申請年度の4月からの臨床経験は、まだ年度が終わっていないことになり、臨床経験に加算することはできませんので、ご注意ください。

複数の職場がある場合には、合算します。合算はb.にあるように、原則として3段階で行います。したがって、ある年度に2カ所の勤務先があり、それぞれ1/3年分と1/2年分に算定されるとしても、同一年度内ではそれを単純に合算して5/6年分とすることはできません。例として、資料5「申請書類記入例」の経験年数換算シート（p.110）における2009年度をご覧ください。

また、2カ所の勤務先があり、それぞれ1/2年分と1/2年分に算定されるとしても、単純に加算して1年分と認めることができない場合があります。記入例の2010年度の場合、2カ所の勤務はそれぞれ1/2年分になりますが、合算しても週2日勤務ということで、1/2年分としてしか認められません。逆に記入例の2011年度のように、2カ所以上の勤務先があり、それらの勤務を合算して、b.に示す計算方法の第1段階の条件を満たした場合には、1年分とすることが可能です。

さらに、年度内での合算合計が1年を超えることはできません。例えば記入例の2012年度に、1/2年に換算される職場が2カ所、1年に換算される職場が1カ所ありますが、合計2年もしくは1年半とは認められません。この場合、上述のように2カ所以上の勤務先があり、それらの勤務を合算してb.に示す計算方法の第1段階を満たすので、1年分としてのみ認めることができます。

b. 臨床経験年数の実際の計算方法

臨床経験年数の計算は、次の3段階で査定されます。資料4「臨床経験の計算方法補足説明」（p.99～p.100）を参照してください。

第1段階（臨床1年分に該当するかの判定。「1日4時間以上毎週3日以上が1年間」の解釈）

(1) 計算は、原則として「日→週→月→年」の流れで実施します。

(2) 日数の計算は、原則として各々の日に4時間以上勤務している日だけ数えます。4時間は合算でも構いません。例えば、A施設で午前2時間働き、B施設で午後2時間働いた場合、合算

でその日4時間働いたこととなります。

- (3) 週の計算は、原則として該当の週に、(2)で計算した日数が3以上ある場合、その週を数えます。日数は連続している必要はありません。また、週計算の始まりの曜日は、その月の最初の曜日となります。例えば、該当の月が水曜日から始まる場合には、水曜日から次の火曜日までが1週間となります。
- (4) 月の計算は、原則として(3)で計算した週数が平均4以上ある月を数えます。
- (5) 年の計算は、原則として(4)で計算した月数が10以上ある年を数えます。10以上ある場合は1年分の臨床経験となります。10以上の月が連続している必要はなく、途中が抜けての合算でも構いません。年計算の始まりは4月とし、次の年の3月までが1年です。3月と4月の区切りにまたがっての合算はできません。

第2段階（臨床1/2年分に該当するかの判定。「1日4時間以上毎週1日以上が1年間」の解釈、第1段階の計算とは日数での違いだけです。）

- (1) 計算は、原則として「日→週→月→年」の流れで実施します。
- (2) 日数の計算は、原則として各々の日に4時間以上勤務している日だけ数えます。4時間は合算でも構いません。
- (3) 週の計算は、原則として該当の週に、(2)で計算した日数が1以上ある場合、その週を数えます。週計算の始まりの曜日は、その月の最初の曜日となります。
- (4) 月の計算は、原則として(3)で計算した週数が平均4以上ある月を数えます。
- (5) 年の計算は、原則として(4)で計算した月数が10以上ある年を数えます。10以上ある場合は1/2年分の臨床経験となります。

第3段階（臨床1/3年分に該当するかの判定。「月16時間以上が1年間」の解釈）

- (1) 計算は原則として「月→年」の流れで実施します。
- (2) 月の計算は、原則として各々の月で16時間以上の勤務がある月だけを数えます。
- (3) 年の計算は、原則として(2)で計算した月数が10以上ある年を数えます。10以上ある場合には1/3年分の臨床経験となります。年計算の始まりは4月とし、次の年の3月までが1年です。

なお在職証明書において「月単位で定期的または不定期に勤務」で契約している場合には、複数の勤務先における臨床経験を合算して、週平均を以下のように算出することができます。「月に日数で契約」して勤務している（ただし1日4時間以上、隔週も含む）場合、月当たりの総勤務日数を4で割った数にして、小数点以下2桁目を切り捨て、小数第1位まで求め、週平均日数を算出してください。例えば、月の全勤務を合算して5日働いている場合には週平均1.2日となります。月数が10以上ある場合は、1/2年分の臨床経験となります。

書き方

氏名 資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

申請タイプ () 内に申請タイプを書きます。

職場名と在職証明書番号 職場名（略称でも可）を記入し、在職証明書の通し番号を書きます。臨床経験の審査対象は在職証明書が提出されているものに限りです。

年度ごとの勤務形態の記入 資料5の記入例（p.110）を参考にして、職場ごとに年度ごとの勤務形態を書きます。常勤の場合には「常」と書き、非常勤の場合には、勤務形態によって週単位の勤務か（記載例：1日/週）、月単位の勤務か（記載例：16時間/月）を明記してください。複数の勤務先がある場合には、別の列に書きます。職場欄が足りない場合には、用紙をコピーして使ってください。1987年度以前に勤務経歴のある方は、適宜年数を訂正して記入してください。

年度ごとの年数の計算 臨床経験の計算の場合には、様式(現)4(1)「在職証明書(A・B・Eタイプ用)」で述べた臨床経験年数の計算方法を参考にして、年度ごとの臨床経験の全体が常勤1年分になるか、常勤1/2年分になるか、常勤1/3年分になるかを判定し、右欄に書きます。研究勤務経歴の計算の場合には、様式(現)4(2)「在職証明書(Cタイプ用)」で述べた経験年数の計算方法を参考にして、年度ごとの臨床経験の全体が常勤1年分になるか、常勤1/2年分になるか、常勤1/3年分になるかを判定し、右欄に書きます。

換算年数 年度ごとの年数を合計して、換算年数の合計を計算します。合算にあたっては、a.「臨床経験年数計算の基本」に示したように、単純加算をすることはできません。合算した結果として、上記の3つの段階のそれぞれに相当するかどうかを計算してください。

臨床発達心理学に関する研究業績一覧 (Cタイプ用) 様式(現)7 _____

説明

Cタイプの申請者が、臨床発達心理学に関する研究業績(5点)を一覧で示すものです。

研究業績の審査には次のような条件があります。ただし、この条件は最低限のもので、この条件を満たしたからといって、必ずしも審査に通るわけではありません。

研究業績5点は、次の2段階の条件を満たす必要があります。

第1段階 研究業績としての形式的評価

次の5つの条件を満たす必要があります。

- (1) 5点全てが「著書または論文」であること。著書の場合、学術的著書である必要があります。啓蒙的な著書は認められません。認められるものは学会誌論文、学術的な著書、紀要(当該機関が毎年公刊しているもの。例えば、大学紀要・研究科紀要・附属研究施設の紀要)です。一般雑誌でも学術的なものは2点まで認められます。認められないものは学科・研究室発行の紀要、研究報告書、翻訳、業務報告、口頭発表、ポスター発表です。
- (2) 各点とも総字数8,000字(英文の場合は2,500語)以上であること。これには、図表やタイトルが含まれます。1ページの字数、総ページ数と総字数を研究業績概要(p61参照)に書いてください。
- (3) 単著または共著筆頭著者の業績が合計3点以上あること。単著とは、著書1冊全体を1人で書いた場合、論文を1人で書いた場合、分担執筆で担当部分を1人で書いた場合を指します。共著とは、著書を連名で書いた場合、論文を連名で書いた場合、分担執筆で担当部分を連名で書いた場合を指します。筆頭著者とは、連名で書いた著者名の先頭にくる著者を指します。
- (4) 全てが印刷物として公刊されたものであること。「印刷中」や「in press」の文献を含めることはできません。
- (5) 共著の著書については、執筆部分が明示されているもの。共著の場合には、誰がその部分を書いたのかわかる部分(目次・奥付や、執筆者を明記したページ等)のコピーを添付してください。執筆したことを証明できない場合には、その業績を含めることはできません。

第2段階「臨床発達心理学に関する」という点での評価

この段階では、次の1つの条件を満たす必要があります。

- (1) 臨床発達心理学に貢献する研究で、研究業績概要に、貢献に関する具体的な記述が含まれるものであること。臨床発達心理学に貢献する研究とは、**200字程度の研究業績概要の中に、臨床発達心理学への貢献についての具体的な記述(分量は問わない)があるもの**を指します。研究の目的や結果が臨床発達心理学そのものでなくても構いません。発達心理学の基礎的研究も含まれます。なお、単に研究の概要のみの記述で、臨床発達心理学への貢献についての記述がない場合には、業績として認められない場合もありますのでご注意ください。

書き方

日付 記入日を西暦で書きます。

氏名 資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

5点の業績の記入 臨床発達心理学に関連する業績を発表年の古いものから順に5点記入します。

著書・学術論文などの表題 表題を書きます。長い表題の場合には、副題を省いても構いません。省いた場合は、研究業績概要（別紙）で全体の表題を示します。著書で分担執筆の場合には、担当部分の表題を書きます。

単著・共著 単著の場合には「単」と書きます。共著の場合には「共」と書きます。共著で筆頭著者の場合には必ず「共（筆頭）」と書き、著者全員の氏名を研究業績概要（別紙）で示します。

発表年 西暦で発表年を書きます。これは年度ではなく実際の発表年です。

発行所、雑誌名、巻・号・ページ 単著の著書の場合には、発行所・総ページ数を書きます。著書で分担執筆の場合には、発行所・編者・担当ページを書きます。論文の場合には、雑誌名・巻・号・ページを書きます。

200字程度の研究業績概要と別刷り（コピー）の添付 研究業績概要と別刷り（コピー）を添付します。概要には、臨床発達心理学への貢献についての記述が必要です。概要の書き方は次の「研究業績概要」の説明をご覧ください。

研究業績概要**説明**

様式（現）7「臨床発達心理学に関する研究業績一覧（Cタイプ用）」で示された研究業績の概要です。A4用紙に書いてください。業績番号・表題・著者名（共著の場合には全員の名前、公刊された業績の順で）を書き、改行して200字程度の概要を書きます。その後に改行して、1ページあたりの字数と総ページ数、総字数を書きます。次に例を示します。

業績番号1 精神発達遅滞児の視覚性人工言語獲得 岩立志津夫・小島哲也・林 耕司・松本幸子
以下概要本文（200字程度）
1ページ字数：2,400字、総ページ数：5ページ、総字数：12,000字

5つの概要は、同じA4用紙に書きます。1ページに収まらない場合には、2ページにわたっても構いません。その場合には、ホチキスで綴じてください。

なお、単に研究の概要のみの記述で、臨床発達心理学への貢献についての記述がない場合には、業績として認められない場合があります。

研究業績の別刷り（コピー）**説明**

研究業績概要に研究業績の別刷りかそのコピーを添付します。著書の分担執筆の場合には、著者がわかる部分（目次、著者紹介等）と奥付のコピーも添付します。著書等で分量が多い場合には、目次と主な箇所20ページ程度のコピーを提出してください。なお、印刷された別刷りかそのコピーであることが必要で、コンピュータやワープロで印字されたものは認められません。

《現職者タイプ》スーパーバイザー留意事項 様式（現）8

スーパーバイザーの依頼に当たっては、「《現職者タイプ》」スーパーバイザー留意事項」を渡し、熟

読していただけてください。今年度の申請ガイドに基づいた指導・助言を求めてください。なお、スーパーバイザー名の記入に際しては、自署をお願いしてください。

《現職者タイプ》スーパーバイザーを依頼するにあたっての留意事項

1) スーパーバイザーの依頼について

スーパーバイザーは、臨床発達心理士スーパーバイザー有資格者、臨床発達心理学に関して十分な経験と実績を有する臨床発達心理士有資格者、あるいは本資格についての理解のある5年以上の臨床発達心理に関連する臨床経験を有する方に依頼してください。ただし、夫婦・親子など、親族でスーパーバイザーとなることはできません。

なお、依頼する場合は、指導に関する日程・回数・謝礼の有無、謝礼の金額等に関して事前に確認してください。

2) スーパーバイザーに求められる役割

スーパーバイザーは、支援活動の過程から報告書の作成に至るまで、総合的な助言・指導を行います。具体的には、次の2点の役割が求められます。

スーパーバイザーの第1の役割は、教育・保育・福祉を含む広いフィールドにおける臨床活動の助言・指導であり、単に事例報告書を作成する期間だけお願いするものではありません。

支援者は支援対象者や問題状況に関するアセスメントを行い、それに基づいた支援仮説を立て、長期的・短期的目標を設定し、具体的な支援計画を策定します。支援の経過においては、対象者や問題状況の変化について発達の視点に立って考察し、支援方法や目標設定等が適切であったかについて評価し、次の支援実践の改善に生かします。最後に支援全体の効果についての検討を行います。スーパーバイザーはその一連の臨床活動において、支援者からの報告や相談を受け、ディスカッションをしながら、支援内容を吟味し、助言・指導を行います。また、その過程において、支援者が臨床発達心理士として必要な倫理を身につけているかどうかについても配慮しながら指導します。

スーパーバイザーの第2の役割は、事例報告書の書き方や内容に関する助言と指導です。枚数や字数等の書式に関する形式が守られているか、構成と記載の仕方が形式に沿ったものであるか、日本語の文章として誰もが理解できる論理的で明快なものであるか、専門用語を正しく理解し使用しているか、誤字・脱字・語彙の誤りがないか、引用文献が正しく記載されているか、臨床発達心理学に基づく報告となり得ているか、倫理的な問題に対して慎重な配慮がなされているかどうか、等に関する助言・指導を行います。

※スーパーバイザーの問い合わせについては、事務局にご連絡ください。

事例報告書

1. 事例報告の目的：包括的なアセスメントと支援

臨床発達心理士は自分の行った臨床活動が適切なものであったかを常に振り返り、反省し、新たな臨床活動の展開に向けて準備をすることが必要です。そのためには、自分の臨床活動を第三者に公示し、評価を受けることが不可欠です。また、対象となる事例は、成功例だけではないでしょう。発達の支援活動によって改善された点と、それでもなお、残された問題を整理し、なぜそのような経緯をたどったかを考察します。このことによって、対象者への新たな再評価、つまり新たな対象者の理解、また支援方法の再考を行います。このような評価・再評価のプロセスを公示することが事例報告の目的といえます。なお、現職者タイプによる事例報告は、実際に臨床発達心理に関わる臨床実務に就いている方が、職場において本資格に相当する日常的支援を行っている対象の事例を報告するものです（「臨床発達心理学に関連する臨床経験を証明する在職証明」によって証明された「発達心理学に関する臨床経験内容」と一致する「専門的な職務の範囲で担当した」事例報告である必要があります）。大学院など職場以外で経験した事例の報告は、現職者タイプの事例には該当しません。専門的な職務の範囲で担当した事例の報告を行ってください。

したがって、資格審査の対象となる「事例報告」も単なる事例の記述に留まるものではなく、実践をとおして、発達の理解を深め、問題を科学的に考察する観点が含まれていることが必要になります。

すなわち、事例報告においても「発達の観点」が不可欠になりますので、適切な支援期間を設けてください（発達の観点が認められない場合には審査対象にならないことがあります）。本資格は保育、教育、福祉、医療の資格と近接してはいるものの、それらの資格そのものではなく、臨床発達心理の資格であることに留意し、事例報告もその知識や技術が活かされていることが審査の対象となることに注意してください。なお、「発達の観点」に関しては本ガイドのⅠ「臨床発達心理士とは」(p.1)を参照してください。

特に、対象児・者の発達を包括的にアセスメントし、支援することが本資格の独自の専門性といえます。「包括的」という意味の中には、Ⅰ①生理・医学的側面 ②心理・学習・教育的側面 ③環境・社会・文化的側面の3つの側面についてアセスメントがなされる必要があることと、Ⅱ②の心理・学習・教育的側面において、認知発達、言語・コミュニケーション、社会・情動発達、運動発達など発達の各領域についての包括的なアセスメント、という2つの意味があります。狭い意味での心理面だけのアセスメントでないことに注意してください。

また、事例報告書には客観的評価を記した「スーパーバイズ証明書」(様式(現)10)を必ず添付してください。

なお、既発表の事例でも構いませんが、以下の書式・形式に沿って書き直してください。発達の過程を追っただけの報告では不十分ですので注意してください。また、特定の指導プログラムによるアセスメントを用いるだけでは不十分で、対象児・者の発達の全体像の把握(包括的アセスメント)が不可欠です。支援はある側面に焦点を当て、特定のプログラムを用いることがあっても、アセスメントや考察は包括的に行うことが必要です。

2. 事例報告書の書式

事例報告書は、A4用紙(縦置き)に横書きで、横40字×縦30行の形式で印字してください。分量は、6枚以上10枚以内です。なお、印字は片面とし、ページ数もつけてください。

図(写真も含む)や表は枚数内に2つまで入れても構いません。図表が多い場合や資料等を使用したい場合は、添付資料として本文とは別にしてください。ただし、3枚以内とします。

事例報告書及び添付資料は各々に表紙を付して必ずコピーを2部とり、計3部提出してください。

3. 事例報告書の構成と記述スタイル

表紙と本文からなります。表紙は様式(現)9を用いてください。

本文は原則的に、以下の形式によって記述してください。

- I テーマ
- II キーワード
- III 問題と目的
- IV 方法
- V 結果
- VI 考察
- VII プライバシーの保護と倫理的配慮
- VIII 引用文献

以下にそれぞれの説明をします。以下の内容に即して記述してください。

- I **テーマ**
 - ・内容を的確に表現してください。
- II **キーワード**
 - ・5語以内でキーワードをあげてください。

Ⅲ 問題と目的

事例をとり上げた問題意識、目的・理由について述べてください。また、その際に参照した先行研究や関連文献も示してください。

Ⅳ 方法

1. 発達支援の対象児・者の概要（年齢、性別、所属、家族構成、支援・教育歴等）

事例報告の発達支援の対象者は以下のいずれでも構いません。

・年齢は乳児から高齢者まで

・個人を対象にしたもの、集団を対象にしたもの

集団を対象とした場合は、個々の対象者のアセスメント結果と支援等の経過（結果）についても記述してください。

・気になる子・大人を対象にしたもの（例：問題行動…）

・障害児・者を対象にしたもの（例：発達支援…）

・健常児・者を対象としたもの（例：健常児の…）

「4. アセスメント」では、「①発達検査」について記述することが困難な場合には割愛しても構いませんが、その理由を示してください。なお、「②行動観察」「③環境・生態学的調査」については必ず記述してください。また、対象者の変化を評価するための方法（観点）も明記してください。

・指導者や保護者、親子等を対象にしたもの（例：保育者への…）

指導者（保護者）を対象とした場合は、「方法 1. 発達支援の対象者の概要」等の項目に、指導者（保護者）に関する内容も記述してください。また、「V結果」には、指導者（保護者）の変化についても記述してください。

なお、校長・園長等管理職の立場にある方が、勤務先の教員や保育者に対して支援（コンサルテーションなど）を行った事例は、できるだけ避けるようにしてください。

2. 発達支援等を実施した機関・施設・場所（差しつかえない範囲で記述してください。固有の名称は必要ありません）

3. 実施期間（例：20XX年4月～20XX+2年3月（計2年））

4. アセスメント（①発達検査、②行動観察、③環境・生態学的調査。③は不可欠）発達検査を実施した場合は、結果の数値の記述のみに留めず所見を記述するようにしてください。

5. 総合所見（包括的発達アセスメント：評価のまとめ、200～400字程度）

「4. アセスメント」の結果から、

(1) 対象者の発達（①生理・医学的側面 ②心理・学習・教育的側面など）に関する個体能力的観点からの現状、問題点、

②「心理・学習・教育的側面」では認知、言語コミュニケーション、社会・情動、運動など、発達領域に分けて記述すること

(2) 対象者に関わる人々・環境（③環境・社会・文化的側面＝家族や教師・仲間など対人的環境、物理的環境）に関する関係論的観点からの現状、問題点

に分けて検討してください。

6. 「5. 総合所見」に基づく支援仮説、長期・短期支援目標の設定、支援計画の策定

(1) 対象者への支援

(2) 対象者に関わる人々（家族や教師・仲間など）や環境への支援について具体的な支援方法や手続きを示してください。支援目標や支援計画は総合所見から導き出されていることがわかるように関連性を明示してください。

Ⅴ 結果

支援等の経過を、(1)対象者の時系列的变化、(2)対象者に関わる人々(家族や教師・仲間等)や環境の時系列的变化にできる限り分けて検討してください。また、変化のようすがわかるよう、わかりやすく段階を分けて記述してください。

結果の記述の仕方は、量的記述（頻度データ）、質的記述（エピソード記述）を組み合わせたことが望ましいといえますが、質的記述だけでも結果の記述になりえます。質的記述は、Piaget（1948）、麻生（1990）や無藤他（2004）等を参考に、十分に客観的で対象化されたものにしてください。

VI 考察

支援の結果には、支援目標が達成された面と、達成されなかった面があるでしょう。これらから対象者の発達のメカニズムを検討し、最初の評価より一層深い、また新たな観点による対象者理解・評価を行い、今後の支援の課題と方法について考えます。「対象者の時系列的变化のメカニズムに関する検討」「目標設定・支援方法の妥当性、支援の効果に関する検討」「新たな理解・評価と今後の課題」「その他の点」が考えられます。次にそれぞれについて詳しく述べます。

1. 対象者の時系列的变化のメカニズムに関する検討

- (1) 対象者の時系列的变化のメカニズム：対象者の生物学的変化・成長、支援の効果、およびそれらの相互作用等がどのように関連しあったのか。また、どの時期の、どのような操作がどのメカニズムに効果をもたらしたかについて検討してください。
- (2) 関わる人々・環境の時系列的变化のメカニズム：取り巻く環境の変化、支援の効果、およびその相互作用について検討してください。

2. 目標設定・支援方法の妥当性、支援の効果に関する検討

上記1.と関連させ、これらが妥当であったかを、支援の効果・限界について自己検証してください。

3. 新たな理解・評価と今後の課題

支援をすることによって、対象者について更に深い理解・評価がなされたはずですが、例えば、「支援によって……のような面の伸び、変化は見られたが、……のような面の困難さが認められた。」等です。これらから今後の課題・支援方法が導き出されるでしょう。

4. その他の点

対象者の時系列的变化のメカニズムに関する検討、目標設定・支援方法の妥当性、支援の効果に関する検討、新たな理解・評価と今後の課題等の記述をとおして、人間の発達メカニズムや、類似の事例について、先行研究と対照しながらの支援の一般化についても、できる限り考察できると良いでしょう。「事例報告」としてはここまでは求められませんが、この点がなされている場合には「事例研究」としての意義が高いといえます。

VII プライバシーの保護と倫理的配慮

1. プライバシー（個人情報）の保護

支援対象者や支援に関わる人々に対し支援内容と事例報告等に関するインフォームドコンセントがなされていたことが表紙と本文の双方に明記されているかを確認して下さい。

2. 倫理的配慮

支援は支援対象者の利益を図るものであるか、自らの立場・業務を超えた行為を行っていないかどうか等を、考慮する必要があります。

VIII 引用文献

報告書内で文献を引用した場合には、以下の形式にならってそれらを示してください。

Bruner, J. S. (1983). Child talk: Learning to use language. London: Oxford University Press. (寺田晃・本郷一夫, 訳. (1988). 乳幼児の話しことば. 新曜社.)

外山紀子・無藤隆. (1990). 小学生女兒のごっこ遊びにおけるスクリプトとメタ発話の発達的变化. 発達心理研究, 1, 10-19.

4. 事例報告書におけるプライバシーの保護と倫理的配慮

対象者への倫理的配慮とプライバシー保護に照らして不適切な記載が多く見られます。プライバシー保護を含めた倫理的配慮に関しては、臨床発達心理士のもっとも基幹となるものとして審査の重点項目になっています。人権を侵害する可能性のあるものについては、不合格となります。提出に際し、次の

点について繰り返し確認し、慎重に配慮してください。

- ①診断がなされていない対象者への、主観に基づく安易な見立てによる障害名の記載はないか。
- ②報告書の申請に際して保護者、支援に密接に関わる関係者、可能であれば本人の了解を得ているか。コンサルテーションの場合には、コンサルティおよび対象機関の所属長の了解を得ているか。了解を得たことを報告書の表紙および報告書の本文中に明記しているか（明記のない場合には不合格となる。また、対象者が中学生以上の場合には、本人及び保護者あるいは保護者の代理人から了解をとることを必要とする）。なお、了解を得ることが困難な場合には、その旨を明記すること。
- ③職務として関わった事例に関しては、申請および事例報告書に関して所属長の許可を得ているか。
- ④表紙を含め、報告書の中で対象者が特定できるような情報や、報告書に必要な、極めてプライベートな情報を載せていないか。

例：個人名や機関名等の固有名詞は避ける（A児、B小学校等と表記）。

時期や年齢の特定できる情報も避ける（20XX年、20XX+2年、などと表記、生年月日等は書かない）。

家族構成も差しさわりのある場合は避ける。

対象者のノート、日記、作品のコピーや心理検査のローデータのコピー等は出さない。

〈事例報告書に関する参考文献〉

- 安藤寿康・安藤典明（編）.（2011）. 事例に学ぶ心理学者のための研究倫理（第2版）. ナカニシヤ出版.
- 麻生武.（1990）. “口”概念の獲得課程—乳児の食べさせる行動の研究. 発達心理学研究, 1, 20-29.
- 尾崎康子・前川あさ美.（2011）. 臨床発達心理士としての倫理. 本郷一夫・金谷京子（編著）. シリーズ臨床発達心理学：理論と実践 第1巻 臨床発達心理学の基礎. ミネルヴァ書房.
- 古澤頼雄・斉藤こずゑ・都筑学（編著）.（2000）. 心理学・倫理ガイドブック. 有斐閣.
- 無藤隆・やまだようこ・南博文・麻生武・サトウタツヤ（編）.（2004）. 質的心理学. 新曜社.
- Piaget,J.（1948）. La naissance de l'intelligence chez l'enfant（2nd ed.）. Paris: Delachaux & Niestlé.（谷村覚・浜田寿美男, 訳.（1978）. 知能の誕生. ミネルヴァ書房.）

5. 事例報告書の位置づけ

報告者（申請者）が単独でケースのアセスメントから援助までを遂行できることが証明できる報告であることが基本条件です。したがって、補助的にケースに携わったものを事例報告とすることはできません。

複数でケースを担当した場合は、それぞれの役割分担を明記してください。

同一ケースを複数の担当者が事例報告として審査を申請する場合は、それぞれの申請者の方法で事例報告をまとめて別個に申請してください。その際、共同担当者が誰であるか表紙に明記しておいてください（複数担任のクラス・保育や育児支援の場合にも相当します）。

事例報告書・表紙 様式（現） 9

書き方

報告者氏名 資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

報告者所属 所属している機関名を記入します。

共同担当者がある場合の共同担当者氏名 報告する事例を共同で担当している場合は、その方の氏名を記入してください。

スーパーバイザー氏名・スーパーバイザー所属 該当する方の氏名・所属を書き、捺印してもらいます。

テーマ 事例報告書の内容を具体的にまた的確に示す表題をつけてください。

対応する「臨床発達心理に関連する経験内容」の通し番号・対応する「在職証明書」の通し番号 様式
(現) 5「臨床発達心理に関連する経験内容」および様式(現) 4(1)「在職証明書」について、
報告書の内容と対応するものの番号を記入します。

支援対象者の状態 該当する主なものに○をつけてください。複数でも構いません。

支援の種類 該当する主なものに○をつけてください。複数でも構いません。

報告にあたっての了解 該当する人すべてに☑をつけてください。なお「その他」の欄に記載する必要
がある場合は、職名や続柄などを書き、個人名など個人を特定できる情報は書かないでくだ
さい。

報告者の立場・役割 事例報告者の立場や役割を具体的に書いてください。(例：個別支援を直接的に担
当した、コンサルタントとして等)。

スーパーバイズ証明書（現職者タイプ用） 様式（現）10

説明

事例報告の実施経過におけるスーパーバイズの内容と回数、実施経過と結果に関するスーパーバイ
ザーの意見を記述したものです。事例報告書に添付して提出してください。スーパーバイザーは、臨
床発達心理学に関して十分な経験と実績を有する人であることが必要です。臨床発達心理士有資格者
あるいは5年以上の臨床発達心理に関連する臨床経験を有する方に依頼してください。ただし、夫婦・
親子など、親族でスーパーバイザーとなることはできません。

スーパーバイザーの第一の役割は、教育・保育・福祉を含む広いフィールドにおける臨床活動の助言・
指導であり、単に事例報告書を作成する期間だけお願いするものではありません。

支援者は支援対象者や問題状況に関するアセスメントを行い、それに基づいた支援仮説を立て、長
期的・短期的目標を設定し、具体的な支援計画を策定します。支援の経過においては、対象者や問題
状況の変化について発達の視点に立って考察し、支援方法や目標設定等が適切であったかについて評
価し、次の支援実践の改善に生かします。最後に支援全体の効果について検討を行います。スーパー
バイザーはその一連の臨床活動において、支援者からの報告や相談を受け、ディスカッションをしな
がら、支援内容を吟味し、助言・指導を行います。また、その過程において、支援者が臨床発達心理
士として必要な倫理を身につけているかどうかについても配慮しながら指導します。

スーパーバイザーの第二の役割は、事例報告書の書き方や内容に関する助言と指導です。枚数や字
数等の書式に関する規定が守られているか、構成と記載の仕方が規定に沿ったものであるか、日本語
の文章として誰もが理解できる論理的で明快なものであるか、専門用語を正しく理解し使用してい
るか、誤字・脱字・語彙の誤りがないか、引用文献が正しく記載されているか、臨床発達心理学に基づ
く報告となり得ているか、倫理的な問題に対して慎重な配慮がなされているかどうか、等に関する助言・
指導を行います。

なお、スーパーバイザーに助言・指導を依頼する際には、できるだけそれらに関する日程・回数・
謝礼の有無・金額等について事前に確認することをお勧めします。

支援中にスーパーバイザーに助言をもらうことは、自己の臨床発達心理支援の妥当性を確認する上
で重要なことですが、申請にあたり、支援実施期間中のスーパーバイザーに証明書を記述してもらえ
ない場合は、臨床発達心理士スーパーバイザー有資格者、臨床発達心理学に関して十分な経験と実績
を有する臨床発達心理士有資格者、または本資格についての理解のある5年以上の臨床発達心理学の実
績のある方で支援の状況を把握できる方に、スーパーバイザーとして事例報告書作成の段階で助言を
もらい、記入を依頼してください。その際、支援期間中のスーパーバイズでの実施状況、スーパーバイ
ザーが交代した事情等も明記してもらうようにしてください。

書き方

この書類は原本1部とコピー2部を提出します。

日付 記入した日を西暦で書きます。

氏名 資格認定申請書と同じ氏名を自筆署名します。

スーパーバイズを受けた期間と回数 該当内容を書きます。なお、スーパーバイズを受けた期間と報告書に記載されている支援期間との間に齟齬がある場合、適切なスーパーバイズを受けたとはみなされない場合がありますので、注意してください。

スーパーバイザーと申請者の関係 スーパーバイズ期間中の関係を明示します。支援期間中のスーパーバイザーと記述者が一致していない場合は、その旨を明記してください。

指導内容と指導経過 特に決まりはありません。簡潔に書いてください。

事例報告書で扱われた事例における支援の経過と支援の妥当性についての所見 特に決まりはありません。自由に所見を書きます。

臨床発達心理士の業務を遂行することに関する所見 特に決まりはありません。自由に所見を書きます。

機関名・職名・氏名・印・資格名と登録番号 記載者の該当内容を書きます。臨床発達心理士及びそれに関連する資格を持っている場合には資格名及び登録番号を書きます。スーパーバイザーの自署であることが求められます。

人物証明書（推薦書）（現職者タイプ用） 様式（現）11

説明

申請者の人物保証ができる方に、記入を依頼してください。

書き方

日付 記入した日を西暦で書きます。

氏名 資格認定申請書と同じ氏名を書きます。

職務内容および職務遂行についての所見 特に決まりはありません。自由に所見を書きます。

臨床発達心理学に関する関心・意欲 特に決まりはありません。自由に所見を書きます。

臨床発達心理学に関する知識・技能 特に決まりはありません。自由に所見を書きます。

総合的所見 特に決まりはありません。自由に所見を書きます。

機関名・職名・氏名・印 記載者の該当内容を書き、捺印します。

厳封等 記載者が「人物証明書（推薦書）」に署名・捺印し、厳封します。

人物証明書（推薦書）用封筒

説明

「人物証明書（推薦書）」を記載者が厳封するための封筒です。

写真票・審査料控

説明

写真を貼るためのカードと、「郵便振替払込請求書兼受領証」のコピーを貼るためのカードです。写真は、履歴書貼付用、写真票貼付用とIDカード用の合計3枚（同一写真）が必要です。

書き方

3 cm × 3 cmの大きさの写真（3ヶ月以内に撮影・無帽・背景なし）を貼ります。審査料控には、認定審査料の「郵便振替払込請求書兼受領証」のコピーを貼ります。

受領証（ハガキ）

説明

申請書類を受領したことを証明するハガキです。

書き方

ハガキの表に、郵送を希望する住所と郵便番号、氏名を書き、切手を貼ります。

写真（IDカード用）

説明

3 cm × 3 cmの大きさの写真（3ヶ月以内に撮影・無帽・背景なし）を1枚、IDカード用写真入れ封筒に入れて添付します。写真の裏には必ず氏名を書きます。この写真は、認定審査に合格し、登録手続きが完了した後、IDカード用の写真になります。写真はカラーでも白黒でも構いません。

IDカード用写真入れビニール封筒

説明

申請タイプと氏名を記入の上、IDカード用写真1枚を入れ、封をして提出してください。

資 料

資料 1

指定科目に関する科目内容基準、 大学院授業科目の指定科目としての認定条件

1. 指定科目に関する科目内容基準

a. 『臨床発達心理学の基礎に関する科目』科目内容基準

項目番号	科目内容基準の内容（中項目）
1 臨床発達心理学の基礎理論	
1-1	発達理論の歴史的変遷
1-2	発達を支援するとは？
1-3	現代社会における発達支援
1-4	フィールドの中での発達
2 発達支援を必要としている人々	
2-1	発達の障害
2-2	現代社会における諸問題と精神保健・問題の予防
3 臨床発達心理学における対象理解の方法（研究方法・評価方法）	
3-1	臨床発達心理学の基礎研究法
3-2	対象理解のための査定・検査・評価・診断の方法
3-3	対象理解のプロセス：問題へのアプローチ
3-4	ダイナミックアセスメントと形成的評価（関わりを通しての評価）
4 発達支援のすすめ方—臨床発達心理学における支援技術—	
4-1	支援活動の展開過程
4-2	発達障害のための指導
4-3	コンサルテーションによる発達支援
4-4	フィールドにおける発達支援
4-5	養育者への指導・カウンセリング—「ゆれる養育者の心理」の理解と指導
4-6	対象者・家族とのコミュニケーション技術
5 臨床発達心理士の専門性と社会的役割	
5-1	活動の場（乳幼児期、児童・青年期、成人・老人期）
5-2	臨床発達心理士の職務
5-3	関連諸職種とチームアプローチ
5-4	職業倫理の遵守

b. 『認知発達とその支援に関する科目』科目内容基準

(発達の基本：1-1～1-8、評価と支援：2-1～3-9)

項目番号	科目内容基準の内容（中項目）
1 認知発達の基礎	
(基礎) 1-1	認知発達の臨床的意味
1-2	認知能力とは何か
1-3	認知の発生
1-4	認知発達の機構
1-5	認知の個人差
1-6	認知能力の生理学的基礎
1-7	認知障害の神経生理学的基礎
1-8	認知発達の障害の査定
2 認知発達の時期と障害の特徴	
(評価と支援) 2-1	乳幼児期
2-2	学齢期
2-3	成人期・老年期
3 認知発達の障害とその対処	
(評価と支援) 3-1	認知の基礎過程の発達と障害
3-2	言語の発達と障害
3-3	知能の発達と障害
3-4	社会的認知の発達と障害
3-5	学力の基礎の発達と学習障害
3-6	認知発達支援の技法
3-7	認知障害の支援の技法
3-8	教材提示・学習機器としての教育工学
3-9	障害補償・機能訓練の工学

c. 『社会・情動の発達とその支援に関する科目』 科目内容基準

(発達の基礎：1-1～1-7、評価と支援：2-1～3-2)

項目番号	科目内容基準の内容(中項目)	
1 社会・情動発達の基礎		
(基礎)	1-1	社会・情動発達をとりあげることの臨床的意味
	1-2	情動と社会性の基本理解
	1-3	情動発達の個人差・文化差
	1-4	胎児期から新生児期にみられる情動と関係の障害
	1-5	乳幼児期にみられる情動と関係の障害
	1-6	園や学級での集団参入における自己と関係の障害
	1-7	思春期からのちの同一性の発達と関係の障害
2 社会・情動発達のアセスメント		
(評価と支援)	2-1	情動アセスメントの考え方と実際
	2-2	他者媒介アセスメント・環境アセスメント
	2-3	面接法による思春期・青年期の危機のアセスメント
	2-4	ケース報告とフィードバックのすすめ方
	2-5	模擬データによるアセスメント実習
3 介入と支援の実際		
(評価と支援)	3-1	関係の障害、情動の失調への介入の考え方
	3-2	具体的支援のすすめ方

d. 『言語発達とその支援に関する科目』 科目内容基準

(発達の基礎：1-1～1-7、評価と支援：2-1～2-5)

項目番号	科目内容基準の内容(中項目)	
1 言語発達の基礎		
(基礎)	1-1	言語発達と言語発達支援
	1-2	言語発達の生物学的・神経学的基礎
	1-3	言語発達の社会的基礎
	1-4	言語発達の認知的基礎
	1-5	言語発達の概観
	1-6	言語発達の教育的側面
	1-7	言語発達の社会的・文化的側面
2 言語発達の評価と支援		
(評価と支援)	2-1	言語発達評価と診断の要点
	2-2	言語発達支援の現代的問題と支援の場
	2-3	言語発達段階に即した対応
	2-4	場面に即した対応
	2-5	言語発達評価と支援の実際

e. 『育児・保育現場での発達とその支援に関する科目』科目内容基準

(総論：1-1～5-5、育児領域：6-1～6-6、保育領域：7-1～7-7、全体：1-1～7-7)

項目番号	科目内容基準の内容(中項目)
A 総論	
1 現場からみた発達	
1-1	現場から発達をみなおす臨床的意味
1-2	現場のなかでの発達とその今日的問題
2 現場での支援	
2-1	現場での支援の考え方
2-2	支援の基本的姿勢
2-3	支援者の基本的姿勢
3 現場での支援の理論的基礎	
3-1	支援ニーズの把握に関する理論
3-2	支援技法に関する理論的背景
4 現場での支援のためのアセスメント	
4-1	現場でのアセスメントの考え方
4-2	個別の支援ニーズに関するアセスメント
5 現場での支援のための方法の基礎	
5-1	支援の具体的な流れ
5-2	コンサルテーションを通して
5-3	カンファレンスを通して
5-4	カウンセリングを通して
5-5	アクション・リサーチを通して
B それぞれの現場での支援の実際	
6 育児現場での支援	
(育児) 6-1	育児現場での支援の考え方
6-2	保護者への支援
6-3	子どもへの支援
6-4	地域・社会への働きかけ
6-5	育児現場での支援の実際
6-6	育児をめぐる問題と支援の事例
7 保育現場での支援	
(保育) 7-1	保育現場での支援の考え方
7-2	保育者への支援
7-3	子どもへの支援
7-4	保護者への支援
7-5	地域・社会への働きかけ
7-6	保育現場での支援の実際
7-7	保育をめぐる問題と支援の事例

2. 大学院授業科目の指定科目としての認定条件

大学院修士課程での授業科目が臨床発達心理士の指定科目として認定されるには、シラバスにその科目の科目内容基準が記載されている必要があります。シラバスへの記載は、字数に制限がある場合、次の短縮形が使われていても構いません。

- 「臨床発達心理学の基礎に関する科目」に代えて「基礎」
- 「認知発達とその支援に関する科目」に代えて「認知」
- 「社会・情動の発達とその支援に関する科目」に代えて「社会情動」
- 「言語発達とその支援に関する科目」に代えて「言語」
- 「育児・保育現場での発達とその支援に関する科目」に代えて「育児保育」

大学院の授業という性格から、授業での取りあげ方は多様なものが想定されます。講義形式で説明される場合もあれば、関連する文献の講読を通して事項の理解を目指す場合も、宿題という形で指定科目テキストが与えられ、後日全員で議論する場合等が考えられます。どのような形でも、指定科目の科目内容基準の理解が得られるならば単位は認定されます。しかし、形式的にシラバスに科目内容基準が掲載されているけれども、実際には授業でその内容にほとんど触れられていないことが判明した場合には、単位の認定はされません。また、指定科目取得講習会では、各指定科目について2単位あたり15時間の講習時間を設け、科目内容の質保障をしています。短時間に多数の中項目が設定されている大学院の授業科目につきましては、質保障の観点から指定科目として認定されないことがあります。

大学院別シラバスの指定科目単位認定

大学院開講科目のシラバス審査により、指定科目単位認定をおこなっています。詳細はウェブページ (<http://www.jocdp.jp/>) をご確認ください。単位認定済科目を申請する場合は、科目内容基準とシラバス内容の対応表およびシラバスのコピーを提出する必要はありません。

また、指定科目取得講習会では、各指定科目について2単位あたり15時間の講習時間を設け、科目内容の質保障をしています。短時間に多数の中項目が設定されている大学院の授業科目につきましては、質保障の観点から指定科目として認定されないことがあります。なお、単位認定済み科目は認定を受けた領域以外の指定科目として、申請することはできません。

資料 2

心理学と発達心理学の基礎に関する出題基準、 指定科目キーワード、 2015年度一次審査（筆記）の結果の概要と問題例

1. 心理学と発達心理学の基礎に関する出題基準

項目番号	出題基準の内容
1 心理学概論	
1-1	行動主義
1-2	精神分析
1-3	操作主義
1-4	心理学の方法
1-5	心理学の一般概念
1-6	心理学の分野
2 心理学研究法	
2-1	研究法
2-2	データの種類と表示
2-3	尺度
2-4	代表値
2-5	散布図
2-6	回帰・相関
2-7	確率分布
2-8	検定
2-9	実験計画法
2-10	多変量解析
2-11	テスト理論
3 発達心理学の基礎	
3-1	発達観とモデルの歴史の変遷
3-2	発達の生物学的基礎
3-3	発達理論
3-4	発達理論と隣接科学
3-5	発達の研究法
3-6	発達心理学での資料分析の実際
3-7	発達心理学における統計処理
3-8	発達検査

2. 指定科目キーワード（第2版－R2）

(2013.12.1 改訂)

a. 「臨床発達心理学の基礎に関する科目」キーワード

1	ICD（国際疾病分類）	39	キャリアガイダンス
2	ICIDH（国際障害分類）	40	キャリア発達
3	ICF（国際生活機能分類）	41	強度行動障害
4	ITPA言語学習能力検査	42	強迫性障害
5	アクション・リサーチ	43	グッドイナフ人物画知能検査
6	足場づくり（scaffolding）	44	ケアマネージメント
7	アセスメント	45	K-ABC心理・教育アセスメントバッテリー
8	医学的検査	46	原因帰属
9	移行支援	47	言語検査
10	インクルージョン	48	原始反射
11	インフォームド・コンセント	49	子どもの権利条約
12	INREALアプローチ	50	行為障害
13	ウェクスラー式知能検査	51	向社会性
14	運動障害	52	構成的グループエンカウンター
15	AAIDD（アメリカ知的・発達障害学会）	53	構造的面接
16	エスノグラフィー	54	行動観察
17	ABC分析	55	行動形成（シェイピング）
18	ADL（日常生活動作 / 日常生活活動）	56	校内委員会
19	親子関係診断テスト	57	広汎性発達障害（PDD）
20	音楽療法	58	心の理論
21	絵画語彙発達検査（PVT-R）	59	個別教育計画（IEP）
22	絵画療法	60	個別の教育支援計画
23	介護ストレス	61	個別の支援計画
24	介護保険制度	62	コミュニケーション障害
25	回想法	63	コンサルテーション
26	会話分析	64	コンピテンス
27	学習障害（LD）	65	SCERTSモデル
28	画像診断法	66	在宅介護支援計画
29	課題分析	67	サバイバーズギルト
30	家庭支援	68	サクセスフル・エイジング
31	加齢	69	参加 活動 心身機能・構造
32	観察学習	70	三項関係
33	観察法	71	障害者の権利条約
34	緘黙	72	視覚障害
35	KIDS乳幼児発達スケール （Kinder Infant Development Scale）	73	時間見本法（タイプサンプリング）
36	機能分析	74	自己決定権
37	気分障害	75	自己実現
38	虐待	76	事象見本法
		77	システム理論

78	事前評価/事後評価	121	聴覚障害
79	実験計画法	122	通級指導教室
80	質問紙法	123	津守・稲毛式乳幼児精神発達診断法
81	児童相談所	124	TEACCHプログラム
82	シナプスの形成/髄鞘化	125	ティームアプローチ、ティームティーチング
83	自閉症スペクトラム障害 (ASD: Autism Spectrum Disorders)	126	DSM (精神疾患の診断・統計マニュアル)
84	社会的妥当性/信頼性	127	テスト・バッテリー
85	社会福祉基礎構造改革	128	投影法
86	就学時健診	129	特別支援教育
87	従属変数/独立変数	130	特別支援教育コーディネーター
88	縦断研究/横断研究	131	内部障害
89	就労支援	132	二次的障害
90	守秘義務	133	乳幼児健診
91	巡回相談事業	134	認知症
92	障害者基本法	135	脳血管疾患
93	障害者自立支援法	136	脳性麻痺
94	障害者プラン	137	ノーマライゼーション
95	障害受容の段階のモデル	138	ハイリスク児
96	生涯発達心理学	139	発達指数 (DQ)
97	ジョブコーチ	140	発達障害
98	事例研究法	141	発達障害者支援センター
99	人格検査/性格検査	142	発達障害者支援法
100	アドボカシー (権利擁護)	143	発達検査
101	新版K式発達検査2001	144	発達性協調運動障害
102	スーパーヴィジョン/スーパーバイザー	145	発達論的アプローチ
103	スクールカウンセラー (SC)	146	バリアフリー
104	スクリーニング	147	ピア・サポート
105	生育歴/教育歴/療育歴	148	PTSD (心的外傷後ストレス障害)
106	生活の質 (QOL: Quality of Life)	149	PDCA (Plan-Do-Check-Act)
107	精神障害	150	引きこもり
108	生態学的アプローチ	151	非行
109	ZPD (発達の最近接領域)	152	ビネー式知能検査
110	染色体異常	153	フィールド・スタディ
111	早期療育、早期教育、早期介入	154	不登校
112	ソーシャル・スキル・トレーニング (SST)	155	ブラゼルトン新生児行動評価 (NBAS)
113	対象関係論	156	プランニング
114	ダウン症	157	プレイセラピー
115	田中・ビネー式知能検査	158	フロスティック視知覚発達検査
116	単一事例研究法 (single case experimental design)	159	プロトコル分析
117	知的障害	160	ベースライン
118	知能指数 (IQ)	161	ホームプログラム
119	注意欠陥・多動性障害 (AD/HD)	162	母子相互作用
120	中途障害	163	面接法
		164	薬物療法

165	役割引き渡しの原理	170	臨床発達心理士
166	養育者または教師による査定	171	倫理綱領
167	ライフコース理論	172	レジリエンス
168	ラポール（ト）	173	レディネス
169	リソースルームプログラム	174	ワーキングメモリー（作動記憶/作業記憶）

b. 「認知発達とその支援に関する科目」キーワード

1	アニミズム	37	自尊感情
2	アルツハイマー	38	失行
3	一般知能因子（g）と特殊知能因子（s）	39	失認
4	意味記憶	40	社会的起源性
5	S字曲線	41	社会・文化論的アプローチ
6	エピソード記憶	42	熟達化
7	延滞模倣	43	衝動型－熟慮型
8	外発的動機づけ	44	情報処理アプローチ
9	学業不振	45	叙事的記憶（宣言的記憶）
10	感覚運動期	46	スクリプト
11	感覚記憶	47	精神間機能
12	関係論的アプローチ	48	精神内機能
13	間主観性	49	前向き健忘
14	記憶障害	50	前操作期
15	記号的媒介	51	ダイナミック・システムズ・アプローチ
16	吃音	52	多重知能説
17	機能・形態障害	53	短期記憶
18	機能的磁気共鳴画像法（fMRI）	54	知能の鼎立理論
19	共鳴動作	55	長期記憶
20	共同注意（注視）	56	調節と同化
21	均衡化	57	直観的思考
22	具体的操作期	58	TOTE（単位）
23	形式的操作期	59	適性処遇交互作用（ATI）
24	継次処理能力	60	手続き的知識
25	結晶性知能と流動性知能	61	転導推理
26	高次脳機能障害	62	道具的（オペラント）条件づけ
27	古典的（レスポナント）条件づけ	63	道具に媒介された行為
28	コネクショニズム	64	同時処理
29	コミュニケーションエイド	65	トップダウン的アプローチ
30	最恵モデル	66	内発的動機づけ
31	三項随伴性	67	認知スタイル
32	CAI（Computer Aided Instruction）	68	脳血管型痴呆
33	シェマ	69	ノーマライゼーション
34	思考・判断における二重過程理論	70	場依存型－場独立型
35	自己概念	71	ブラインディズム
36	自己中心性	72	プログラム学習

73	文脈依存・領域固有性	79	モデリング
74	補償モデル	80	モニタリング
75	保存概念	81	U字曲線
76	ボトムアップ的アプローチ	82	ランドルト環
77	メタ認知	83	類推（アナロジー）
78	モジュール性	84	ワーキングメモリー（作業記憶/作動記憶）

c. 「社会・情動の発達とその支援に関する科目」キーワード

1	アイコンタクト	35	しみこみ型と教え込み型
2	愛着障害	36	社会的学習
3	アイデンティティの危機	37	社会的参照
4	アタッチメント（愛着）	38	社会的情報処理
5	アタッチメントQ分類法	39	社会的認知
6	アナクリティック抑うつ	40	社会的ネットワークモデル
7	安全であるという感覚（felt security）	41	社会的微笑
8	育児ストレス	42	社会的問題解決
9	育児不安	43	集団生活で見られる情動や社会性の問題
10	ウィングの自閉症の障害の三つ組	44	少子化、家族の変容
11	エスニック・アイデンティティ	45	情動（的）知性
12	エリクソンの「基本的信頼対不信」	46	情動調整（情動制御）
13	エリクソンのアイデンティティの感覚	47	情動調整不全
14	親の障害受容のプロセス	48	情動の「認知主導モデル」
15	解離性の症状	49	情動の解読のための規則（decoding rules）
16	カンガルー・ケア	50	情動の表示規則（display rules）
17	関係性障害	51	自律的自己調整の発達
18	気質	52	新生児の知覚能力
19	気質論	53	スターンの情動調律
20	基本情動（basic emotion）	54	ストレンジシチュエーション法
21	虐待	55	スルーフの情動発達理論
22	虐待的人間関係の再現性	56	成人愛着面接（AAI）
23	虐待による感情体験の歪み	57	正統的周辺参加
24	虐待によるトラウマに対する 修正的接近と回復的接近	58	青年期の危機
25	キャノン・バード説	59	世代間伝達
26	共同注意（注視）	60	相互交渉における情動調節の発達
27	グレーゾーンの発達の危機	61	ソーシャル・スキル・トレーニング（SST）
28	行動状態（behavioral state）	62	胎児の感覚発達
29	心の理論	63	胎児への母親のストレス、年齢の影響
30	サメロフの相乗的相互作用モデル	64	胎児への薬剤・タバコ・アルコールの影響
31	産後うつ病	65	ダイナミック・システムとしての情動形成
32	ジェームス・ランゲ説	66	ダマシオのソーマティック・マーカー仮説
33	自己の二重化	67	DBDマーチ
34	思春期・青年期の障害者の性	68	適合の良さ
		69	ドメスティック・バイオレンス（DV）

70	トラウマ	89	フリーダによる行動傾向 (action tendencies)
71	トレバーセンの間主観性	90	文化的アイデンティティ
72	内的作業モデル (internal working model)	91	文化と文化伝達
73	仲間入りのルール	92	ペアレント・トレーニング
74	仲間関係の (母子関係からの) 派生説	93	ボウルビイの情動発達論
75	仲間関係の (母子関係との) 並行発達説	94	母子分離 (マターナル・セパレーション)
76	泣き・ぐずり・なだめの行動系列	95	ポスト・トラウマティック・プレイセラピー
77	ニューヨーク縦断研究 (トマトとチェス)	96	ホスピタリズム
78	認知と情動のフーガ	97	マターナル・デプリベーション (母性剥奪)
79	認知の「情動主導モデル」	98	マタニティブルーズ
80	バークレーのいう行動抑制の障害	99	マルティプル・マザリング
81	バスとプロミンの気質論	100	難しい子ども (difficult child)
82	8 か月不安	101	無秩序・無方向型アタッチメント・パターン
83	発達初期の情動行動	102	目に見える集団、目に見えない集団
84	母-乳幼児心理療法	103	免疫づくり的アプローチ
85	ハリスの集団社会化理論	104	モラトリアム
86	反応性愛着障害	105	指さし
87	人見知り	106	予防教育的アプローチ
88	表象モデル	107	離散的情動

d. 「言語発達とその支援に関する科目」キーワード

1	一語発話	23	言語発達と脳構造
2	一般的出来事表象	24	言語発達の社会的・文化的側面
3	意味論、意味の発達	25	言語発達の生物学的・神経学的基礎
4	韻律知覚	26	言語領野 (ブローカ領野・ヴェルニッケ領野)
5	絵本場面での話しかけ	27	語彙獲得の制約
6	音韻意識	28	語彙の爆発期
7	音韻知覚	29	構音の誤り・構音障害
8	会話の能力	30	構音発達
9	過拡張的使用	31	語義語用障害
10	語り (ナラティブ)	32	国語教育と他国語教育
11	緘黙	33	ことばの遅れ (言語発達遅滞)
12	規準喃語	34	ことばのテスト絵本
13	吃音	35	語用論、語用論的アプローチ
14	共同注意	36	三項関係
15	言語獲得支援システム (LASS)	37	CDS (子どもに向けられた発話、matherese、育児語)
16	言語獲得装置 (LAD)	38	失語症 (ブローカ失語、ヴェルニッケ失語)
17	言語獲得理論	39	ジャーゴン
18	言語障害学級	40	社会的交互作用説
19	言語聴覚士 (ST)	41	社会的参照
20	言語と認知の交互作用説	42	条件詮索反応聴力検査 (COR)
21	言語の局在論・脳の可塑性	43	象徴機能
22	言語の先駆的行動	44	書字表出障害 (Dysgraphia)

- | | | | |
|----|-------------------------------|----|---------------------|
| 45 | スクリプト | 64 | 反響言語（エコラリア） |
| 46 | 前言語期 | 65 | 表出語彙と理解語彙 |
| 47 | 第二言語習得の最適期 | 66 | フォーマット |
| 48 | 多語文での助詞の役割理解 | 67 | 普遍文法 |
| 49 | 談話（ディスコース）の能力 | 68 | プレリテラシー |
| 50 | 聴覚障害 | 69 | 文形成期 |
| 51 | 聴性脳幹反応検査（ABR） | 70 | 文法発達 |
| 52 | 伝統的治療観と現代的支援観
（言語発達支援における） | 71 | 平均発話長（MLU） |
| 53 | 電報体発話 | 72 | 保育場面での支援 |
| 54 | 道具的コミュニケーション | 73 | 補助代替コミュニケーション（AAC） |
| 55 | 特異的言語発達遅滞（SLI） | 74 | メタ言語 |
| 56 | 読字障害（Dyslexia） | 75 | やりとり遊び |
| 57 | 喃語 | 76 | 有意味語 |
| 58 | 難聴（感音性難聴、伝音性難聴） | 77 | 指さし |
| 59 | 二語文・二語発話 | 78 | 読み書き能力（リテラシー） |
| 60 | 乳幼児のテレビ視聴 | 79 | 読み熟達過程 |
| 61 | 脳の側性化 | 80 | ラテラルリティ（laterality） |
| 62 | バイリンガル | 81 | ろう文化と手話 |
| 63 | 初語・始語 | 82 | 話題や意図の共有 |

e. 「育児・保育現場での発達とその支援に関する科目」キーワード

- | | | | |
|----|-----------|----|----------------|
| 1 | 預かり保育 | 22 | クラス集団の発達 |
| 2 | 育児不安 | 23 | アドボカシー（権利擁護） |
| 3 | 育児負担感 | 24 | 合計特殊出生率 |
| 4 | 一時保育 | 25 | 子育てサークル |
| 5 | 逸話記録法 | 26 | 子ども家庭支援センター |
| 6 | 異文化接触 | 27 | 子ども家庭福祉 |
| 7 | 園環境 | 28 | 子ども観 |
| 8 | 園内研修 | 29 | 子ども・子育て応援プラン |
| 9 | 親子関係診断テスト | 30 | 最恵モデル |
| 10 | 親性 | 31 | 参与観察 |
| 11 | 核家族 | 32 | 自己主張 |
| 12 | 家庭支援 | 33 | 自己抑制 |
| 13 | 家族療法 | 34 | 事象見本法 |
| 14 | 家庭的保育者 | 35 | 自然観察法 |
| 15 | 加配保育士 | 36 | しつけ |
| 16 | 感覚遊び | 37 | 実験的観察法 |
| 17 | 関係論的視点 | 38 | 質問紙法 |
| 18 | 気になる子 | 39 | 児童館 |
| 19 | 基本的生活習慣 | 40 | 児童虐待の防止等に関する法律 |
| 20 | 共感的理解 | 41 | 児童相談所 |
| 21 | 共同性 | 42 | 社会的動機 |

43	集団の中での発達	77	ファミリー・サポート・センター
44	集団療法	78	父性
45	巡回発達相談	79	ベビーシッター
46	障害児等保育	80	保育観
47	少子化	81	保育カンファレンス
48	生育歴	82	保育者研修
49	精神年齢	83	保育者の成長
50	正統的周辺参加論	84	保育者の専門性
51	世代間伝達	85	保育所保育指針
52	ソーシャル・サポート	86	保育所児童保育要録
53	達成動機	87	保育内容
54	多文化保育	88	放課後児童クラブ
55	男女共同参画社会	89	保健衛生的支援
56	地域環境	90	保健所
57	地域支援/地域支援連携	91	保健センター
58	知的好奇心	92	母性
59	治療・療育歴	93	母性観
60	治療モデル	94	保幼小連携
61	ティーム・ティーチング	95	未就園児保育
62	特別支援教育	96	夜間保育
63	内的作業モデル (internal working model)	97	有能感
64	仲間関係	98	幼稚園教育要領
65	日誌法	99	幼稚園幼児指導要録
66	虐待	100	幼保一体化
67	乳幼児健康診査	101	予防介入的支援
68	パートナーシップ		
69	排泄訓練		
70	発達検査		
71	発達観		
72	発達期待		
73	発達支援		
74	発達の危機		
75	半構造化面接		
76	病児保育/病後児保育		

指定科目キーワードについては、「臨床発達心理学の基礎」、「認知発達とその支援」、「社会・情動の発達とその支援」、「言語発達とその支援」、「育児・保育現場での発達とその支援」ごとに掲載した。複数の領域で重複したキーワードがある。

3. 2015年度一次審査（筆記）の結果の概要と問題例

a. 2015年度基本タイプの筆記試験の得点分布

試験Ⅰと試験Ⅱそれぞれの得点分布に基づいて合否を判定した。

試験Ⅰと試験Ⅱの得点の平均、SD、最高点、最低点は次の通りであった。

試験Ⅰ（満点は500点）：平均点314.9（SD59.9）、最高点450、最低点70

試験Ⅱ（満点は100点）：平均点 63.3（SD10.4）、最高点80、最低点10

b. 2015年度基本タイプの筆記試験の問題例

試験Ⅰ

【心理学と発達心理学の基礎】

生まれてから死に至るまでの生涯にわたる発達についての現代的な考え方に関するA—Eの正誤を判断し、正しい組み合わせを、1—5から一つ選びなさい。

- A. 生涯発達には持続する面とある時点で新たに生じる面が混在する。
- B. 生涯にわたる発達変化には固定的な順序性と方向性がある。
- C. 発達の上の水準に上っていく（獲得、成長）だけでなく、喪失（衰退）の面もある。
- D. 個人発達は生得的な規定性のもとにあり、経験や教育の影響は考慮する必要はない。
- E. 成達は歴史的・文化的条件に大きな影響を受ける。

	A	B	C	D	E
1.	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
2.	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
3.	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
4.	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
5.	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

【認知発達とその支援】

次の文の（ A ）—（ D ）に入る語句の組み合わせとして、もっとも適切なものを、1—5から一つ選びなさい。

日常的な出来事や（ A ）に関する知識のことを（ B ）という。（ B ）の獲得により、過去の出来事の再生が容易になり、（ C ）記憶の形成が促されると考えられている。近年では、（ B ）を発達支援や（ D ）に用いる方法も開発され、一定の効果が確認されている。

	A	B	C	D
1.	意味の内容	スキーマ	宣言的	運動の支援
2.	学習の結果	エピソード	手続き的	コミュニケーションの支援
3.	行為の手順	エピソード	自伝的	運動の支援
4.	行為の手順	スクリプト	自伝的	コミュニケーションの支援

5. 意味の内容 スクリプト 手続き的 コミュニケーションの支援

【社会・情動の発達とその支援】

次の文の（ A ）—（ D ）に入る語句の組み合わせとして、もっとも適切なものを、1—5から一つ選びなさい。

対人場面における（ A ）の結果として現れた行動を適応的なものにするか否かには、（ B ）の適切さが関係している。（ B ）の（ C ）のステップにおいて、攻撃的な子どもは他者の意図の曖昧な侵害行動を、敵意からなされたものと帰属しがちである。（ A ）を適応的なものとするか否かの背景には、（ D ）の制御の適切さも重要な役割を果たしている。

	A	B	C	D
1.	社会的学習	認知的葛藤	符号化	情動
2.	社会的問題解決	社会的情報処理	解釈	情動
3.	社会的スキル	社会的情報処理	目標設定	認知
4.	社会的問題解決	認知的葛藤	解釈	認知
5.	社会的学習	社会的情報処理	符号化	行動

【言語発達とその支援】

次の文の（ A ）—（ D ）に入る語句の組み合わせとして、もっとも適切なものを、1—5から一つ選びなさい。

象徴機能は、言語機能の中核をなし、（ A ）によれば生後ほぼ1歳半頃、感覚運動期の最後の段階にイメージや（ B ）といった形でも出現する。（ C ）が現前しない状況においてそれを表現するところに大きな力を発揮し、象徴機能の発現と共に言語獲得が急激に進むだけでなく、（ D ）、描画行動等を生みだしていく。

	A	B	C	D
1.	ヴィゴツキー（Vygotsky, L. S.）	延滞模倣	指示対象	運動遊び
2.	ピアジェ（Piaget, J.）	自己中心語	モデル	運動遊び
3.	ピアジェ（Piaget, J.）	延滞模倣	指示対象	象徴遊び
4.	ヴィゴツキー（Vygotsky, L. S.）	自己中心語	モデル	運動遊び
5.	ピアジェ（Piaget, J.）	自己中心語	指示対象	象徴遊び

【育児・保育現場での発達とその支援】

幼保小連携に関する次の記述のうち、もっとも適切なものを、1—5から一つ選びなさい。

1. 小学校の低学年に「生活科」が設置された理由の1つは、幼児教育との段差を小さくすることであった。
2. 「小1プロブレム」とは、小学校に入学した子どもがなかなか友だちを作ることができず、いつまでも孤独なままだることをいう。
3. 幼稚園・保育所と小学校との段差には、お互いの教育目標や方法、評価の考え方の違いが大きく影響しているため、その接続を円滑にしていくことが幼保小連携の目的の一つである。
4. 幼稚園・保育所と小学校の段差に比べると小学校と中学校の段差は小さいため、小学校と中学校との連携事業は行われていないが、今後の課題ともなっている。

5. 幼稚園・保育所と小学校との接続を円滑にしていくためのプログラムはリンクプログラムと呼ばれ、すでに多くの自治体の教育委員会で実施されている。

【臨床発達心理学の基礎】

発達支援の技法と理論に関する次の記述のうち、もっとも適切なものを、1—5から一つ選びなさい。

1. カナー（Kanner, L.）は、自閉症児のコミュニケーションに関する治療プログラムとしてTEACCHを創案した。
2. モンテッソーリ（Montessori, M.）は、知的障害児の早期発見・早期治療を唱えた。
3. 感覚統合療法は、理学療法士であるエアーズ（Ayres, A. J.）が開発した知的障害のための療育法である。
4. 行動分析学は、ソーシャルスキルを獲得するための理論であることから、対象年齢は青年期以降である。
5. インリアル法は、大人と子どもが相互に反応し合うことで学習とコミュニケーションを促進するアプローチである。

試験Ⅱ

障害のある児童生徒等に対する教育を小・中学校で行う場合の「合理的配慮」について、その基本的な考え方、および実施上の留意点について、500字以内で述べなさい。

資料3

臨床実習ガイドライン

まえがき

この実習ガイドラインは、実習者とその指導にあたる大学院の指導教員ならびにスーパーバイザーが、実習の内容の構成、技能指導をどのように組み立てるべきか、そして安全な実習管理をどのように考えるべきかをまとめたものです。また実習生ならびに実習の指導教員およびスーパーバイザーが、このガイドラインを読んでいただくことによって、実習をとおして「臨床発達心理士」の資格で要求されているものが何かを理解していただくためのものでもあります。

ここには、「臨床発達心理士」の資格のもつ特徴が反映されています。そもそも、この資格は共通基準としての教育の質を明確に規定し、「臨床発達心理士」の教育内容をしっかり確保しようとするものであるだけでなく、各大学院のそれぞれの学問的自立を尊重し、各大学院の臨床発達の活動の能動的活発化を期待し、尊重するものであるという精神を、具体化してきたものです。実習については、この後者の考えを尊重し、各大学院の専門性に応じた実習を期待しています。もちろん実習生には、広範囲の発達支援技能の習得を期待することが理想ですが、現実にはその大学院の特性に応じた実習を展開することの方がはるかに内容充実が期待できると考えられます。そこでこの「実習ガイドライン」では、各大学院で、自ら責任の負える内容の実習を構成するための基準を示しました。なお資格の充実とともに、この内容を改変していく予定です。資格取得には、申請の年にもっとも近い発行日の「実習ガイドライン」をお読みください。

1. 実習の目的

発達支援の技能として習得すべきものには、大きく分けて、①具体的な技能としての形態をもっているもの（例：発達検査の実施、評価）と、②臨床活動の文脈の場に埋め込まれていて活動に参加しないと見えてこないもの（例：インテイクの実際）とがあります。実習では、知識的な教育では得られないものの体験的習得が目指されます。若い院生にとっては、現場での経験がなければ得ることのできないものを得るなかで、①のような中心的な技能だけでなく、②のような周辺の細かな技能（例えば施設管理者に自分が遭遇した事態を説明するかどうか等）をも習得する機会が与えられます。

この実習ガイドラインは、それぞれの大学院が準備すべき基準を定めたものです。実習の目的は、発達支援の中心的な技能とともに周辺の細かな技能の習得ですが、個々の院生の資質やそれまでの教育条件は当然さまざまであるため、その実習生に応じた特別のプログラムを加えていただくことも必要です。そのことを大学院の指導教員が考慮し、適宜必要な実習を組み入れて、資格希望者にとって意味のあるものになるよう実習の機会を工夫していただきたいと思います。

<補足：特別な実習プログラムの必要な例>

例えば発達検査は、学部等の基礎実験、初等実験等で経験していても、障害や困難をかかえたケースを対象とした実習をしていないなら、発達臨床の現場では問題の査定に用いることができないことが多いといえます。またたとえ乳児用、幼児用の発達検査を知っていても、保育所や幼稚園の現場ではむしろ観察による発達アセスメントが必要になることもありえます。そうした現実の視野のなかで、基礎技法を学ぶことが必要であり、具体的な実習プログラムでは、対象領域と年齢に応じた実習内容を構成することが必要です。これについては資格制度の発展とともに、より体系化されたプログラム

例が用意される必要性が認識されています。

2. 臨床実習の要件

2.1 制度上の原則

「臨床発達心理士」の資格には、合計200時間以上の臨床実習が必要です。それが資格申請の基準であり、またその内容指導の責任ならびにその認定は、実習生が指導を受ける大学院の教員がもつことが原則になっています。なおその実習生の所属分野は必ずしも、発達心理学に限られませんが、実習されるべき内容は臨床発達心理学です。

2.2 臨床発達心理学の定義

臨床発達心理学とは、以下のように要約できます。

人の生涯にわたる、生活文脈の場の中で起こりうる、さまざまな兆候・問題・障害を包んだ（インクルーシブな視点を持った）時間的・発生的な過程から、人間の心的機構の解明を行い、また、そのことを通して、具体的な発達支援の方法論の検討を行う人間探究の領域、それが「臨床発達心理学」です。

すなわち、臨床発達心理学は、発達過程のさまざまな兆候や問題や障害をとおして、人間の心理的メカニズムに迫ろうとするものであり（問題・障害から人間へ）、そのことから、更により適切で効果的な兆候や問題や障害への支援をするものです（人間から問題・障害へ）。問題や障害のない人間だけを見るよりも、兆候や問題や障害を持ち生活の中で生きてゆく人間を見ることによって、より深く人間の本質に迫れるであろうし、人間への深い洞察なくしては発達支援はありえないと考えられるからです。なお、対象者は、発達障害児・者だけではなく、健常な発達の範囲であっても、発達支援が必要な人々も含まれます。

2.3 臨床発達心理学の専門的スキル

Iの4.「臨床発達心理士に求められる専門的スキル」(p.4)を参照。

2.4 実習の時間配分と指導の形式

実習は、合計200時間になれば構いません。また複数の施設等での実習時間を合算しても構いません。ただし必ず、大学院の指導教員から実習についてガイダンスを受け、教育的指導を受け、またトラブル回避についてその教員に責任をもっていただくことが必要になります。実習A型の時間配分の目安は、①オリエンテーション10時間以上、②観察実習10時間以上、③アセスメントの実践または陪席10時間以上、④発達支援の実践100時間以上、⑤事後評価（カンファレンス等）10時間以上とすることが望ましいです。支援の実践に十分時間をかけてください。実習B型の場合はこの限りではありませんが、バランスよく実習が体験できるようにしてください。実習修了見込申請の場合でも、発達支援の実践が十分実施されていることが必要です。実習先については、実習生が所属する大学院の指導教員が設定し、その施設との関係の調整を行うこととなります。また他の大学院の教員や臨床家が実習生の指導を担当する場合にも、最終的な証明責任は、実習生が所属する大学院の指導教員がもつこととなります。

なお、十分な臨床実習報告書を作成するためには、見込みであっても申請時点で実習総時間数が120時間以上あることが望まれます。

2.5 スーパーバイザーの依頼

指導教員は、実習生のスーパーバイズを行います。ただし発達臨床の経験が少ない指導教員は、発達臨床の経験のある方に、スーパーバイザーとして実習指導を依頼することができますし、それが望まれます。その場合スーパーバイザーには臨床発達心理士スーパーバイザー有資格者、臨床発達心理

学に関して十分な経験と実績を有する臨床発達心理士有資格者、あるいは5年以上の発達臨床の経験がある人に依頼してください。フィールドでの実習のときに、いったいだれがスーパーバイザーになるかは、重要だといえます。その際に、例えば保育・教育についての現場的経験の指導だけでなく、発達の兆候・問題・危機や病理についての具体的指導ができる人物に依頼することが望まれます。すなわち、スーパーバイザーの役割は臨床実習の指導であり、単なる事例報告書等の書き方指導ではないということです（p.31～32、p.39～40参照）。したがって、スーパーバイザーに指導を依頼する際には、指導に関する日程・回数・謝礼の有無・金額等について事前に確認することをお勧めします。なお、実習に関わる申請書類では、指導教員とスーパーバイザーの証明が求められます。指導教員以外の方が実習のスーパーバイザーになった場合でも、実習の最終責任は指導教員にあるとみなされますので、指導教員にも報告書を見てもらってください。

2.6 実習と認定されるもの

実習の認定は、ただ発達検査をただけとか行動観察をただけでは認められず、また通常の学級での普通の教育実習、保育実習でも認められません。具体的な「発達支援の現場」への参加が必要です。求められていることは、発達支援の活動の一部に、周辺のでも責任をもって参加し、現場でしか学べない活動に関わって、支援対象者への適切な関わりを学ぶことです。

なお、臨床実習は、必ずしも大学院の授業単位である必要はありません。実習生が開拓した実習先や修士論文作成時に関わった事例でも、次の①②の条件を満たしていれば臨床実習として認められます。

①「臨床実習ガイドライン」に基づいた内容であること。

②その内容指導の責任ならびに認定は、実習者が指導を受ける大学院の指導教員が持つこと。

また、現職者で大学院修士課程在学中の方の在学期間中の職場での臨床経験（常勤・非常勤を問いません）は臨床実習時間に換算して100時間分だけ認めることができます。在学期間以外の臨床経験については、申請の前年度から10年前までのもの（2016年度申請の場合は2006年度以降のもの）に限って、臨床実習時間に換算して100時間分だけ認めることができます。これらの臨床経験を臨床実習時間に換算する方法は、Ⅱの1.1のc.「臨床経験の臨床実習への換算方法」（p.8～p.9）のとおりです。いずれの場合もスーパーバイザーの指導を受けていること、在職証明がとれるものであることが認定の条件となります。学部生時代のアルバイトは臨床経験とみなされませんので注意してください。

2.7 実習内容の構成—とくに指導教員の方々のために

大学院の指導教員には、実習内容の構成についても責任をもっていただきます。この場合当然のことながら、発達支援の対象者の支援ニーズに応えた活動を優先する必要があります。そして、支援プログラムは、たとえば問題を持った子どもへの支援の場合、子どもへの直接対処ばかりでなく、親の力を支えることを目指すもの等いろいろな選択がありえることから、実習生の力量や、実習に対する管理体制との関係から適切な実習プログラムを選定していただきたいと思えます。

3. 支援への責任とトラブルの回避

3.1 臨床的関係の考え方

臨床活動は、対象者との関係に配慮が必要な領域です。そこで、例えば相談室や支援室のようなクリニックの場合には、その場所そのものによって「臨床的な関係」が自ずと生まれてきて、ある程度の臨床的関係が確認されていきます。しかし例えば保育所や幼稚園のようなフィールドでは、場所という外側の枠組みから「臨床的な役割関係」が生じてくることはありません。発達支援の活動と個人的なインフォーマルな関係との境目ははっきりしないため、意識して「臨床的な関係」を作るようにしないと、誤解やトラブルが起こることが危惧されます。

したがって支援開始の時点で、対象者にどのような支援をすすめるのかを説明し了解をえることが必要ですし、また対応できない問題には支援ができないことを述べておかねばならないこともあります。さらには検査を行う場合や、アセスメントのためにビデオを使うとき等は、その目的や情報の活用範囲等の説明が必要ですし、保護者等へのフィードバックにも配慮が必要です。

実習生は、そうした「臨床的な役割関係」がはっきりしない臨床的活動の一部に参加する場合もあるでしょう。そこで実習生がなす小さな配慮のなさが、支援対象者の支援全体への信頼をなくしたり、被害を感じさせることがあります。発達支援というものの責任と、その関わりの中での倫理性についても実習の機会に理解をすすめることが必要ですし、必要に応じて、実習生の役割や活動内容を現場に説明することでトラブルを回避することが望まれます。

臨床発達心理士として遵守すべき事項は「臨床発達心理士倫理綱領」(<http://www.jocdp.jp/kiko/org/04.html>)に示されていますので、実習生はそれを実践的に身につけるように努めてください。

3.2 臨床的実習の原則—実習生と実習指導者のために

以下では発達支援であるがゆえに重要とされる実習の原則をまとめます。

(1) 対象者の尊重

実習は、その院生の実力に応じた発達支援を行えばよいといえます。もし対象者の状況が予想以上に深刻である場合には、ただちに実習を中断しその対象者の問題解決を優先しなければいけません。

(2) 実習の管理体制

実習生の行為の責任は、当該の実習生だけでなく、その実習を指導する大学院全体にまで及ぶことがあります。その大学院と、実習担当教員、スーパーバイザーを含めた周囲の管理責任者は、実習生の活動に十分な注意をもっていただき、責任ある体制をとっていただきたいと思います。保護者に対する説明はもとより、参加する子どもの事故回避への工夫も必要でしょうし、損害保険に入っておく等も必要でしょう。

(3) トラブルを予見し配慮した対応

しかし注意していても、予見できないトラブルが実習中に起こりえます。深刻な心理的問題を抱えているケースを、そうと気づかずに対応することによって、予想もしないクレームが生じることもあります。少なくともそうしたトラブルの起こりうる病理像について事前に学ぶ機会を設けたり、予備的オリエンテーションで実習者のとるべき行動について指導しておく必要があります。

(4) 支援として対応すべき責任の範囲

誤解やクレームには、説明責任がでてきますが、しかしときには発達支援の及ばない問題が浮かび上がることもありうると思います。そのように自分の機関では対処しえない範囲の問題には、より適切な機関への紹介等が必要になります。それは倫理の問題であるだけでなく、対象者の権利を守り、法的な責任を果たすことにおいても重要といえます。そのためには、きちんと経過資料を残しておくこともトラブルの解決に役立つと思います。また相談的活動が中心になるとき、予め実習契約を結ぶときに、この支援では「対応しえない事態」もあること、支援を中断しなければならない場合もあることを伝えることも、起こりうるトラブルを予防する1つの方法です。

3.3 トラブル回避のために具体的にとれる方法—とくに実習生のために

発達支援は、さまざまな形で、対象者のためにアセスメントをし、見通し、コンサルテーションとしての言葉を伝え、また対象者への直接的教育的支援や、対処活動をすすめます。それらは対象者とその家族にとって大きな意味をもつこともあることから、極めてまれにですが支援対象者とトラブルになることもあります。そこでトラブルの回避は、実習生にとっても重要なポイントとなります。

(1) 報告と監督の大切さ

まず実習生は、スーパーバイザー（または指導教員）に、定期的の実習活動の内容（支援内容やその周辺の経過）について報告をし、自分自身では見通しの立てられない問題には必ず適切なアドバイ

スを受けてください。スーパーバイザー（または指導教員）は、実習の進行を把握しておく必要がありますし、また万一トラブルになったときには、スーパーバイザー（または指導教員）が実習生に代わって事態の解決にあたっていく必要もあります。なおスーパーバイザー（または指導教員）は、支援内容の監督だけでなく、その活動についての法的な証人でもあるといえます。

(2) フィードバックの仕方への配慮

次に実習生に配慮してほしいことは、自分が適切だと思って対象者や保護者に話すことが、必ずしも相手に受け入れられるものではないことに注意してほしいということです。とくに診断内容や、発達の査定結果、施設の紹介等が、ときには親や家庭に大きな意味を持つことがあります。ことに障害をもつことについて親や家族は、受け入れることが困難なときもありえます。またときには問題が見えにくいこともあります。幼稚園等での集団において浮かび上がる問題も、軽度であれば親子の1対1のやりとりでは見えてこないことがあるのです。そんなときは対象者の保護者は拒否的になることすらありえます。そこで実習では、診断や発達の問題の説明など深刻度の高い問題は、指導的役割の専門家（指導教員やスーパーバイザー等）にまかせて、実習生は、むしろそのときの親等との対応の仕方や説明の仕方を学ぶようにしてほしいと思います。

(3) クレームへの一貫した対応と説明

ごくまれに、思いがけないことで強いクレームを言う人に臨床の場面で出会うことがあります。たとえそのクレーム内容が誤解だとしても、相手は支援者側の説明を聞かないということもあります。そのような場合には、支援内容、対応内容については記録をとるとともに、スーパーバイザー（または指導教員）との相談が必要です。一般に、クレームの当事者には一貫した的確な対応が必要です。もしそのような相手との対応について経験が少ないときは、ただちにより経験豊かな専門家に相談することをお勧めします。なお実習に先だって、予備的に、例えば境界性人格障害のケース等の対応について、具体的な対応方略やケース紹介等を知っておくことが良いでしょう。

4. 実習の内容

4.1 実習の形態

(1) クリニックでの実習、フィールドでの実習

実習機関には、発達相談室での直接的な対象者への対処を中心とした支援もありますし、保育所や幼稚園等のフィールドでのコンサルテーションを中心とした発達支援もあります。

(2) 実習で扱うことのできる問題

実習で扱うことのできる問題には、次のような広い問題があります。まず明確な診断名をもたない、経過的な発達的問題である可能性のある困難への支援も発達支援の中に入れられます。このような場合を〈典型発達への支援〉と呼びます。また発達障害のように診断名をもち、長い期間にわたっての教育プログラムが必要なケースへの支援も発達支援といえます。これを〈非典型発達への支援〉と呼びます。支援内容は、特定されるものではなく支援に適切なものであればいろいろあげられます。

4.2 臨床発達心理士に必要な技能の習得

この実習で求められている学習の内容についてももう少し詳しい説明をしましょう。

(1) 支援活動への姿勢

実習のなかでは、保護者等と相談のできる共感的な関係を作り出すことを学びます。また臨床活動の過程では、支援する側が何を働きかけて、対象者にどう変化をもたらしたのか、またその変化をどう評価しえたのかを、実習者は、意識的にとらえ学ぶことになります。

(2) 実習に先立つオリエンテーション

さまざまな障害や問題の診断的特徴、病理、発達支援的手段、ケースへの配慮等について予備的に理解を深めるため、事前学習に参加し、指導を受けます。実習生はこのガイドラインを事前に読み、

実習の目的、実習の意義、責任とトラブル回避、実習の内容に関する全般的認識を持った上で、指導教員によるガイダンスを受けてください。とくにスーパーバイザーを実習現場の専門職の方に依頼する場合は、事前オリエンテーションまたはその後で、指導教員とスーパーバイザーのあいだでの引き継ぎをする必要があります。指導教員がその責任として行う部分と、実習先のスーパーバイザーに依頼する部分があるためです。事前オリエンテーションは実習先で実習生が、場当たりの対応をすることなく、十分な事前知識を持ち、真摯な態度で実習に臨めるようにします。なお事前オリエンテーションは実習時間に含まれます。具体的には、実習先のクリニックやフィールドに即した予備的理解を深めるように、以下の点を押さえたオリエンテーションをすすめてください。

- ①**基本的な態度**：実習にあたっての基本的知識・態度として、実習先の職員や、対象児やその保護者との関わり方について、実習先の方針に従った振る舞いについての共通認識を持つことが必要とされます。
- ②**担当する役割**：実習参加の具体的目的や内容を設定します。事前に対象児が決まっている場合は、その事前情報（生育歴、発達の様子、問題点、実習先での発達援助の方針等）も把握しておく必要があります。また、実習生としてどこまで参与するのか、参与観察か、特定の場面や特定の行動に絞って、関わっていくのかの具体的話し合いが必要とされます。
- ③**予備知識の充実**：実習での対象児・者の理解を深めるために、関連図書や文献の購読についても指導を受けてください。とくに様々な障害や問題の診断的特徴、発達に関する知識、発達支援の方法等を知る必要があります。
- ④**実習記録**：実習記録については、日時・実習時間・場所・実習内容・感想・スーパーバイザー講評欄等を入れて、書きやすい基本書式を作り、毎回必ず記入し実習記録を残すようにしてください。

(3) インテイクの実際または観察実習

クリニック等では、インテイクの内容（事例の範囲の扱い、情報の収集）等について学びます。

<扱えない事例に対する見通し・見極めをつけること>

インテイク面接では、自分の機関で対応しえない事例と対応すべき事例とを振り分け、扱えない事例に対しては適切な機関を紹介することから始められます。扱えない事例に対して他の機関を紹介することはむしろ適切な行動なのですが、その辺の見通しを立てることがインテイクの過程で必要な技能です。実習生がインテイクそのものを担当することは適切ではありません。インテイクのなかでどのような対応をすべきかは知ってよいものといえます。インテイクを体験できない場合は、対象者を観察する視点について学習してください。

(4) 発達アセスメント

認知発達、言語発達または社会・情動発達についてのアセスメントを、検査または行動観察を通して実施し、そこからそのケースの理解をすすめて、どのような直接的対処、またはコンサルテーションをすべきかを学びます。次に参考になるような査定方法についてあげてみます。

<発達検査> 新版K式発達検査2001、日本版デンバー式発達スクリーニング検査等

<知能検査> WPPSI、WISC-IV、田中ビネーV、K-ABC II、DN-CAS等

<言語発達検査> ITPA 言語学習能力診断検査、絵画語彙検査等

<人格検査> TAT、MMPI等

<行動観察からのアセスメント> 行動観察のデータに標準化された情動発達尺度等を用い、行動から関係性の発達の様子等を査定します。

(5) 子どもへの対処・親や周囲の人々へのコンサルテーション

実際の子どもへの直接的教育プログラムの実施や、子どもを取り巻く保護者・保育者等へのコンサルテーションに部分参加したり、陪席したり、あるいは説明を受けたりして、ケースへの発達支援の活動に、いわば周回の参加をすすめます。発達支援は、目前の問題をただちに解決する場合と、長期的な視点をもつ場合とがありますが、後者はとりわけ重要な視点といえます。支援者は子どものより長い期間の発達を視野に入れた支援の見通しを立て、保護者や、保育専門家に説明しながら具体的支

援を位置付けて考えていくことが必要です。そうすることによって、保護者や保育専門家は目前の問題だけでなく展望をもって子どもへの日々の支援が可能となるといえます。

ここでは、そうした支援の内容について簡単に概観してみましょう。

<子どもへの支援>

大人は子どもの発達の最近接領域に合わせ、徐々に「足場をつくり」そして子どもの発達に合わせ、再び徐々に「足場をはずして」いき、子どもが自立的にまた、主体的に人や社会・文化と関わることを支援していきます。

実習はこのような過程に参加していくことといえます。つまり、その子どもの発達の最近接領域は何かを判断し、具体的な支援上の課題を選びます。そして、その課題を子どもがどのようにして、自立的に習得できるかの手続きを考え、実行します。指導の形態は個別指導、小集団指導等、クリニック内部での発達支援もありますが、子どもの生活している場の家庭でのホーム・プログラム、園等へのクラス・プログラムに関するコンサルテーション等、クリニックの場以外での発達支援もあります。

はじめは、実習者は観察から始め、徐々に課題の一部を担当するようにします。保護者との面接にも陪席することもあります。指導の後には、指導についての反省や、子どもの行動についての考察、次回の目標や方法について、スーパーバイザーによるカンファレンスに参加します。カンファレンスは毎回行うこともありますし、指導のはじめ、中間、最終と定期的に行う場合もあります。

<家族への支援>

子どもたちの発達上の問題は、子育てに関わる保護者の問題そのものといえます。子どもに何らかの発達の困難さがあるので、育児が思うようになかったり、また場合によっては保護者や家庭環境が子どもたちの発達上の問題を作り出していることもありうるでしょう。家族支援の基本は、日常生活での子どもの問題を配慮した生活環境を整えること、また子育てで保護者が困惑している問題の整理や助言を行うことに大別されます。

保護者に対しては、今後の子どもの発達の中で生じる可能性のある問題にどのように対処していくのか、どこに支援を求めるのかも含め、子育ての中でその時々で最善の選択ができるような気持ちと姿勢を持ってもらえるよう支援します。

実習では多くの場合、相談活動に陪席することになります。その際、面接のようすを記録し、限られた時間で面接がどのように展開したのか、やりとりの中でどのような関係性を読み取ることができたのかを分析解釈し、後でスーパーバイズを受けるようにしましょう。

<保護者等へのカウンセリング>

家庭等では、多くの場合子どもに対する直接的働きかけは保護者等によってなされます。そこで保護者の働きかけが、子どもの養育として適切かどうか、また、養育の担い手として心から子どもに関わっているかどうか等も問題になると思います。発達の専門家は、支援内容の提案ばかりでなく、その支援が保護者にとって実現可能かどうかを見極めていかねばなりません。現実には、提案される支援内容自体は妥当なものであっても、保護者の実際の働きかけを困難にする場合があります。そのようなときにカウンセリング的関わりが必要になってきます。

例えば、保護者に育児ストレスが高くなっている場合や、子どもの将来について漠然とした不安を持っている場合、そもそも子ども自身を受容することができないといった悩みを抱えている場合等です。このような場合、保護者に対するカウンセリングが必要となってきます。

カウンセリングをすすめるにあたっては、まず保護者の言葉に十分耳を傾け、保護者の置かれている状況を理解することが重要となります。問題の背景を理解しないまま、一方的な提案を行ったり、自分の意見を述べることは、時として保護者のストレスを増加させるばかりでなく、問題を一層複雑にする危険性があります。また、保護者の抱える問題が何らかの深刻な精神的問題・障害に基づくと考えられるような場合には、精神科医等の他の専門家に診断を依頼したり、他の専門家と連携する中でカウンセリングをすすめることが必要になってきます。

実習においては、大学院生が実際に保護者に対するカウンセリングを行うというよりも、カウンセリング場面に陪席したり、カウンセリングのすすめ方等についての説明を受けるということが中心になると考えられます。その際、現在行われているカウンセリングが、どのような目的のもとに行われているものなのかを理解すること、単に保護者に対する表面的な対応の技術を学ぶのではなく、保護者の置かれている状況と抱えている問題の性質と程度を捉えた上で、人とかかわるという姿勢を身につけることが重要となってきます。

<保育専門家へのコンサルテーション>

保育所や幼稚園等の集団保育において、保育者が気になる子ども、あるいは問題とする子どもについて、その問題状況を臨床発達心理学に基づく支援者として把握するだけでなく、保育者が気づいていない様々な問題をも捉え、それらの問題に対する具体的な対応を支援していくことが、保育専門家へのコンサルテーションとして求められています。

ここでは、まず保育専門家が捉えている問題を聞くことからスタートします。そして必要に応じて、直接に子どもの保育場面における行動を観察したり、ある障害が予測される場合には何らかのアセスメントを実施したり、その現場に関わるいろいろな立場の人（主任、園長等）、さらには保護者との面接等も行っていくことになります。これらを総合して、その子どもの問題状況が、①一過性のものか発達の危機を含んでいるのか、②その子ども自身にあるのか、子どもを取り巻く家庭環境や保育環境にあるのか等、問題の所在を明確にした上で、③具体的な対応を日々の保育の中に位置付けて助言していくことが基本となります。すなわち、子どもが関わる環境、とくにモノのあり方、活動空間のあり方等の物理的環境と、活動の時間や集団や素材の構成・組織、保育専門家の関わり等、社会的・人的環境の両面から、短期的に実現可能な方法や支援プログラムを準備するだけでなく、長期的展望に立って支援プログラムを提供していくことになります。

(6) スーパービジョン

カンファレンスまたはスーパーヴィジョンを通して、支援活動に必要な教育を受けます。

<スーパービジョンのポイント>

まず実習者が事例の評価や指導目標、指導の課題の達成度等について報告を端的に行います。そして、指導の結果から対象者の行動の発達の意味について考察し、関わりや課題や方法が適切であったかについて、自己評価をします。その後、スーパーバイザーはその報告や自己評価について質問をします。それについてディスカッションをし、今後の指導の方針を話し合います。スーパーバイザーの最も重要な役割は、支援の課題や手続きが適切であるかについての吟味や、事例の様々な行動の発達の意味についての考察が適切であるかについてのコメントです。実習者一人では気づかない点をスーパーバイザーは気づかせるのです。

(7) 支援の効果についての評価

そのケースについて、支援の効果を把握する手法や、発達論的な支援の意味づけを学びます。

4.3 臨床実習報告書

ケースを直接担当した場合でも、また陪席等の場合のように間接担当した場合でも、臨床実習報告書のまとめ方を学ぶことは、記録としても、またケースワーカーや言語聴覚士等他の支援者との連携の上でも必要です。臨床実習報告書の書き方についても指導教員の指導を十分受けてください。臨床実習報告書には、テーマおよび報告者名、問題と目的、方法、結果、考察が含まれるように記述してください。

5. 実習計画の例示

以下では、2つの支援実習を例示しますが、そもそも発達支援の領域は多様であり、方法も多岐にわたります。そこで今後、多様な実習例示を追加していく予定です。ここではクリニックにおける臨

床実習と、保育所、幼稚園のようなフィールドでの臨床実習の例をあげてみることにします。

5.1 クリニック（リソースルーム）ベースの臨床実習

a. クリニックでの臨床実習の対象と目的

ここでは大学内や諸施設における「クリニック」に通所してくる発達障害児に対する臨床実習を想定しています。子どもの発達を評価し、発達支援を行う、「個別的直接介入」を中心にした実習と、子どもの生活する家庭や園等の場に対する「家庭・園とのコンサルテーション」も併行して行うことも含めた臨床実習が望まれます。

実習の目的としては、

(1) 障害のある子どもを見る観点、人間を見る観点を学びます。

①母親・家族と共に子どもを育てていく：共感的態度

②子どもの障害を客観的に見つめ、発達を促していく：分析的、科学的な態度

(2) 支援技法を学習します。

a) 子どもへの支援（IEP：個別教育計画）

①発達評価・診断手続き ②長期・短期目標設定 ③支援方法（個別・小集団指導）

④チームアプローチ、カンファレンス

b) 子どもの生活環境への支援（コンサルテーション）

①ホーム・プログラム ②クラスルーム・プログラム

(3) 臨床から人間の発達を考えます：臨床を通して発達のメカニズムに迫るという姿勢を学びます。

b. 実習例

(1) ケースと実習参加者

発達障害幼児3名（保育所・幼稚園に就園）、実習者6名（修士課程学生、1年目実習者3名、2年目実習者3名）、リーダー3名（博士課程後期レベル）、スーパーバイザー1名（非常勤）、指導教員1名（常勤）1チーム3～4名で3チームを構成。

(2) 年間スケジュール

週半日（1回4時間）を修士課程2年間（20ヵ月間、60週として）、大学内クリニックで実施（4×30週×2=240時間）。その他、園訪問等数回。

(3) 臨床指導スケジュール

a) クリニック・プログラム

・ 準備・打ち合わせ（1時間）

13:00～14:00：（プログラム案の検討、教材作成・準備、指導シミュレーション）

・ 子どもへの指導・母親への指導（2時間）

14:00～15:00（60分）：個別指導（認知、言語の学習等）

15:00～15:30（30分）：小集団指導（同程度の発達水準の障害児によるゲーム、おやつ場面等を用いた認知、言語・コミュニケーション指導）

15:30～16:00（30分）：母親指導・コンサルテーション（実施したプログラムの解説、家庭での様子の聞き取り、ホーム・プログラムの選定）

・ カンファレンス（1時間）

16:00～17:00：指導目標・方法の妥当性の検討。行動の発達の意味の検討。次回の指導の計画。学習会等。

b) ホーム・プログラム

母親と相談しながら、家庭での遊び、コミュニケーション、生活における発達の最近接領域課題を選び、シート（目的、課題、方法、記録欄の書かれたもの）を作成します。次回の指導までに家庭で実施・記録し、クリニックに持参します。

c) クラス・プログラム

半期（学期）に1回程度、園を訪問。園との関係がとれた場合、コンサルテーション、クラス・プログラムを実施します。

5.2 フィールドベースの臨床実習

a. フィールドでの臨床実習の目的

ここでは、フィールドベースの臨床実習について、導入、および育児・保育現場での実習例を示します。ただし、フィールドは多様であり、受け入れ機関の実情に即して臨床実習は適宜行われていくことになります。したがって、以下に示すような内容が臨床実習に含まれていることが望ましいというモデルとして示しています。また、支援対象者の実情に即して、実習の展開は臨機に修正・調整されていくことになります。

b. フィールドでの臨床実習への導入

- (1) 臨床実習のねらい
- (2) 具体的実習形態：①観察、②プレイ、③面接、④カンファレンス、⑤コンサルテーション、との組み合わせ
- (3) 実習の基本的考え方
 - ①実習者と指導者、大学院と受け入れ機関との関係等
 - ②実習内容の概要：多様なインテイクから問題の把握
観察・記録から分析・報告・フィードバック
陪席から部分参加・部分的支援へ
育児・保育現場における事例を通した臨床発達の検討
共同での準備・グループ検討による相互学習
- (4) 臨床実習にかかわる倫理

c. 育児現場での実習

(1) グループ支援（子育て支援センター、親子教室等）

実習：週1日（9時から12時、あるいは13時から16時）を2年間

- ・準備・打ち合わせ：30分
- ・グループ・セッション：1時間30分
- ・カンファレンス：1時間

(2) グループの一日の流れ

- ①準備・打ち合わせ
これまでの経過の確認・準備
- ②親子の遊び・子どもの遊びの観察（記録）
親子の遊び・子どもの遊びの臨床的保育
- ③親のグループ討議・個別的相談面接
- ④記録の整理・分析
- ⑤事例検討（個別、カンファレンス）
支援内容の検討・支援効果の評価・フィードバックの方法等

(3) 年間の流れ

- ①保育：保育観察→支援的かわり
視点：親子→家族関係・家庭福祉
親子それぞれの援助、家庭環境の評価、コミュニティとのかかわり
- ②親のグループ討議：陪席→部分参加
個別的相談面接：別室からの観察→陪席→部分参加（面接記録等）

- ③指導員によるスーパーヴィジョン：
 - ・ 支援実習レポート→実習者間での報告・ディスカッション
 - ・ 個別指導
 - ・ カンファレンスによる事例検討：陪席→補助的参加
- ④指導教員による指導：
 - ・ シミュレーションによるインテイク・面接
 - ・ 関連する臨床発達心理学の知見・文献紹介
 - ・ 個々の実習生の課題
 - ・ 臨床実習現場への実習報告

d. 保育現場での実習

(1) 保育所、幼稚園、乳児院等での臨床実習

保育現場実習：週1日（9時から16時）を1年間

- ・ 準備・打ち合わせ：30分
- ・ 保育観察：4時間
- ・ 保育カンファレンス・コンサルテーション：2時間30分
- ・ 集中的スーパーヴィジョン：1時間

(2) 一日の流れ

- ①準備・打ち合わせ
- ②保育観察（参加観察、記録）
- ③保育者からの情報収集
 - 子どもについての1週間の流れ
 - 保育者とのやりとり等
- ④保育カンファレンスへの陪席（補助的参加）
- ⑤記録による事例検討
- ⑥その他：コンサルテーションへの陪席／行事への参加実習

(3) 年間の流れ

- ①保育：保育観察→参加観察→支援的かかわり
 - 視点：子ども中心→保育・支援的かかわり
 - 間接的支援→直接的支援
 - 保育環境の吟味・評価→部分的設定
- ②現場での保育カンファレンス：
 - 担任保育者との話→保育カンファレンスへの陪席→補助的参加（→自立的参加）
- ③指導教員による指導：
 - ・ 臨床実習に臨むにあたっての諸注意
 - ・ 現場における保育観察の方法
 - ・ 記録の整理・分析・報告
 - ・ シミュレーションによる保育カンファレンス・コンサルテーション
 - ・ 関連する臨床発達心理学の知見・文献紹介
 - ・ 個々の実習生の課題
 - ・ 実習現場への実習報告

5.3 臨床実習とその報告書との関係について

臨床実習では、発達支援、すなわち支援を必要としている人々への発達の観点に基礎づけられた臨床的援助の技能実習がふくまれていなければなりません。上記のような実習から報告書を提出する場合、〈発達支援の実習〉の報告書であることが必要といえます。単に保育や育児そのものの観察や実習だけでは、その臨床実習報告書とはみなされないことにご注意ください。

資料 4

臨床経験の計算方法補足説明

まずは以下の条件に当てはまるかどうかを確認してください。複数の臨床経験をお持ちの方はそれらの合算で結構です。

- (1) 1年間（年度ごと）のうち10ヵ月以上の臨床経験がある
- ・いかなる場合でも10ヵ月以上の臨床経験がないと経験年数として認められません。
- 例 1：A施設にて2011年の4月～12月まで勤務（週に3日、1日につき4時間勤務）
- ・この場合は9ヵ月の臨床経験にしかなりませんので、他の臨床経験がない場合は「臨床経験なし」となります。
- 例 2：A施設にて2011年の1月～12月まで勤務（週に3日、1日につき4時間勤務）
- ・年度ごとの計算になりますので、2010年度3ヵ月、2011年度9ヵ月と換算され、他に臨床経験がない場合はどちらかの年度も「臨床経験なし」となります。
- 例 3：A施設にて2011年の4月～12月まで勤務（週に3日、1日につき4時間勤務）
B施設にて2011年の4月～7月まで勤務（週に3日、1日につき4時間勤務）
- ・A施設9ヵ月、B施設4ヵ月の臨床経験となりますが、A施設とB施設の経験が同時期に重なっており、トータルすると9ヵ月の臨床経験としてしか認定されないため「臨床経験なし」となります。
 - ・月数の計算は「のべ」では行わず、「実際の勤務月数」で行います。
- 例 4：A施設にて2011年の4月～12月まで勤務（週に3日、1日につき4時間勤務）
B施設にて2012年の1月～3月まで勤務（週に3日、1日につき4時間勤務）
- ・A施設9ヵ月、B施設3ヵ月の臨床経験が認められますので、「臨床経験1年分」として認定されます。

次に各日の経験が臨床経験として認められるかどうかについて以下の点をご確認ください。

- (2) 1日4時間以上の臨床経験がある
- ・基本的に1日4時間以上勤務していない日は臨床経験として認められません。
 - ・1日4時間勤務していなくとも、合計で月16時間勤務していると臨床経験として認められる可能性があります（p.58参照）。
- 例 5：2011年度にA小学校にて週に1日（1日に3時間）1年間を通してスクールカウンセラーとして勤務していた
- ・1年間（12ヵ月）勤務していますので（1）の条件は満たしますが、1日3時間の経験しかありませんので臨床経験としては認められません。
- 例 6：例5の仕事に加えて2011年4月～12月まで週に2日、B病院にて1日3時間カウンセラーとして勤務していた
- ・同じ日の勤務であれば例5と合算して1日の勤務時間が6時間となりますが、B病院での勤務が10ヵ月に満たないので（1）の条件を満たしません。両方の勤務を合算しても臨床経験は認められません。
- 例 7：2011年度の4～7月、9～12月、1～3月、月・水・金はC小学校で1日2時間、火・木はD小学校で1日2時間、スクールカウンセラーを勤めた
- ・1)の10ヵ月要件を満たしていますが、2つの学校での勤務が別の曜日のため1日4時間の要件を満たしません。
 - ・合算で月40時間勤務していることとなりますので、58ページを適用し「臨床経験1/3年分」と認定されます。
- 例 8：2011年度の4～7月、9～12月、1～3月、毎週月・水・金の3日間、E小学校で1日2時間、F小学校で1日2時間、スクールカウンセラーを勤めた
- ・1)の10ヵ月要件を満たしており、合算すると1日4時間以上の勤務時間がありますので「臨床経験1年分」と認定されます。

上記のように、同じ日に4時間以上（複数の勤務先でも可）勤務していることが求められるので、その点をよく確認してください。

ここで示された（1）（2）の2点が満たされているかどうかを確認した上で、各年度の臨床経験の計算へ進んでください。

資料 5

申請書類記入例

- ・ 臨床発達心理士資格認定申請書（基本タイプ用）2016様式（基） 1-1
- ・ 臨床発達心理士資格認定申請書（現職者タイプ用）2016様式（現） 1-1
- ・ 履歴書（現職者タイプ用）2016様式（現） 2
- ・ 指定科目履修・指定科目取得講習会受講自己申告書（指定科目別）2016様式（現） 3-1
- ・ 科目内容基準とシラバス内容の対応表：言語発達とその支援に関する科目 2016様式（現） 3-2
（4）「言語」

〈基本タイプの方も、以上の様式は概ね同様ですので、参考にしてください。〉

- ・ 在職証明書（A・B・Eタイプ用）2016様式（現） 4（1）
- ・ 在職証明書（Cタイプ用）2016様式（現） 4（2）
- ・ 臨床発達心理に関連する臨床経験内容一覧 2016様式（現） 5
- ・ 経験年数換算シート 2016様式（現） 6

臨床発達心理士 資格認定申請書 (基本タイプ用)

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構
代表理事 殿

2016年 9 月 1 日

申請者氏名 (自筆署名) 臨 発 心 美 (印)

私は、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構の定める臨床発達心理士の認定(修士課程修了(見込)者基本タイプ)を受けたいので、所定の書類及び認定審査料を添えて申請します。

ふりがな* 氏 名	りん はつ しん み 臨 発 心 美 1988年 6 月 30 日生		
ローマ字* (ヘボン式で記入)	(姓) RINHATSU ・ (名) Shinmi		
所属大学院* (修士課程)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">大学院研究科専攻名 ○○大学院○○研究科○○専攻</td> <td style="width: 40%;"> 修了証明書 <input type="checkbox"/>修了 <input checked="" type="checkbox"/>見込 指定科目単位 <input type="checkbox"/>修得 <input checked="" type="checkbox"/>見込 臨床実習 <input type="checkbox"/>修了 <input checked="" type="checkbox"/>見込 (どちらかの□に✓をつける) </td> </tr> </table>	大学院研究科専攻名 ○○大学院○○研究科○○専攻	修了証明書 <input type="checkbox"/> 修了 <input checked="" type="checkbox"/> 見込 指定科目単位 <input type="checkbox"/> 修得 <input checked="" type="checkbox"/> 見込 臨床実習 <input type="checkbox"/> 修了 <input checked="" type="checkbox"/> 見込 (どちらかの□に✓をつける)
大学院研究科専攻名 ○○大学院○○研究科○○専攻	修了証明書 <input type="checkbox"/> 修了 <input checked="" type="checkbox"/> 見込 指定科目単位 <input type="checkbox"/> 修得 <input checked="" type="checkbox"/> 見込 臨床実習 <input type="checkbox"/> 修了 <input checked="" type="checkbox"/> 見込 (どちらかの□に✓をつける)		
連絡先* 住 所*	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 所属機関 (どちらかの□に✓をつける) 〒○○○-○○○ ○○県○○市○○町○-○-○		
電 話* F A X *	○○○ - ○○○ - ○○○○ ○○○ - ○○○ - ○○○○		
E-mail アドレス*	○○○○@○○○.ne.jp		
一次審査(筆記) 二次審査(口述) の会場	<input type="checkbox"/> 東京会場 <input checked="" type="checkbox"/> 関西会場 (いずれかの□に✓印をつける)		

* 申請に関する問合せ先、審査結果の送付先、及び合格した際の登録情報となります。

申請の際は、この用紙(原本)を使用してください。コピーしたものの申請は不可です。

臨床発達心理士 資格認定申請書 (現職者タイプ用)

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

代表理事 殿

2016年 9 月 1 日

申請者氏名 (自筆署名) 臨 発 心 子 (印)

私は、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構の定める臨床発達心理士の認定 (現職者タイプ) を受けたいので、所定の書類及び認定審査料を添えて申請します。

ふりがな* 氏 名	りん はつ しん こ 臨 発 心 子 1975年 12月 2日生	
ローマ字* (ヘボン式で記入)	(姓) RINHATSU ・ (名) Shinko	
所属機関* 職 名* 主な資格・免許名	機関名 〇〇市教育相談センター〇〇課	職名 相 談 員 主な資格・免許名 学校心理士
連絡先* 住 所*	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 所属機関 (どちらかの <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> 印をつける) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
電 話*	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
F A X *	〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
E-mail アドレス*	〇〇〇〇@〇〇〇.ne.jp	
申請タイプ	<input checked="" type="checkbox"/> Aタイプ <input type="checkbox"/> B1タイプ <input type="checkbox"/> Cタイプ <input type="checkbox"/> B2タイプ <input type="checkbox"/> Eタイプ <input type="checkbox"/> Fタイプ (タイプに相当) いずれかの <input type="checkbox"/> 一つに <input checked="" type="checkbox"/> 印をつける	
二次審査 (口述) の会場	<input checked="" type="checkbox"/> 東京会場 <input type="checkbox"/> 関西会場 (どちらかの <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> 印をつける)	
見込申請 (該当者のみ)	見込申請者は該当する <input type="checkbox"/> に <input checked="" type="checkbox"/> 印をつけてください <input type="checkbox"/> 大学院修士課程修了見込証明書を用いて申請する (Aタイプのみ) <input checked="" type="checkbox"/> 大学院単位修得見込証明書を用いて申請する	

*申請に関する問合せ先、審査結果の送付先、及び合格した際の登録情報となります。

申請の際はこの用紙 (原本) を使用してください。コピーしたものの申請は不可です。

履 歴 書 (現職者タイプ用)

2016年 9月 1日

氏 名	姓 臨 発	名 心 子	印
ローマ字 (ヘボン式で記入)	RINHATSU		Shinko
旧 姓			
生年月日	19〇〇年 12月 2日生 (年齢 39歳)		
現住所 (自宅)	〒〇〇〇—〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇		
	電話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇		
現所属 機関名と 所在地	(所在地) 〒〇〇〇—〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇		
	(所属機関名) 〇〇市教育相談センター		電話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇
大学入学 からの 教育歴 (学歴) (西暦)	1994年	4月	西新宿大学文学部心理学科入学
	1998年	3月	〃 卒業
	1998年	4月	～1999年3月 西新宿大学文学部研究生
	1999年	4月	西新宿大学大学院人文科学研究科心理学専攻修士課程入学
	2001年	3月	〃 修了
	年	月	
学位 (西暦)	修士	(学位の種類) 心理学	(大学名) 西新宿大学
	学位論文題目		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	博士	(学位の種類)	(大学名) 大学
	学位論文題目		2001年 取得・見込 (どちらかに○)
主な職歴 (西暦)			どちらかに○
	2001年	4月～2004年 3月	〇〇保健所発達相談員
	2004年	4月～2006年 3月	〇〇病院小児科心理相談員
	2006年	4月～ (現在)年 月	〇〇市教育相談センター相談員
	年	月～ 年 月	常・非
主な 所属学会	日本発達心理学会 日本感情心理学会 日本教育心理学会		
	日本コミュニケーション障害学会		
関連する主な 資格・免許名	学校心理士		
賞 罰*	なし		

写真 (3×3)

無帽・背景なし

*該当する内容がない場合、「なし」を記載してください。

申請の際はこの用紙(原本)を使用してください。コピーしたものでの申請は不可です。

指定科目履修・指定科目取得講習会受講自己申告書 (指定科目別)

氏名 臨 発 心 子

申請タイプを○で囲む (A)・B1・B2・E・F)

指定科目名	履修科目名一副題(単位数)*1	見込	認定番号/担当者名(年度)/受講年月日 ※記入方法はガイドをよくご覧ください
〈概論科目〉 ①臨床発達心理学の基礎に関する科目	臨床心理学特論Ⅰ—発達臨床 (4単位)	○	○○ - △ △ △
〈領域科目〉 ②認知発達とその支援に関する科目	発達心理学特論Ⅰ—認知発達 (2単位)		A 田 A 子 (1999)
	評価と支援 (2単位)		2007年7月××日・△△日
〈領域科目〉 ③社会・情動の発達とその支援に関する科目			
〈領域科目〉 ④言語発達とその支援に関する科目	発達心理学演習Ⅱ—言語発達 (2単位)		B 田 B 夫 (2000)
	評価と支援 (2単位)		2008年○月××日・△△日
〈フィールド・領域横断科目〉 ⑤育児・保育現場での発達とその支援に関する科目			

* 1 指定科目としての申請単位数です。

* 2 大学院別シラバスの指定科目単位認定済科目の認定番号の確認はウェブページで行ってください。

申請の際はこの用紙(原本)を使用してください。コピーしたものでの申請は不可です。

資料5 (記入例1)

2016 様式 (現) 3-2 (4) 「言語」

科目内容基準とシラバス内容の対応表：言語発達とその支援に関する科目

履修した科目名 (1科目ごとに作成)：発達心理学演習Ⅱ—言語発達

氏名：臨 発 心 子

(担当者名, 単位数)： B田B夫, 2 単位

項目番号	科目内容基準の内容 (中項目)	シラバスの文言	授業内容
1 言語発達の基礎 (基礎)			
1-1	言語発達と言語発達支援	言語発達の各段階における特徴とその支援	言語発達の特徴と言語発達支援
1-2	言語発達の生物学的・神経学的基礎	言語発達と脳科学	言語発達と神経心理学的視点
1-3	言語発達の社会的基礎	〇〇〇〇	〇〇〇〇
1-4	言語発達の認知的基礎	〇〇〇〇	〇〇〇〇
1-5	言語発達の概観	〇〇〇〇	〇〇〇〇
1-6	言語発達の教育的側面	〇〇〇〇	〇〇〇〇
1-7	言語発達の社会的・文化的側面	〇〇〇〇	〇〇〇〇
2 言語発達の評価と支援			
(評価と支援) 2-1	言語発達評価と診断の要点	言語発達診断のための検査	支援につながる言語発達評価
2-2	言語発達支援の現代的問題と支援の場	〇〇〇〇	〇〇〇〇
2-3	言語発達段階に即した対応	なし	なし
2-4	場面に即した対応	なし	なし
2-5	言語発達評価と支援の実際	なし	なし

各中項目 (科目内容基準の内容) に対応するシラバスの文言を抜き出して記入して下さい
(シラバスに対応させなければなりません)

科目内容基準が含まれる割合：基礎 (7項目中7項目)、評価と支援 (5項目中2項目)
申請単位数：基礎 (2) 単位, 支援 (0) 単位

中項目に対応した授業内容

授業担当教員署名

B 田 B 夫

(印)

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構
代表理事 殿

2016年 9 月 1 日

在 職 証 明 書

(A・B・Eタイプ用)

氏 名 臨 発 心 子

上記の者は、本機関において、以下のとおり勤務したことを証明します。

1 勤務期間 自 2004年 4 月 1 日
至 2006年 3 月 31 日

2 職 名 心 理 相 談 員

- 3 勤務の形態 常勤
 非常勤
 ①定期的に毎週勤務
週 日、1日につき 時間
 ②月単位で定期的または不定期に勤務
 ア) 月に日数で契約 (ただし1日4時間以上, 隔週も含む)
月総計 日 (1日につき 時間)
 イ) 月に時間数で契約
月総計 20 時間

機 関 名 〇〇病院

所 在 地 〇〇市〇〇町〇—〇—〇

所属長職名 院 長

氏 名 〇 〇 〇 〇 公印

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構
代表理事 殿

2016年 9 月 1 日

在職証明書 (Cタイプ用)

氏 名 臨 発 心 太 郎

上記の者は、本機関において、以下のとおり勤務したことを証明します。

1 勤務期間 自 2001年 4 月 1 日
至 2007年 3 月 31 日

2 職 名 講 師

3 勤務の形態 常勤
 非常勤

4 非常勤講師の場合、担当科目名、単位数、開講期間を以下に列記してください。
(常勤の場合は記入不要です)
常勤研究員の場合、勤務期間中の成果を発表した文献を列記してください。

2001年度～2006年度.....

「発達心理学特講Ⅰ」 2単位 前期.....

「発達心理学演習Ⅱ」 2単位 後期.....

.....

.....

.....

機 関 名 〇〇大学〇〇学部

所 在 地 〇〇市〇〇町〇—〇—〇

所属長職名 学 部 長

氏 名 〇 〇 〇 〇 公印

臨床発達心理に関連する臨床経験内容一覧

2016年 9月 1日 現在

氏名 臨 発 心 次

	臨床発達心理に関する 実務を行った 期間・日数・時数	実施した機関	対象者の年齢・人数	実務内容の概要	対応する 在職証明書 の通し番号	事例報告書に 記載された 支援が行われた もの(○を記入)
1	2002年 4月 1日より 2005年 3月 31日まで (3) 年 (0) カ月 週()日・1日()時間/ 月総計()日・1日につき()時間/ 月総計(16)時間	○○保健所	0歳～6歳 平均 10人/日	発達相談員として、乳幼児の保護者・ 保育者への臨床発達心理的コンサル テーション(③)、および子どもの心理 査定(①)、指導・援助(②)に携わっ た。	No. (1)	○
2	2005年 4月 1日より 2007年 3月 31日まで (2) 年 (0) カ月 週(2)日・1日(8)時間/ 月総計()日・1日につき()時間/ 月総計()時間	○○病院 小児科	3歳～12歳 平均 10人/日	心理相談員として、発達の遅れを主訴 とする幼児・児童に対する臨床発達心 理査定(①)、指導・援助(②)、およ び保護者に対するコンサルテーション (③)を行った。	No. (2)	
3	2007年 4月 1日より 2011年 3月 31日まで (4) 年 (0) カ月 週(5)日・1日(8)時間/ 月総計()日・1日につき()時間/ 月総計()時間	○○市 教育相談 センター	6歳～8歳 平均 5人/日	相談員として、低学年の児童を中心 に、学習の遅れや集団生活への不適応 の問題への対応(②)と、保護者のカ ウンセリング(②)を行った。	No. (3)	

経験年数換算シート

氏 名 臨 発 心 之 介

申請タイプ (A)

	職場 1	職場 2	職場 3	職場 4	職場 5	換算年数
職場名と証明書番号	〇〇保健所 No1	〇〇 クリニック No2	〇〇中学校 No3	〇〇病院 No4	〇〇市教育 相談センター No5	1, 1/2, 1/3
年度						
1988 (S63)						
1989 (S64/H 1)						
1990 (H 2)						
1991 (H 3)						
1992 (H 4)						
1993 (H 5)						
1994 (H 6)						
1995 (H 7)						
1996 (H 8)						
1997 (H 9)						
1998 (H10)						
1999 (H11)						
2000 (H12)						
2001 (H13)						
2002 (H14)						
2003 (H15)						
2004 (H16)						
2005 (H17)						
2006 (H18)						
2007 (H19)	8 時間/月					0
2008 (H20)	↓	10 時間/月	10 時間/月			1/2
2009 (H21)	↓		↓			1/3
2010 (H22)	↓ 16 時間/月	1 日/週				1/2
2011 (H23)		↓	1 日/週			1/2
2012 (H24)		↓		1 日/週		1
2013 (H25)			↓	↓	3 日/週	1
2014 (H26)					常	1
2015 (H27)					常	1

換算年数 計 (5 5/6) 年

(凡例：常＝常勤，日/週＝週〇日勤務，時間/月＝月〇時間勤務
Cタイプ・非常勤講師の場合，週〇コマ・□単位)

- * 問い合わせは、ウェブページのお問い合わせフォームより受け付けます。回答をメールでお送りしますので、本法人のドメイン@jocdp.jpからのメールが受信できるように設定してください。
- * メールアドレスをお持ちでない場合は、FAXにてお問い合わせください。その際、氏名と返信先FAX番号を必ずお書きください。
- * 回答には、数日～1週間程度を要します。
- * 問い合わせの前に、「臨床発達心理士認定申請ガイド」およびウェブページ掲載のQ&Aを熟読してください。

ご自身の申請タイプはどれにあたるか、〇〇タイプとして認められるか、臨床歴が臨床発達経験として認められるか、実習が臨床実習として認められるか、臨床経験年数の換算方法等、申請者自身に関する個別の問い合わせは、それ自体が審査対象となりますので、問い合わせには応じておりません。ガイドを熟読の上、ご自身でご判断され、必要な書類を整えてください。

臨床発達心理士 認定申請ガイド ——2016年度版——

2016年2月1日 発行

編集・発行者：一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

〒160-0023

新宿区西新宿6-20-12 山口ビル8F

FAX：03-6304-5705

電子メール：shikaku@jocdp.jp

ウェブページ：http://www.jocdp.jp/

振込先（郵便振替）

口座番号：00170-0-93086

加入者名：一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

印刷：よしみ工産株式会社
